適用セラレタル場合ノ額)」を加える。

第三十一条 ノ六第 項 中 「食事 療 養」 0) 下に 「及生活 [療養] を加え、 「特定療養費」 を 保 険 外件 用 療

養費」に改める。

第五 十条ノ九第一項中「トシテ被保険者ノ資格喪失当時ノ標準報酬月額ノ二月分ニ相当スル金額 女

額政令ヲ以テ定ムル 額 ニ満タザルトキ ハ当該・ 政令ヲ以テ定 7 ル額トシ被保険者又ハ被保険者タリシ者ガ 職

務上 1 事 由 又 通 勤 = 因 リ死亡シ タ ル 場合ニ於テ ハ 厚 生労働-大臣 ノ 定 4 ル 当 該 標 進 報 酬 月 額 ノ二月分 二 相

当ス ル 金 額ヲ下ラザ ル 金額 Ĩ-ス を削 り、 同 項第三号中 特定療 養費」 を 保保 険 外併 用 療 養 費」 に 改 8

同 条第二項中 「前項」 を 「 第 一 項」に、 同 項」を 「前項」 に改め、 同条第一 項の次に次の一 項を加え

る。

葬祭料ノ額ハ左ノ区別ニ依ル金額トス

職 務 上 事 由 又 ハ 通 勤 二 因 リ死亡シ タル 場 合ニ付テ ハ被保険者 ノ資格喪失当 時 1 標準 報 酬 月額

月 分 相 当 ス ル 金 額 **(**其 類厚生労働大臣 ノ定ム ル当該 標準 報 膕 月額 ノ二月分ニ相当ス ル 金 額ヲ下ラ

ザル金額トス)

第五 + · 条 **シ**十 中 「前 条第 項 ノ 規· 定ニ 依 ル 葬祭料 ノ金額 ノ 百分 ノ七 十二 相当ス ル 金額 (其ノ額 政令ヲ以

テ定ム ル額ニ満タザルトキハ当該政令ヲ以テ定ムル額)」 を 「政令ヲ以テ定ムル額」に改める。

第五 十一条第一項、 第五十二条及び第五十三条第一項から第三項までの規定中 「特定療養費」 を「入院

時生活療養費、保険外併用療養費」に改める。

第五 十六条 ノ三中 特 定 療養費」 を 「入院時生活療養費、 保険外併用療養費」 に改め、 同 条に次の 項

を加える。

家族療養費、 家族訪問看護療養費、 家族移送費又ハ家族葬祭料ノ支給ハ同一ノ疾病、 負傷又ハ死亡ニ関

シ労働者災害補償保険法ノ規定ニ依リ此等ニ相当スル保険給付ノ支給アリタルトキハ之ヲ為 サズ

第五十八条第三項中 特 定療養費ニ係ル」 を 「保険外併用 療養費ニ係ル」 に、 「入院時 食事療養費、 特

定療養費」 を 「入院時 食事 療養費、 入院 時 生 活 療養費、 保険 外併用 療 養費」 に改 かめる。

第五 十九条第六項中 特 定療 養費」 を 「入院時 生活療養費、 保険外併用療養費」 に改める。

第十八条 船員保険法の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表を次のように改める。

一四六、〇〇〇円未満	一三八、〇〇〇円以上	四二、〇〇〇円	第一級
一三八、〇〇〇円未満	一三〇、〇〇〇円以上	一三四、〇〇〇円	第一〇級
三〇、〇〇〇円未満	一二二、〇〇〇円以上	一二六、〇〇〇円	第九級
二 、〇〇〇円未満	一一四、〇〇〇円以上	一一八、〇〇〇円	第八級
□、○○○円未満	一〇七、〇〇〇円以上	110,000円	第七級
1〇七、〇〇〇円未満	一〇一、〇〇〇円以上	一〇四、〇〇〇円	第六級
一〇一、〇〇〇円未満	九三、〇〇〇円以上	九八、〇〇〇円	第五級
九三、〇〇〇円未満	八三、〇〇〇円以上	八八、〇〇〇円	第四級
八三、〇〇〇円未満	七三、〇〇〇円以上	七八、〇〇〇円	第三級
七三、〇〇〇円未満	六三、〇〇〇円以上	六八、〇〇〇円	第二級
	六三、〇〇〇円未満	五八、〇〇〇円	第一級
月額	報酬	標準報酬月額	標準報酬月額等級

_							_
、〇〇〇円未満	三五〇、	三三〇、〇〇〇円以上	三国〇、〇〇〇円	級	四	_	第
、〇〇〇円未満		三〇、〇〇〇円以上	三1110、000円	級	三	_	第
三一〇、〇〇〇円未満	= -	二九〇、〇〇〇円以上	1100'000E	級	<u>-</u>	<u>-</u>	第
二九〇、〇〇〇円未満	二九〇	二七〇、〇〇〇円以上	二八〇、〇〇〇円	級	<u> </u>	二	第
、〇〇〇円未満	二七〇、	二五〇、〇〇〇円以上	二六〇、〇〇〇円	級	0	1	第
、〇〇〇円未満	三五〇、	二三〇、〇〇〇円以上	11国0,000日	級	九	<u> </u>	第
、〇〇〇円未満	1 11110	二一〇、〇〇〇円以上	11110,000年	級	八	<u> </u>	第
二一〇、〇〇〇円未満	<u></u>	一九五、〇〇〇円以上	1100′000m	級	七	<u> </u>	第
九五、〇〇〇円未満	一 九 五	一八五、〇〇〇円以上	一九〇、〇〇〇円	級	六	<u> </u>	第
、〇〇〇円未満	一八五、	一七五、〇〇〇円以上	一八〇、〇〇〇円	級	五.	<u> </u>	第
、〇〇〇円未満	一七五、	一六五、〇〇〇円以上	140,000年	級	四	<u> </u>	第
、〇〇〇円未満	一六五、	一五五、〇〇〇円以上	1 长〇、〇〇〇巴	級	11]	<u> </u>	第
、〇〇〇円未満	一五五、	一四六、〇〇〇円以上	一五〇、〇〇〇円	級	<u> </u>	_	第

_		I	1	I	1		1	1	I	1	1	1	
	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第
	=	三	三	三	三	\equiv	三	三		<u> </u>		<u> </u>	<u>-</u>
	七	六	五.	四	三	<u> </u>		\circ	九	八	七	六	五
	級	級	級	級	級	級	級	級	級	級	級	級	級
	七一〇、〇〇〇円	六八〇、〇〇〇円	六五〇、〇〇〇円	六二〇、〇〇〇円	五九〇、〇〇〇円	五六〇、〇〇〇円	五三〇、〇〇〇円	五〇〇、〇〇〇円	四七〇、〇〇〇円	四四〇、〇〇〇円	四一〇、〇〇〇円	三八〇、〇〇〇円	三六〇、〇〇〇円
	六九五、〇〇〇円以上	六六五、〇〇〇円以上	六三五、〇〇〇円以上	六〇五、〇〇〇円以上	五七五、〇〇〇円以上	五四五、〇〇〇円以上	五一五、〇〇〇円以上	四八五、〇〇〇円以上	四五五、〇〇〇円以上	四二五、〇〇〇円以上	三九五、〇〇〇円以上	三七〇、〇〇〇円以上	三五〇、〇〇〇円以上
	七三〇、〇〇〇円未満	六九五、○○○円未満	六六五、〇〇〇円未満	六三五、〇〇〇円未満	六○五、○○○円未満	五七五、〇〇〇円未満	五四五、〇〇〇円未満	五一五、〇〇〇円未満	四八五、〇〇〇円未満	四五五、〇〇〇円未満	四二五、〇〇〇円未満	三九五、〇〇〇円未満	三七〇、〇〇〇円未満

以	ヨリ翌年三月三十一日迄ヲ謂フ以	第三月三·	(毎年四月一日ヨリ翌		賞与ニヨリ	其ノ月ニ当該被保険者ガ受ケタル賞与ニヨリ其ノ年度	保険	当該被	ノ 月 ニ	其
但	ユルトキハ之ヲ二百万円」を「但	- キハ之ヲ		「此ノ場合ニ於テ当該標準賞与額ガ二百万円ヲ超	於テ当該標		項 中	五第一	四条ノ五第	第
			〇〇〇円以上	一、一七五、	〇〇〇円	- ` · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	級	七	四	第
	〇〇〇円未満	、一七五、	〇〇〇円以上一、	一、一五、	〇〇〇円	一、一五〇、	級	六	四	第
	〇〇〇円未満	一 五、	〇〇〇円以上一、	一、〇五五、	〇〇〇円	一、〇九〇、	級	五	四	第
	〇〇〇円未満	、 〇 五 五、	〇〇〇円以上一、	一、〇〇五、	〇〇〇円	1, 0110,	級	四	四	第
	〇〇〇円未満	、〇〇压、	〇〇〇円以上一、〇〇五、〇〇〇円未満	九五五、	000円	九八〇、	級	111	四	第
	九五五、〇〇〇円未満	九五五、	〇〇〇円以上	九〇五、	000円	九三〇、	級	1]	四	第
	九〇五、〇〇〇円未満	九〇五、	〇〇〇円以上	八五五、		八八〇、	級	_	四	第
	八五五、〇〇〇円未満	八五五、	〇〇〇円以上	八一〇、	〇〇〇円	八三〇、	級	\circ	四	第
	八一〇、〇〇〇円未満	八一〇、	〇〇〇円以上	七七〇、	〇〇〇円	七九〇、	級	九	11	第
	〇〇〇円未満	七七〇、	〇〇〇円以上	七三〇、	000円	七五〇、	級	八	=	第

下之ニ同ジ)ニ於ケル標準賞与額ノ累計額ガ五百四十万円ヲ超ユルコトトナル場合ニハ当該累計額ガ五百 シ其

四十万円 ト為サントセ ント其 、 ノ 月 ノ標準賞与額ヲ決定シ其 ノ年度ニ於テ其ノ月 ノ翌月以降ニ受クル賞与ノ

標準賞与額ハ零」に改める。

第十九条ノ三第四項中 「保険給付」の下に「(出産手当金ヲ除ク)」 を加える。

第三十条第二項第三号中「百分ノ六十」を「三分ノ二」に改め、 「金額」 の 下 に 「(其ノ金額ニ五十銭

未満 ノ端数アルトキ ハ之ヲ切捨テ五十銭以上一円未満 ノ端数アルトキハ之ヲ一円ニ切上グルモノトス)」

を加 え、 同 条第三項中 「ナ ル コ <u>|</u> の 下 に (第三十二条ノ三及第三十二条ノ四ニ於テ支給要件期間 ト称

ス)」を加え、同条第二項の次に次の一項を加える。

第十九条ノ三ノ規定ニ依ル被保険者又ハ被保険者タリシ者ニ係ル第一項ノ規定ニ依ル傷病手当金ノ支給

ハ当該被保険者ノ資格ヲ取得シタル 日ヨリ起算シー年以上経過シタルトキニ発シタル疾病若ハ負傷又ハ

之二因リ発シタル疾病ニ関シテハ之ヲ為サズ

第三十二条第二項中 「百分 ノ六十」を「三分ノ二」に改め、 金 額」 0 下に (其ノ金 報ニ 五 十銭 未 満

ノ端数アルトキハ之ヲ切捨テ五十銭以上一円未満ノ端数アルトキハ之ヲ一 円二切上グルモノト -ス)_ を加

える。

第三十二条ノ三中「第三十二条 ノ規定ニ依リ支給スベキ保険給付 ハ被保険者タリシ者ガ其ノ資格 ラ喪失

シタル日ヨリ六月以内ニ分娩シタル トキニ限リ之ヲ支給ス」 を「第三十二条第一 項 ノ規定 ニ依リ 出 産 育 阋

時金ノ支給ヲ受クルニハ被保険者タリシ者ガ其ノ資格ヲ喪失シタル日ヨリ六月以内ニ分娩シタルコ ート及

支給要件期間ヲ要ス」に改める。

第三十二条ノ四を次のように改める。

第三十二条ノ四 被保険者タリシ者ガ其 ノ資格喪失後 ノ期間ニ係ル第三十二条第二項ノ規定ニ依リ出産 手

当 金 ノ支給ヲ受クルニハ被保険者タリシ者ガ第十 九条 ノ規定ニ依リ其ノ資格ヲ喪失シ タル 日 前 三分娩シ

タルコト又ハ同条 ノ規定ニ依リ其ノ資格ヲ喪失シタル日ヨリ六月以内ニ分娩シタルコト及支給要件 期間

ヲ要ス

第十九条 船員保険法の一部を次のように改正する。

目 次 中 「第三十一条ノ六」を「第三十一条ノ七」に、 「第六十七条」 を「第六十六条」に、 「第六十八

条」を「第六十七条」に改める。

第一条第三項に次のただし書を加える。

但シ後期高齢者医療 ノ被保険者 (高 B 齢者 の医 療 \mathcal{O} 確 保に関する法律 (昭和 五十七年法律第八十号) 第

五十条 ノ規定ニ依 ル 被保険者ヲ謂 フ 及同 条各号ノーニ該当ス ル者ニシテ同法第五 十 条 1 規 **処定ニ依** IJ

後期高 齢 者 医 療 ノ被保険者ト為ラザリシモノ(以下後期高齢者医療 ノ被保険者等ト称ス)ハ 此 ノ 限 ニ 在

ラズ

第一 条第三項第一号中 「被保険者ノ」 を 「被保険者 (後期高齢者医療 ノ被保険者等タル者ヲ除ク以下本

項ニ於テ之ニ同ジ)ノ」に改める。

第五 条第 項 中 「高 額 療養費」 \mathcal{O} 下に 高 額介護合算療養費」 を加える。

第九条ノ四を第九条ノ五とし、 第九条ノ三の次に次の一条を加える。

第九 条 **シ** 四 船員保険ヲ管掌シタル政府ノ職員又ハ職員タリシ者 ハ船員保険事業 (第三章第四節乃至第六

節及第七節第 一款 = 規定ス ル 保険給付 ニ 関 スル 事業ヲ除 ク ニ関シテ職務上知得シタル秘密ヲ正当ノ理

由ナクシテ漏ラサザルベシ

第十九条 ノ三第 項中 「同ジ) の 下 に 「又ハ後期高 [齢者] 医 療 ノ被保 険者等」 を加える。

第十九条ノ四中 「又ハ第五号」を 「乃至第六号」に改め、 同条に次の一号を加える。

六 後期高齢者医療ノ被保険者等ト為リタルトキ

第二十 八条第三項第 号 中 七 + 五 歳 未 満 ノ被 保 険者 (老人保健 法 (昭 和 五 十七 年法 (律第八十号) ノ 規

定ニ依 ル医療ヲ受クルコトヲ得ベキ者ヲ除ク) _ を 「次号ニ掲グル者以外 ノ被保険者」に改め、 同 項第二

号 中 「七十五歳未満 ノ被保険者 (老人保健法ノ規定ニ依ル医療ヲ受クル コ トヲ得ベキ者ニ限ル) 及七十五

歳以上ノ」を「後期高齢者医療ノ被保険者等タル」に改める。

第二十八条 ノ三第 項 第二号中 「百分ノ十」を 「百分ノ二十」 に改め Ź

第二十九条 ノ 五 第 項 中 高 額 療 養費」 の 下 に 「又ハ第三十一 条 ノ七第 項ノ規定ニ依リ支給セラレ タ

ル高額介護合算療養費」を加える。

第三十条に次の一項を加える。

傷 病手当金 ノ支給 ハ高齢 者 \mathcal{O} 医 療 \mathcal{O} 確保に関する法律 ノ規定ニ依リ傷病手当金ノ支給アリタ ル トキ ハ 其

ノ限度ニ於テ之ヲ為サズ

第三十一条第二項第 号中 老 人保: 健法 ノ規定ニ 依り医す 療若 入院時 食事療 養費、 入 院 時 生 活 療養費、

保険 外併用療養費、 老人訪問看護療養費」 を 高 齢者の医療の 確保に関する法律ノ 規定ニ依リ 療養ノ給付

若 ハ入院時 食事 療養費、 入院時生活療養費、 保険外併用療養費、 訪問看護療養費」 に改め、 (次項後段

ノ規 定ニ該当ス ル場合ニ於ケル 医療 又ハ入院 時 食事 療養費、 入 院 時 生活 療 養費、 保 険 外併 用 療 養費、 老人

訪問 .看護療養費若ハ移送費ノ支給ヲ除ク) 」を削り、 同項第二号中「又ハ国民健康保険 ノ被保険者」 を

国 [民健康保険ノ被保険者又ハ後期高齢者医療ノ被保険者等」に改め、 同条第三項後段を削る。

第三十一条ノ二第一 項中「 (老人保健法 ノ規定ニ依ル医療ヲ受クルコトヲ得ベキ者ヲ除ク)」 を削り、

同条第二項第一号イ中 「三歳ニ達 ス ル 日ノ属 ス ル 月 1 <u>뀾</u> 月 を 「六歳ニ 達 ス ル 日 以 後 ノ最初ノ三月三十一

日 ノ翌日」 に改 め、 同号口 中 「三歳 =達 スル 日 1 属 スル月」 を 「六歳ニ達スル日 以後 ノ最初ノ三月三十

日」に改め、 同号ハ中「百分ノ九十」 を「百分ノ八十」に改める。

第三十一条ノ三第一項及び第三十一条ノ四第一項中「(老人保健法ノ規定ニ依ル医療ヲ受クルコトヲ得

べキ者ヲ除ク)」を削る。

第三十一条ノ五 第 項 中 「老人保健法」 を 「高 齢 者 \mathcal{O} 医療 \mathcal{O} 確保 に関する法律」 に改める。

ノ六第 項中 控控 除 シ タ ル額」 の 下 に 「(次条ニ於テー部負担金等 ノ額ト称 ス) を加え、

第三章第二節中同条の次に次の一条を加える。

相当スル額ヲ控除 シテ得 タ ĺ 額) 並ニ介護保険 \法第五· + 条 第 項ニ 規定ス ル 介 護サ ĺ ピ ス 利 用 者 負 担

額 (同 項ノ高額介護サー ビス費ガ支給セラルル場合ニ於テハ当該支給額ヲ控除 シテ得タル額) 及同 法第

六十一 条第一 項ニ規定スル介護予防サービ ス利用者負担額 (同項 ノ高額介護予防サービ ス費ガ支給セラ

ル ル場合ニ於テハ当該支給額ヲ控除シテ得タル額) ノ合計額著シク高額ナリシトキハ当該 部 負担 金等

額 = 係 ル 療養 ノ給 付 又 ノヽ 保険外 併用療養費、 療養費、 訪 問 看 護 療 養費、 家族療養費若 ハ 家 族 放訪問 看 護

療養費ノ支給ヲ受ケタル者ニ対シ高額介護合算療養費ヲ支給ス

前条第二項ノ規定ハ高額介護合算療養費ノ支給ニ関シ之ヲ準用 ス

第三十二条第一項中 「被保険者タリシ者」 の 下 に _ (後期高齢者医療ノ被保険者等タル者ヲ除ク以下本

条ニ於テ之ニ同ジ)」を加える。

第五十条ノ九に次の一項を加える。

葬祭料 ノ支給 ハ 高 齢 者 \mathcal{O} 医 療 0) 確 保に関する法律ノ規定ニ依リ葬祭料ニ相当スル給付ノ支給アリタルト

キハ其ノ限度ニ於テ之ヲ為サズ

定 健 第五 康 診 十七条 査 及同 ノ二第 法第二十 項中 匝 条 政 規 府 ハ 定 = 依 の 下 に ル 特 定 「高 保 健指導 | 齢者 \mathcal{O} 医療 (以下本項ニ於テ特定健 \mathcal{O} 確保 に関する法律第二十条 康診査等ト ノ 規 称 . ス) 定 と二依 ヲ為 ル 特 ス

モノノ外特定健康診査等以外ノ事業ニシテ」を加える。

第五十八条第四項中 「老人保健法ノ規定ニ依ル拠出金 (以下老人保健拠出金ト称ス) 及国民健康保険法

昭 和三十三年法律第百九十二号)ノ規定ニ依 ル ,拠出 金 (以下退職者給付拠出金ト称ス) 」 を 「高 齢 者 \mathcal{O}

定二 依 ル 後期 高 齢者支援 金等 (以下 -後期高 齢者支援金等ト 称 ス) に 改 8 る。

医

療

 \mathcal{O}

確

保に

関

する法律

ノ規定ニ依

ル

前期

高

齢

者納

付

金 等

(以 下

前

期

高

齢

者納

付

金等ト

- 称ス)

及同

法

ノ規

第五 十九条第一項中「老人保健拠 出金及退職者給付拠出金」を 前 期高 齢者納付金等及後期高齢者支援

金等」 に改め、 同条第二項第一号中 般保険料率」 の 下 に 「(基本保険料率ト特定保険料率 F ヲ合算シ

タル 率 ·ヲ謂フ) _ を加え、 同 条第五 項第一号及び第二号中 「依ル被保険者」 の 下 に _ (後期高 齢 者医 療

被保 除者 等タル 者ヲ除 <u>ク</u> __ を加い え、 同 項第三号を同 項第五号とし、 同 項 第二号 Ď 次に次の二号を加える。

三 第十七 条 ノ規定 三依 ル 被保証 険者 (後期: 高 齢 者 医 療 ノ被保険者等タ ĺ 者二限 ル)ニシテ第三十三条

三第二項各号ニ該当セザルニ因リ失業等給付ノ支給ヲ受クルコトヲ得ルモノニ付テハ千分ノ二十六ニ

災害保険料率ヲ加 ^ タ ル 率 (第五· 十九条 ノ三ノ規定 三依 ル特別失業保険料率 ノ適 用 アル船舶所有者

使 用 セラ ル ル 被保 険者ニ 付テハ 其 ノ率ニ 特別失業保 険 料率ヲ 更ニ加 ^ タル・ 率

兀 第十七条ノ規定ニ依 ル被保険者 (後期高齢者医療 ノ被保険者等タル者ニ限ル)ニシテ第三十三条ノ

三第二項各号ノーニ該当スルニ因リ失業等給付ノ支給ヲ受クル コトナキモノニ付テハ千分ノ八二災害

保険料率ヲ加ヘタル率

第五 十九九 条第六項 中 「高 額 療養費」 の 下 に 高額介護合算療養費」 を加え、 「老人保健拠 出 金及退 職

者 給 付付 拠 出 金 を 「前 期 高 齢 者 納 付 金等及後期高 齢者支援金等」 に 改め、 同 条第 八 項 中 老 人 保 健 拠 出 金

若 , . ハ 退 脱者給付拠出金」を 「前期高 齢者納付金等若 ハ後期高齢者支援金等」に、 「第六項」を 「第七 項」

に改め、 同条第九項中 「第六項」を 「第七項」に改め、 同条第十二項中 「第九項」 を 「第十項」 に改め、

同条第五項の次に次の一項を加える。

前 項第三号又ハ第四 号 ノ規定ニ拘ラズ後 期 高 齢 者 医療 ノ被保険 者等タ ル 被保険者 ガ後 期 高 齢 者 医 療 ノ被

保 険 人者等 該当セザ ルニ至リタル 場合ニ於テハ 其 ア月分ノー 般保険 料 率 ノヽ 同 項 第 号 又 ハ第二号ニ 該 当

ス ルモノト ス但シ其ノ月ニ於テ再ビ後期高齢者医療 ノ被保険者等ト為リタル場合其ノ他政令ヲ以テ定ム

ル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第五十九条に次の二項を加える。

特 定保 険 料 率 ハ各年度ニ於テ政 府 ガ納付 スベ キ 前期高 齢者納付金等ノ額及後期高 齢者支援金等 ノ額ノ合

算 額 日 IJ 前 条 ノ規定 一二依 ル其 ノ額 係 ル 玉 庫 補 助 額 ヲ控除 シタ ル 額 (高 齢 者 0 医 原の 確 保に 関 ず る法 律

規定 三依 ル 前期 高 齢 計者交付。 金ア ル 場合 ハ之ヲ控除 シタ ル 額) ヲ当該 年 -度ニ於 ケル被保 険 者 ノ 標準 報 酬

月 額 総 額 及 標準 賞 与 額 ノ総 額 ノ合算 額 ノ見込 額 ヲ 、以テ除 シテ得 タ ル 率 -ヲ基: 準 1 シ テ社 会保 険 庁 長官之

ヲ定ム

基本 保 険料 率 ハー 般保険 料率 ヨリ 特定保険料率ヲ控除シタル率ヲ基準トシテ社会保険庁長官之ヲ定 A

第六十条第 項 第 号中 「第五· + 九 条第九項又 ハ第十一 項」 を 「第五 十九条第十 -項 又 ハ第十二項」 に改

め、 同 項第二号中 「第 五. + 九 条第. 九 項」 を 「第五 十九 条第十二 ·頂 」 に改 め、 同]項第三 一号中 「介護 保 険 第二号

被保 険 者」 0 下 に 及 後 期 高 齢 者 医 療 ノ被 保 険 者 等 を加 え、 第 五. + 九 条第 九 項 又 ハ 第十一 項」 を 「第

五. 十 九 条第十 項 文 ノヽ 第 十二 項 に 改 め、 同 項第四 号中 介 護 保険第二号被 保 険 者」 \mathcal{O} 下 12 及 後 期 高 齢 者

医 療 被保険者等」 を加え、 「第五 十九条第 九項」 を 「第五· 十九条第十項」 に改め、 同項に次の一 号を加

五. 第十七条 ノ規定ニ依 ル被保険者 (後期高齢者医療 ノ被保険者等タルモ ノニ限ル) ニシテ第三十三条

ノ三第二項各号ニ該当セザルニ因リ失業等給付ノ支給ヲ受クルコトヲ得ルモノニ付テハ標準 中報酬! 月額

及標準賞与額ニ夫々千分ノ九 (第五十九条第十二項ノ規定ニ依リ一般保険料率ガ変更セラレ タルトキ

当該変更ニ依リ増減シタル率ノ二分ノーニ相当スル率ヲ増減シタル率)ヲ乗ジテ得タル額

第六十条第二 項中 前 項」 を 「第一項」に改め、 同条第 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 次に次 0 項を加 える。

第二項各号ノーニ該当スルニ因リ失業等給付ノ支給ヲ受クルコトナキモノニ付テハ船舶所有者ガ保険料

額ノ全額ヲ負担ス

第十七条ノ

規定ニ

依

ル被保険者

(後期高

齢者医

療

ノ被保険者等

タル

干

ノニ限

ル

ニシテ第三十三条ノ三

第六十七条を削る。

第六章中第六十八条の前に次の一条を加える。

第六十七条 第九条、 ノ 四 ノ規定ニ違反シテ秘密ヲ漏ラシタル 者ハー年以下ノ懲役又ハ百万円以下ノ罰金ニ

処ス

附則第二十四項の次に次の二項を加える。

玉 民 健 康 保 険 法 (昭 和三十三年 法 律 第 百 九十二号) 附 則第十条第 項 T 規定 = 依 リ社会保 険 診 療 報 膕 支

払基 金法 (昭和二十三年法律第百二十九号) ニ依 ル社会保険診療報酬 支払基金 金 ガ 同 . 項 ニ 規定 ス ル 拠 出 金

ヲ 徴 収 ス ル 間 第五十八条第四項中 及同 法 ノ規定ニ依 ル後期高 齢者支援金等 (以下後期高 齢 計者支援 金

1 称ス)」 } アル ハ \neg 同 法 ノ規定ニ 依 ル 後期 高 齢 者支援金等 (以下: -後期高 齢 者 支援。 金等ト 称 ス 及国

民 健 康 保 険 法 附 三則第: + · 条 第 項 1 規 定 = 依 ル 拠 出 金 (以下 退 職 者給 付 拠 出 金 \vdash 称 ス) 1 第 五 十九 条 第

項 (及第 七 項 中 及 後期 高 齢 者 支援· 金等」 1 ア ル ノヽ 後 期 高 齢 者 支 援 金等 及退 職 者 給 付 拠 出 金 1 同

条第 九項中 若 ノヽ 後期高齢者支援金等」 } ア ル ハ 後期高 齢者支援金等若 ハ 退 職者給 付 拠 出 金 1 同

条第十四項中 「及後期高齢者支援金等」 トア ル ハ 後期高齢者支援金等ノ額及退職者給付 拠出 金 }

ス

高 齢 者 \mathcal{O} 医 療 \mathcal{O} 確 保 に 関 はする法語 律 附 則第二条ニ 規 定 ス ル 政 令ヲ 以テ定 7 ル 日 迄 1 間 前 項 ノ規 定 = 依 リ 読

替 ラレ タ ル 第 五. 十八 条第 匝 項中 及 \vdash ア ル ハ 同 法 附 則 第 七 条 第 項 1 規 定二 依 ル 病 床 転 換 支援

金等 (以下病床転換支援金等ト称ス)及」 ト前 項 ノ規定ニ依リ読替ヘラレ タル第五 十九条第 項及第七

項 中

トアルハ「、病床転換支援金等若ハ」 ト 前 項ノ規定ニ依リ読替 ハラレ タル同 条第十四項中 「ノ額及」

トアルハ「ノ額、病床転換支援金等ノ額及」トス

附則第十九項から第二十一項までを削る。

第二十条 船員保険法の一部を次のように改正する。

第二十八条第七項を削る。

第二十八条ノ七第七項中 「及第七項」 を削り、 「並ニ第二十八条ノ六第一項」を「及前条第一 項 に改

める。

第二十八条ノ八第四項中「及第七項」を削り、 「並ニ前条第四項」を「及前条第四項」に改める。

第二十九条第四項中 「及第七項」を削り、 「並ニ第二十八条ノ七第四項」を「及第二十八条ノ七第四項

に改める。

第三十一条ノ二第六項中 第五項及第七項」 を 「及第五項」に改める。

第三十一条ノ五第一項中 「介護保険法」の下に「(平成九年法律第百二十三号)」を加える。

(社会保険医療協議会法の一部改正)

第二十一条 社会保険医療協 議会法 (昭和二十五年法律第四十七号) の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中 「基準」の下に「、 同法第八十五条の二第二項の規定による基準」を加え、 同項

第三号中「第六十三条第二項」を「第六十三条第二項第三号及び第四号」に改め、 「定め」の下に 「(同

項第三号に規定する高度の医療技術に係るものを除く。)」を加え、 $\overline{}$ 同法第八十六条第一項第一号の

規定による高度の医療を提供する病院若しくは診 療所の要件を定める厚生労働省令」 を削 り、 同条第二項

中 特定承 認保険医療機関 図の承認! 及び承認 の取消し」 を削 る。

第二十二条 社会保険医療協議会法の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号及び第二号中「八人」を「七人」に改め、 同項第三号中「四人」を「六人」に改め

、同条第四項を次のように改める。

4 厚生労働 大臣 は 第一 項第一号に掲げる委員 (の任命に当たつては医療に要する費用を支払う者の立場

を適 切に代表し得ると認められ る者の意見に、 第一項第二号に掲げる委員の任命に当たつては 地域 医 療

 \mathcal{O} 担い手の立場を適切に代表し得ると認められる者の意見に、それぞれ配慮するものとする。

第八条中「それぞれ、 中 ·央協議会又は厚生労働省令で定める基準に従い地方協議会が」 を「政令で」に

改め、同条を第九条とし、第七条の次に次の一条を加える。

第八条 中央協議会の公益を代表する委員は、 会議の日程及び議題その他の中央協議会の運営に関する事

項について協議を行い、 中央協議会の第三条第一項第一号及び第二号に掲げる委員は、 その協議 の結果

を尊重するものとする。

2 中 -央協 議会が、 第二条第一項第一号又は第二号に掲げる事項に係る答申又は建議を行う場合には、 あ

5 カ じめ中 -央協議 会 0 公益を代表する委員が当該事 項 の実施の状況について検証を行 V ; その結果を公

表するものとする。

(介護保険法の一部改正)

第二十三条 介護保険法 (平成九年法律第百二十三号) の一部を次のように改正する。

第七十一条第 一項中 「若しくは保険薬局」 を「又は保険薬局」 に、 又は同法第八十六条第 項 第

号の 規定による特定承認保険医 療 機 関 \mathcal{O} 承 認が あったときは、 その指定又は承認 (以下この項に お 1 7

指定等」という。)」を「は、 その指定」に、 「指定等の」 を「指定の」に改め、 同条第二項中 ・「若しく

は を 「又は」に改め、 「又は同法第八十六条第十二項において準用する同法第八十条の規定による特定

承認保険医療機関の承認の取消し」を削る。

第二十四条 介護保険法の一部を次のように改正する。

目次中 「第五十一条の三」を「第五十一条の四」に、 「第六十一条の三」を「第六十一条の四」に改め

る。

第十二条第五項中 「第二十八条の二」を「第二十八条の三」 に改める。

第二十二条第三項中 「第五十一条の二第四項」 を「第五十一条の三第四項」に、 「第六十一条の二第四

項」を「第六十一条の三第四項」に改める。

第四十条第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二 高額医療合算介護サービス費の支給

第五 十一条第 項 中 「得た額」の下に 「(次条第一項において 「介護サービス利用者負担額」 という。

」を加える。

第四章第三節中第五十一条の三を第五十一条の四とし、第五十一条の二を第五十一条の三とし、第五十

一条の次に次の一条を加える。

(高額医療合算介護サービス費の支給)

第五十一条の二 市町村は、 要介護被保険者の介護サービス利用者負担額 (前条第一項の高額介護サー E

ス費が支給される場合にあっては、 当該支給額に相当する額を控除して得た額) 及び当該要介護被保険

者に係る健康保険法第百十五条第一 項に規定する一部負担金等の額 (同項の高 額療養費が支給される場

合にあっては、 当該支給額に相当する額を控除 して得た額) その他 (T) 医療保険 各法又は 高 齢 者 \bar{O} 医 療 \mathcal{O}

確保に関する法律 (昭 和五 十七年法律第八十号) に規定するこれに相当する額として政 政令で定 め る 額 \mathcal{O}

合計額が、 著しく高額であるときは、 当該要介護被保険者に対し、 高額医療合算介護サー ビス費を支給

する。

2 前条第二項の規定は、 高額医療合算介護サー ビス費の支給について準用する。

第五十二条第九号の次に次の一号を加える。

九の二 高額医療合算介護予防サービス費の支給

第六十一条第一項中「得た額」の下に「(次条第一項において「介護予防サービス利用者負担額」とい

う。)」を加える。

第四 章 第 匹 節 中 第六十一条の三を第六十一 条の 四とし、 第六十一条の二を第六十一条の三とし、 第六十

一条の次に次の一条を加える。

(高額医療合算介護予防サービス費の支給)

第六十一条の二 市町村 は、 居宅要支援被保険者の介護予防サービス利用者負担額 (前条第一項の高額 介

護予防; サー ピ ス費が支給され る場合にあっては、 当該. 支給額に相当す る額を控除 して得た 額) 及び 当該

居宅要支援 被保険者 に係る健 康保険法第百十五 条第 項には 規定する る 一 部 負担 金 等 \mathcal{O} 額 同 項 \mathcal{O} 高 額 療 養

費が支給される場合にあっては、 当該支給額に相当する額を控除 して得た額) その他の医療保険 各法 又

は高 .齢者の医療の確保に関する法律に規定するこれに相当する額として政令で定める額 の合計 :額が、 著

しく高額であるときは、 当該居宅要支援被保険者に対し、 高額医療合算介護予防 サー ピ ス費を支給する。

2 前 条第二項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定 は、 高 額 医 療合算介護予防 サ ĺ ビス費 \mathcal{O} 支給 に . つ 7 て準用 でする。

第六十六条第 項及 び第四 項並 びに第六十八条第 項 中 第五 + 条 の 二 一第四 項」 を 「第五十一 条の三

第四 項」に、 「第六十一条の二第四項」 を 「第六十一条の三第四項」 に改める。

予防 項」 サ Ì 高 第六十九条第 を加え、 サ ピ 額 ス費並 介護 ピ 予 ス費並びに」 びに 防 「及び第六十一条の三第一項」 サー 項中 を ピ ス 費 「 及 び $\overline{\ }$ に改め、 高額医療合算介護サー \mathcal{O} 支給 高額介護予防サー 及 同条第四項中 び高 額 医 を 療 合算 ピ 「第五十一条の三第一項」 E ス費の支給」 こス費、 **介護予** 第六十一 防 高額介護予防サ サー 条の三第一項及び第六十一条 を ピ ス 費 高 $\widehat{\mathcal{O}}$ 額 の 下 に 支給」 ĺ 医療合算介護サー ビス費及び高額医 に、 第五 「 及 び の四 十一 高 ピ 第 条 ス 療合算介護 額 \mathcal{O} 介護 費の支給 項」に 兀 第 予 防

る市 第百 町 村老人保健計 + 七 条第四 項中 画 「及び老人保 を削る。 健法 (昭和 五十七年法律第八十号) 第四十六条の十八第一項に規定す 改める。

第百十八条第四]項中 「及び老人保健法第四十六条の十九第一項に規定する都道府県老人保健計画」 を削

第百三十四条第 項 中 「第六項まで」 0 下に 「及び第 九項」 を加え、 同 条第 九項中 「第七項」 を

項」

に改

め

同

項

を

同

1条第十

項とし、

同

条第八

項中

「お

7

ては、」

の 下

に

「政令で定めるところに

ょ

「第八

る。

連合会、 指定法人及び」を加え、 同項を同条第十項とし、 同条第七項中 「次項」を「第十項」に、 前

各項」 を 」 第 項から第六項まで」に改め、 同項を同条第八項とし、 同項の次に次の一項を加える。

9 前 項にお いて、 社会保険庁長官を経由して市 町村に通知を行う場合においては、 政令で定めるところ

により、連合会及び指定法人を経由して行うものとする。

第百三十四条第六項の次に次の一項を加える。

7 年金保険者 (社会保険庁長官に限る。) は、 前各項の規定による通知を行う場合においては、 政令で

定めるところにより、 連合会及び国 民健康保険法第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する

法人 (以下 「指定法人」という。) を経由して行うものとする。

第百三十五条第一項中「認めるもの」の下に「その他政令で定めるもの」を加える。

第百三十六条第四項中「七月三十一日までに」の下に「、 政令で定めるところにより、 連合会及び指定

法人を経由して」を加え、 同条第五項及び第六項中「七月三十一日までに、」の下に「政令で定めるとこ

ろにより、連合会、指定法人及び」を加える。

第百三十七条第六項及び第百三十八条第四項中 「第九項」を「第十一項」 に改める。

第百七十六条第一項第一号及び第百七十九条中「第五十一条の二第八項」を「第五十一条の三第八項」

第二百五条第 一項中 「第五 十 一 条の二第八項」 を 「第五 十一条の三第八項」に、 「第六十一条の二第八

を 「第六十一条の三第八項」に、 「第五十一条の二第七項」を 「第五十一条の三第七項」に、 「第六

十一条の二第七項」を「第六十一条の三第七項」に改める。

附則に次の一条を加える。

(病床転換の円滑化への配慮)

第七 条 厚生労 働 大臣 は、 基本指導 針を定めるに当たっては、 医療に要する費用 の適正化及び良質 か つ効率

的 な介護サー ビスの確保の観点から高齢者の医療の確保に関する法律附則第二条に規定する病床 の転 換

が円滑に行われるよう、 介護保険施設その他厚生労働省令で定める施設の入所定員の増加について適切

に配慮するものとする。

第二十五条 介護保険法の一部を次のように改正する。

第七 条第七 項中 「政 府、 健 康 保険 組 合」 を 全国 健康保険協会、 健康 保険組合、 政 府」 に改 んめる。

第六十八条第五項中 「認めるときは、 当該要介護被保険者等の加入する医療保険者」の下に「 (当該要

介護被保険者等が全国健 康 保険協会の管掌する健 康保険 の被保険者 健健 康保険法第三条第四項に規定する

任意 継 続被保険者を除く。 又はその被扶養者である場合に は、 社会保険庁長官。 以下この 条に お 1 て同

じ。)」を加える。

第二十六条 介護保険法の一部を次のように改正する。

目次中 「第百六条」 を 「第百十五条」 に改め、 「第三款 指定介護療養型医療施設 (第百七条 第百 +

五条)」を削る。

第八条第十 ·項 中 介護 療養型医療施設」 を削 り、 同条第二十二項中 介護老 人保持 健 施 設及び 同 · 項 第

三号に規定する指定介護療養型医療施設」を「及び介護老人保健施設」に改め、 同条第二十三項中 介

護保健施設サー ビス及び介護療養施設サービス」を「及び介護保健施設サービス」に、 「、介護老人保健

施設又は介護療養型医療施 設」を「又は介護老人保健施設」 に改め、 同条第二十六項を削る。

第八条の二第十項中「、介護療養型医療施設」を削る。

第四 + 八条第一 項第三号を削 り、 同 条第六項中 第九十七 条第三項」 を 「又は第九十七条第三項」に

改め、 「又は第百十条第二項に規定する指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準 (指定介護

第五 十 一 条の三第 項中第三号を削り、 第四号を第三号とし、 第五号を第四号とし、 第六号を第五号と

する。

第七十二条第一項中「又は介護療養型医療施設」、 「又は第四十八条第一項第三号の指定」及び 「又は

指定」 を削り、 同条第二項中 「又は介護療養型医療施設」 を削り、 「若しくは第百四条第一項」 を 「又は

第百 四 [条第一 項」 に改め、 又は 第百七条 の二第 項 0 規定により指定の効力 が 失わ れたとき若しくは

第百十 ·四条第 項若しくは第百十五条の二十九第六項 の規定により指 定 \mathcal{O} 取 消 L が あったとき」 を削 る。

第七十八条の九第七号中「、 第百四条及び第百十四条」を「及び第百四条」に改める。

第九 十四条第三項第七号中 「医療法」の下に「(昭和二十三年法律第二百五号)」 を加える。

第五 章第五 節第三款 の款名を削り、 第百七条から第百十五条までを次のように改める。

第百七条から第百十五条まで 削除

第百 十五 条 が 二 十 九第一項中 介護老人保健 施設及び指定介護療 養型医療施設」 を 「及び介護老 人保

健施設」 に改め、 指定介護療養型医療施設」 を削り、 同条第六項中 介護老人保健施設若しくは指

定介護療養型医療施設」 を 「若しくは介護老人保健施設」に、 \neg 指定介護老人福祉施設若しくは指 定介

護療 養型医療 療 施設」 を 「若しくは指定介護老人福 祉施設」 に 改める。

第百十八条第二項第一号中「(指定介護療養型医療施設にあっては、 当該指定介護療養型医療施設の療

養病床等に係る必要入所定員総数)」を削る。

第二百九条第二号中「、第百十二条第一項」を削る。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、 平成十八年十月一日から施行する。ただし、 次の各号に掲げる規定は、 それぞれ当該

各号に定める日から施行する。

第十条並びに附則第四条、 第三十三条から第三十六条まで、 第五十二条第一項及び第二項、 第百五条

第百二十四条並 びに第百三十一条から第百三十三条までの規定 公布 の日

第二十二条及び 附 則第五十二条第三項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規 定 平成十九 年三月 — 日

三 第二条、第十二条及び第十八条並びに附則第七条から第十一条まで、 第四十八条から第五十一条まで

第五十四条、 第五十六条、 第六十二条、 第六十三条、 第六十五条、 第七十一条、 第七十二条、 第七十

四条及び第八十六条の規定 平成十九年四月一日

兀 第三条、 第七条、 第十三条、 第十六条、 第十九条及び第二十四条並びに附則第二条第二項、 第三十七

条から第三十九条まで、第四十一条、第四十二条、 第四十四条、 第五十七条、 第六十六条、 第七十五

第七十六条、 第七十八条、 第七十九条、 第八十一条、 第八十四条、 第八十五条、 第八十七条、 第八十

九 条、 第九 十三条から第九 十五条まで、 第 九 + 七 条から第百条まで、 第百三条、 第百 九 ん条、 第百· 十四四 _ 条

第百 十七 条、 第百二十条、 第百二十三条、 第百二十六条、 第百二十八条及び第百三十 · 条 の 規定 平 成

二十年四月一日

五 第四 第八条及び第二十五条並びに附則第十六条、 第十七条、 第十八条第一項及び第二項、 第十九

条から第三十一条まで、 第八十条、 第八十二条、 第八十八条、 第九十二条、 第百 二条、 第百 匹 条、 第百

七 之 条、 第百 八条、 第 百 十五条、 第百十六条、 第百十八条、 第百二十一条並びに第百二十九条 \mathcal{O} 規定 亚

成二十年十月一日

六 第五条、 第九条、 第十四条、 第二十条及び第二十六条並びに附則第五十三条、 第五十八条、 第六十七

条、 第九十条、 第九十一条、 第九十六条及び第百十一条の規定 平成二十四年 匝 月一日

(検討)

第二条 者医 改正された医療保険各法及び第七条の規定による改正後の高 療 確 政府は、 保法」 という。 この法律の施行後五年を目途として、 \mathcal{O} 規定に基づく規制 の在り方に この法律の施行の状況等を勘案し、 . つ **,** \ 齢者の医療の て検討を加え、 確保に関する法律 必要があると認めるときは この (以 下 法律により 高高 齢

、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 5 社会経済の情 れ、 高 齢 必要が 者 医 療 勢の 確保法 あると認めるときは、 推移等を勘案し、 による 高 齢 者 医 療制・ その結果に基づいて所要の措置が講ぜられるべきものとする。 第七条の規定の施行後五年を目途としてその全般に関 度に つい ては、 制 度 の実 施 状況、 保険給 付に要する費用 して検討 \mathcal{O} 状 が 加え 況

3 れ に ·規 5 政 府 \bar{O} 定する介護 は、 施 設 0 入所者の状態に応じてふさわし 入所者に 段老人保护 健 対す 施 Ź 設 医療 及び同条第二十四項 \mathcal{O} 提 供 \mathcal{O} 在 ** \ り 方 サ \mathcal{O} E ピ 見直 スを提供する観点から、 規定する介護老 を検討するとともに、 人福 祉 施 介護 設 \mathcal{O} 介 基 保険法第 護 本 保 的 険 な 施 在 八条第二十五 設 り 等 方 並 \dot{O} 設 び 備 にこ 項 及

び運営に関する基準並びに利用者負担の在り方等について検討を加え、 その結果に基づいて必要な措置 を

るものとする。

(健康保険法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第一条又は第三条の規定の施行の日前に行われた診療、 薬剤の支給若しくは手当又は訪問看護に係

るこれらの条の規定による改正前 の健康保険法の規定による保険給付については、 それぞれなお従前 の例

による。

第四 条 厚 生労働 大臣 は、 第一 条のに 規定による改 正 一後の健立 康保険法第六十三条第二項第三号及び 第四号の定

8 (同 項第三号の定めのうち 高度 0) 医 療技術に係るものを除く。)、 同法第八十五条の二第二 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 基 準、

同 法第八十六条第二項第一号の定め並びに同法第八十五条の二第五項及び第八十六条第四項に お 1 7 準用

する同 法第七十条第一 項及び第七十二条第一 項の 厚生労働省令を定めようとするときは、 この 法律 \mathcal{O} 施 行

 \mathcal{O} 日 (以 下 施施 行日」 という。 前 に におい ても中 -央社 一会保険 医 療協 議 会に 諮問することができる。

第五 条 施 行 日 に お 1 て 現に 第 条 O規定によ る改 正 前 \mathcal{O} 健 康保険法第八十六条第 項 第 号の 規 定 に ょ り

特定 承認保険 医 療機関 の承認を受けている病院又は診療 派所は、 施行日に、 健康保険法第六十三条第三項第

号の指定を受けたも のとみなす。 ただし、 当 該 開 設者 が 施 行 目 「 の 前 日 までに、 厚生労働省令で定めると

ころにより別段の申出をしたときは、この限りでない。

2 前 項 本 文 0 規定により指定を受けたものとみなされた病院又は診療所に係る当該指定の効力を有する期

間 は、 健康保険法第六十八条第一項の規定にかかわらず、 その病院又は診療所について第 一条の規定によ

る改 Î 前 の健康 保険法第八十六条第十二項に おいて準用する同法第六十八条第一 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定により 承 認 の効

力を有するとされ た 期 間 0 施 行 日 に お け る残 存 期 間 と同 0 期 間 とする。

第六条 第 条 \mathcal{O} 規定に、 ょ る 改 正 後 \mathcal{O} 健 康保証 険 法 第百条及び 第百三十六条 O規定は、 死 亡 \mathcal{O} 日 が 施 行 日

以

後

であ る被保険者及び 日 雇 特 例 1.被保険者並びにこれらの者であった者につい て適用 Ĺ 死 亡 の 日 が 施 行 日 前

である被保険者及び 日 雇 特 例被保险 険者並びにこれらの者であった者の第一 条の規定による改正前 \mathcal{O} 健 康保

険法の埋葬料の支給については、なお従前の例による。

第七 条 亚 成 + 九 年 应 月 日 前 に 健 康 保 険 \mathcal{O} 被保証 険 者 (日雇 特例被保険者を除く。 以下この項 E な 7 て同じ。

 \mathcal{O} 資 格 を 取 襣 して、 同 日 ま で 引 き続 続き被保証 険 者 0 資 格を有る する者 任 意 継 続被! 保 険 者、 特 例 退 職 被 保 険

者及び 同 月から標準 報酬 月 額を改定されるべき者を除く。)のうち、 同年三月 の標準 報 膕 月額 が 九万八千

準 八 円であるも · 報 万 円 酬 で 月額は、 あ る $\overline{\mathcal{O}}$ Ł (当該標準 当該標準 \mathcal{O} 当 該 報 報 標 酬 準 酬 月額 月額 報 膕 の基礎となった報酬 の基礎とな 月 額 \mathcal{O} 基 礎 った報 となっ た報 酬 月 額 月額を第二条 酬 が 月 額が 九万三千円以上である者を除く。) 百 万五千 の規定による改 岜 未満 で 正 ある者を除く。 後 の健 康 保険法第四 又は \mathcal{O} 九 + 標

2 前 項 \mathcal{O} 規定により 、改定された標準 · 報 酬 月額 は、 平成十九年四 月 __ 日 から同年八月三十一 日ま での標準報

月額の基礎となる報酬月額とみなして、

保険者が改定する。

酬月額とする。

+

· 条 第

項の規定による標準報酬

第 八条 平 成 + 九 年 应 月 前 の賞与に係る保険 料 . の 納 付に つい ては、 なお 従 前 \mathcal{O} 例 に による。

第 九条 事 由 が 生じた際に任意継 第二条 パの規定の の施行 :続被保険者であった者を除く。 \mathcal{O} 日 の 前 月にお いて傷 病手当金の支給を受けていた者又は受けるべき者 次項において同じ。)に係る同条の規定の施 (支給 行 \mathcal{O}

日前までの傷病手当金の額については、なお従前の例による。

2 が 生じ 第二 条 た 後に O規 定 任 意継 \mathcal{O} 施 続 行 被保 \mathcal{O} 日 険者となっ \mathcal{O} 前 日 に お た者に限 7 7 傷 病 る。 手 当金 に係 の支給を受けて る傷病手当金 ζÌ た者又は受けるべき者 の支給に 0 1 て は 同 条 (支給 \mathcal{O} 規 事 定 に 由

よる改正後 \mathcal{O} 健康保険法第九十九条第一 項の規定にかかわらず、これらの者を同項に規定する被保険者と

みなして同条の規定を適用する。

3 第二 条 \bigcirc 規 定 $\overline{\mathcal{O}}$ 施 行 \mathcal{O} 日 0 前 日 に お いて傷病手当金の支給を受けてい た者又は受けるべき者 (支給事 由

による。

が

生じた際に任意継続被保険者であっ

た者に限る。)

に係る傷病手当金の支給については、

なお従前

 \mathcal{O}

例

第十条 第二条の規定 の施行の日の前日において出産手当金の支給を受けていた者又は受けるべき者 (支給

事 に ょ 由 る出 が 生じ 産 た際 手当金の支給を受けて に任意継 続被保険 7 者 であ た者又は受けるべき者を除く。 0 た者及び 同 条 (T) 規定による改 次項にお É 前 の健 1 て同じ。 康保険法第百 に係る第二条 六条 \mathcal{O} 規定 \mathcal{O}

規定の施行 0 日前まで 0 出 産手当金 の額については、 なお 従前の 例による。

2

第二条の規定の施

行の日の前

が 生じた後に任意継続被保険者となった者に限る。)に係る出産手当金の支給については、 同 条 O規 定に

日において出産手当金の支給を受けていた者又は受けるべき者

(支給事由

よる改 正 後 0 健 康保 険法第百二条 の規定に か か わらず、これらの者を同 条に規定する被保険者とみなして

同条の規定を適用する。

3 第二条の規定の施 行の日の前日において出産手当金の支給を受けていた者又は受けるべき者 (支給事由

が る 出 生じた際に任 産 手 当 金 \mathcal{O} 支給を受け 意継続被保険者であ てい た者又は受けるべき者に限 0 た者及び同 条 の規 定による改 る。 に係る出 正 前 0 健康保険法第百六条 産手当金の支給につ V O規 て は、 定 に な ょ

第十一 条 平成二十年四月一日以降における政府が管掌する健康保険の被保険者に関する一 般保険料率につ

1

7

第四

条

 \mathcal{O}

規定による改

Ē

前

 \mathcal{O}

健

康保険法

(以 下

「平成二十年十月改正

前健保法」

という。)

第百六十

お

従

前

の 例

に

による。

 \mathcal{O} 条 \mathcal{O} 執 \mathcal{O} 規定による改正後 行 規 定 に 要する費用 を 適 とあるのは 用 する場合に の健 \mathcal{O} 予定 康保険法第百六十条の二に規定する準備金 額、 お 庫 į, 負担、 て 健 は 康 保 険 同 法等 条第二項 *の* 助と、 部を改一 中 「予定 「おお 正する法律 額」 むね五年を通じ」とあるのは とあ るの の積立てに要する費用 平 成 は %十八年; 子 定 法 額 律第 健 康 保険 の予定額」と、 「平成二十一年 号) 事 業 第四 \mathcal{O} 事 条 務

三月三十一日 国 庫 補 助 までの 間」 とするほ 国 か、 国庫 同 条第 補 五項 及び第六項 \hat{O})規定: は、 適 囲しな V)

第十二条 . う。 厚生労 第七 条の二 働 大 臣 第 は 第四 項に規定する全国 条 O規 定に ょ 健 る改 康保険協会 正 後 \mathcal{O} 健 康 (以 下 保険 法 「協会」という。) (以 下 「平成二十 \mathcal{O} ·年十月改 理事長となるべき 正 一健保 法

者及び監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長となるべき者及び監事となるべき者は、 協会の成立の時 にお いて、

平 成二十年十月改正健保法第七条の十一第一項 \mathcal{O} 規定により、 それぞれ理事 長及び監事に任命されたもの

とする。

第十三条 厚生労働大臣は、 設立委員を命じて、 協会の設立に関する事務を処理させる。

2 設立 一委員 は、 協会の職員の労働条件及び協会の 職 員の採用 の基準を定めなければならない。

事 業 計 画 及び予算を作成し、 その定款、 事業計 画 及び予算について厚生労働大臣 の認可を受け なけれず ばな

5 つない。 3

設立

委員は

定款、

を定め、

並 び

に第四

条

の規定

 \mathcal{O}

施

行 0

日を含む

事業年

・度のうち同

日以後

0)

期 間

に係る

4 設立委員は、 第四条の規定の施行の日までに、平成二十年十月改正健保法第七条の二十二第一項に規定

する運営規則を定め、 これを厚生労働大臣に届け 出なければならな \ \ \

5 設立 委員 は 協会の設立 0 準備を完了したときは、 遅滞なく、 その旨を厚生労働大臣に届け出るととも

に、 その 事 務を前条第 項 \hat{O} 規定により指名された理事長となるべき者に引き継 が なければならない。

6 厚生労働大臣は、 第三項の認可をしたときは、直ちにその旨を告示するものとする。

は、遅滞なく、その定款を公告しなければならない。

第十四 条 設立委員又はその職にあ った者は、 協 会 $\overline{\mathcal{O}}$ 設立の事務に関し て職務上知り得た秘密を正当な理由

がなく漏らしてはならない。

2 前 項 \mathcal{O} 規定に違反 して秘 密を漏らした者は、 一年以下の懲役又は百 万円以下の罰 金に処する。

第 十五 条 設立 一委員 は 社 会保険庁 長官を通じ、 その 職 員 に . 対 Ļ 協 会 \mathcal{O} 職 員 \mathcal{O} 労働 条件 及び協 会 \mathcal{O} 職 員 \mathcal{O}

採用の基準を提示して、職員の募集を行うものとする。

2 社会保険庁長官は、 前 項 \mathcal{O} 規定によりその職員に対し、 協会の 職員 の労働条件及び協会の職 員 $\widehat{\mathcal{O}}$ 採 用 \mathcal{O}

基準 が提示されたときは、 協会の職員となることに関する社会保険庁 の職員の意思を確認 し、 協会の 職 員

となる意思を表示した者の 中 か ら、 当 |該協 会 の職 員 \mathcal{O} 採 用 \mathcal{O} 基準に従 \\ \\ 協会の職 員となるべき者を選定

し、その名簿を作成して設立委員に提出するものとする。

3 前 項 \mathcal{O} 名 簿 に 記 載さ れ た社会保 険庁 \mathcal{O} 職 員 のうち、 設 <u>\frac{1}{1}</u> 一委員 かか ら採用する旨 \mathcal{O} 通知を受け た者で あ って

第四 条 \mathcal{O} 規定 \mathcal{O} 施行 の際現に社会保険庁の職員であるものは、 協会の成立の時において、 協会の 職員とし

て採用される。

4 第 項 \mathcal{O} 規定により提示する労働条件の内容となるべき事 · 項、 同項の規定による提示 の方法、 第二 項 \mathcal{O}

規定による職員 の意思 \bigcirc 確認の方法その他前三項の規定 の実施に関 し必要な事項は、 厚生労働省令で定 8

る。

5 協 会 の職 員 の採用について、 設立委員がした行為及び設立委員に対してなされた行為は、 それぞれ、 協

会がした行為及び協会に対してなされた行為とする。

第十六条 前条第三項 の規定により協会の 職員として採用される者に対しては、 国家公務員退職手当法

昭昭

和二十八年法律第百八十二号)に基づく退職 手当は、 支給しない。

2 協会は、 前項 の規定の適用を受けた協会の職員の退職に際し、 退職手当を支給しようとするときは、 そ

の 者 _の 国家公務員退職 手当法第二条第一項に規定する職員 (同 条第二項 の規定により職員とみなされる者

を含む。)としての引き続い た在ば 職 期間 を協会の 職員としての在職期間 とみなして取り扱うべきものとす

る。

3 協 会は、 協会の成立の日の前日に社会保険庁の職員として在職し、 前条第三項の規定により引き続いて

保険 協 ょ を受けることができるものに対しては、 る 会の 庁 失 業等給 職員として採用された者のうち協会の成立 の職員として在職したものとしたならば国家公務員退職手当法第十条の規定による退 付の受給資格を取得するまで 同条の規定の例により算定した退職手当の \mathcal{O} 間 に 協会を退 0 日 から 雇用 職 したも 保険法 \mathcal{O} であ ~昭 記和四十· つって、 そ 九 0 年法律第百 額に相当す 退 職 した 職 日 る額を退 十六号) 手当の支給 ま で社 に 職 . 会

手当として支給するものとする。

第十七 条に 第 <u>\forall \tag{1} \tag{1} \tag{1}</u> 則第六条第一 日 12 \mathcal{O} お 項 条 日 お の支給要件 12 いて同じ。 1 (同 て厚生 お 附 法 則 1 項、 第十五 て 附則第六条第二項、 同 に該当するときは、 一労働大臣又はその 法第七 第七条第一 の規定による認定を受けてい 条 第三 条第 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 項若しくは第八条第一 規 項 委任 第七条第四 定に \mathcal{O} その者 規定によ を受け、 より 協会の職員として採用された者であって、 に · 対 す る市 た者 項又は第八条第四 の見童 か 町 るものが、 7.6児 村 項の給付 長 手 童手当法 (特 当 協会の成立 别 又は特例 (以下この条におい 回項にお 区の (昭 区 給付等 いて準用する場合を含む。 和 長を含む。 の日にお 匹 一十六年 \mathcal{O} 支給 以下同 7 いて児童 法律第七十三号) に 特 協会 関 ľ 例 して 給付 の成 手当又は同 は、 \mathcal{O} 立 協 認 以下この \mathcal{O} とい 第七 定 会 日 法 が の前 0 成 う 附 条 あ

0

たものとみなす。

この場合において、

その認定があったものとみなされた児童手当又は特例

給付等

の支

給は、 同法第二 八条第 項 (同法附 則第六条第二項、 第七条第四 項又は第八条第四 頃に お いて準 用する場合

を含む。 \mathcal{O} 規 定に か か わら ず、 協 会 $\overline{\mathcal{O}}$ 成 <u>\(\frac{1}{\text{L}} \)</u> \mathcal{O} 日 \mathcal{O} 前 日 \mathcal{O} 属 する月 \mathcal{O} 翌月 から始 8 る。

第十八条 協会の成立の際現に厚生労働省設置法 (平成十一 年法律第九十七号) 第四条第九十四号に掲げる

事 務 に関 し国 が 有する権利及び義務は、 政令で定めるものを除き、 協会が承継する。

2 前 項の 規定により 協会が 国の有する権利及び義務を承継 したときは、 協会に承継される権利に係る資産

で政令で定め るもの \mathcal{O} 価 額 \mathcal{O} 合計 額 か 5 承継され る義務に 係る負債 で政令で定め るも \mathcal{O} \mathcal{O} 価 額 \mathcal{O} 合 計 額

を差し 引 1 た額に相当する金額 は、 政令で定めるところにより、 政府から協会に対し出資されたも のとす

る。

3 前 項の資産 の価額は、 協会の成立 の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

4 前 項 \mathcal{O} 評 価 委員その他 評 価に関し 必要な事 項は、 政令で定める。

第十 九 条 前 条第 項 \mathcal{O} 規 定に により 協 会が 権利を承 継する場合に おける当該承継 に伴う登記又は 登録 に つい

ては、登録免許税を課さない。

第二十条 協会が附則第十八条第一 項の規定により不動産に関する権利を承継した場合において、 その権利

第二十一 第四 条 \mathcal{O} 規 定 \mathcal{O} 施 行 \mathcal{O} 日 \mathcal{O} 前 日 に お 7 て平成二十 · 年 十 月 改 正 前 健保法第五条第二項に 規定する

政府が管掌する健康保険 (以 下 旧 政管健保」という。) の被保険者であった者 (同 日において、 その者

が平成二十年十月改正前健保法第三十六条各号又は第三十八条第一号から第三号までに掲げる事由に該 当

する場合を除く。) は、 第四条の規定の施 行 の日において、 平成二十年十月改正 健保法第五条第二 項 に規

定する全国 健康保険 協 会が `管掌` す る健 康 保 険 の被 保険者に なるも のとする。

第二十二条 第四 条の 規 定 \mathcal{O} 施 行 \mathcal{O} 日 前 にその 使用され る事 業 所を退 職 同 日 前 に平 ·成二十年十 月 改 正 前

健保法第三条第四 項の規定による申出をしていない者が、 第四条の規定の 施行の 日 以後その退 職 \mathcal{O} 日 か 5

起算して二十日を経過する日 (正当な理由があると協会が認めた場合には、 その認めた日。 次項に お 7

同 じ。 まで \mathcal{O} 間に当該申 出を協会に行ったときは、 その者は退 職 0) 日 の 翌 日 か ら同 条の規定 \mathcal{O} 施 行 \mathcal{O} 日

 \mathcal{O} 前 日 ま での 間 は 旧 政管健 保 の任 意 継 続被保険者 であった者とする。

2 第四 条 \mathcal{O} 規 定 \mathcal{O} 施 行 \mathcal{O} 日 前 にそ 0) 使 以用され る事 業 所 を退 職 同 日 0) 前 日に平成二十年十 月 改 正 前 健保

法第三条第四 頃の 規定による申出を社会保険庁長官に行った者 (当該申出を退職 \mathcal{O} 日から起算して二十日

を経 過 する日 ま らでの 間 に行 った者 の限る。) は、 退職 の 日 \mathcal{O} 翌 日 から第四条 O規 定 \mathcal{O} 施 行 \mathcal{O} 日 \mathcal{O} 前 日 ま で

の間は旧政管健保の任意継続被保険者であった者とする。

3 第四 条の規定の施 行 の日の 前日に、 おいて旧 政管健保の任意継続被保険者である者 (前二項の規定により

任意継続被保険者であった者とされた者を含み、 同日にお 1 て平成二十年十月改正前健保法第三十八条第

号から第三号までのいず れかに該当した者を除く。)は、 第四条 \mathcal{O} 規定の施 行 \mathcal{O} 日に お į١ て協会が管掌

する健 康 保 険 0 任 意 継 続 被 保険者になるものとする。 この場合に お *(*) て、 そ \mathcal{O} 者 \mathcal{O} 旧 政 管 健 保 0) 当該 任 意

継 続 被 保 険 者 で あ 0 た 期 間 は、 協会が管掌する健 康保 険 \mathcal{O} 任 意継 続 被保 除者で あ 0 た期 間 とみなす。

4 第四 条の規定 \mathcal{O} 施 行の日の 前 日に お いて旧ず 政管 健保 の被保 険者 (任意継続被保険者を除く。) であ った

者であって、 同日にその使用される事業所を退職し、 か つ、 同日に平成二十年十月改正前健保法第三条第

兀 項 \mathcal{O} 規定による申出を社会保険庁長官に行ったものは、 第四条の規定の施行の 日において協会が管掌す

る健康保険の任意継続被保険者になるものとする。

第二十三条 第四 条 \mathcal{O} 規 定 \mathcal{O} 施 行 \mathcal{O} 日 \mathcal{O} 前 日 に お 7 て 健 康 保 険法第百二十三条第 項に規定する政 府 を保 険

者とする日雇 特 例 |被保険者の保険 の被保険者であった者は、 第四条の規定の施行 の日において平成二十年

十月改正健保法第百二十三条第一 項の規定による協会を保険者とする日 雇特例被保険者 1の保険 の被保証 険者

12 なるも のとする。

第二十 ·四 条 第四 · 条の 規定の施行の日前に社会保険庁長官が健康保険法の規定によってした保険給付は、 協

会が 同 法の相当する規定によってした保険給付とみなす。

2 第四 条の規定の施 行 の日前に給付事 由が生じた健康保険法の規定による保険給付のうち同日においてま

だ支給 してい な ** \ ŧ のに っつい ては、 協会によって支給するものとする。

第二十五

条

第四

条の

規

定

 \mathcal{O}

施

行 \mathcal{O}

日

前

に 徴

収

事

由

が

生じた

旧

政 管

[健保]

及び

政府を保険者とする日

雇特

例

被

保険 者 の保険 の保険料その他平成二十 年十月改正 前健保法 (T) 規定による同 日以後の徴収金 の徴 収 に つ 7 7

は、 任意継 続被保険者に係るもの及び健康保険法第四章に規定する徴収金 (同法第百八十一条第 項 に規

定する延滞金を含む。) は協会が、 それ以外のものは社会保険庁長官が行うものとする。

第二十六条 協会の成立 の際現に係属 している平成二十年十 月 改正 健保法第七条の二第二項及び第三項 に 規

定する協 会 0 業務に関 する 訴 訟事 件又は 非 訟 事 件で、 あ って協会が受け 継ぐものに つい 、ては、 政令で定 Ź

ところにより、 協会を国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣 の権限等に関する法律 (昭和二十二

年法 は 律第 百 九十四号) に 規 定する国又は行政庁とみなし、 同法を適用 でする。

第二十 七 条 第四 条 \mathcal{O} 規 定 \mathcal{O} 施 行 \mathcal{O} 際 が現にそれ \mathcal{O} 名 称 中に 全 玉 健 康 保 険協会という文字 を用 1 て る者に

ては、 平成二十年十月改正 健保法第七条の八の規定は、 第四句 条の規定の 施行後六月間 は、 適用 L ない。

第二十八条 協会の最初の事 業年度は、 平成二十年十月改正健保法第七条の二十五 の規定にかかわらず、 そ

 \mathcal{O} 成 立 \mathcal{O} 日に始まり、 その後最初の三月三十一日に終わるものとする。

第二十 九条 協会は、 成立後 年内に、 平成二十年十月改 正 健保法第百六十条第二項に規定する都道府 県単

位 保 険 料率 。 以 下 都 道 府 県単: 位 保険料率」 という。 を決定しなけ ħ ば な らな

2 協会が都道府県単位保険料率を決定するまでの 間 は、 協会が管掌する健康 保険 の被保険者の保険料に

1 ては、 第四条の規定の施行 の 日 の前 日における旧 政管健保の一 般保険料率 · を 用 1

3 協会が 都道 府 県単位保険料率を決定するまでの 間 は、 平成二十年十月改 Î 健保法第百六十八条第 項第

号イに規定する平均保険 料率は、 第四 条 の規・ 定 の施 行 \mathcal{O} 日 0) 前 日 に お け る旧 政管健保 \mathcal{O} 般保険 料率と

する。

第三十条 協会の成立後最初の都道府県単位保険料率の決定については、平成二十年十月改正健保法第百 六

十条第六項 とあ る \mathcal{O} カ 5 は 第八項まで 各 都 道 府 県」 0 規定を準用する。 と、 同 · 条第· 七 項 この 中 前 場合に、 項 \mathcal{O} 意見を求 お いて、 同 \Diamond 6 条第六項中 れ た場合 \mathcal{O} 「当該変更に ほ か、 都道. 係 府 る都 県単 位 道 保 府

第三十一 険料 率 条 の変更が必要と認める場合」 平成二十年十月改正健保法第百六十条第三項の規定に基づき算定した都道府県単位保険 とあるのは 「前 !項の意見を求められた場合」と読み替えるものとする。

料

率

 \mathcal{O}

うち、 第四 条 \mathcal{O} 規定 \mathcal{O} 施 行 \mathcal{O} 日 の 前 日における旧 政管健 保 \mathcal{O} 一般保険料率との率 \mathcal{O} 差が 政令で定め る基 準

を上 回 る ŧ \mathcal{O} が ある場合に お 7 7 は 同 項 \mathcal{O} 規 定 に か か わ らず、 協会は、 成 立 \mathcal{O} 日 か 5 起算し て五 年 間 に

限 政 令で定めるところに により、 都 道 府 県単 位 保険 料 率 \mathcal{O} 調 整 を 行 \ \ \ 運 営委員会 会の 議 を経 て、 当該 算

定し た都道 府県単位保険料率とは異なる都道 府県単位保険料率を定めるものとする。

(老

人保健法の一部改正に伴う経過措置!

第三十二条 第六条又は第七 条 \mathcal{O} 規 定 0 施行 \mathcal{O} 日 前に行り わ れ た診療、 薬剤 の支給若しくは手当又は老人訪問

看 護に係るこれらの 条 Ď 規定に ょ る改 正 前 の老 人保健法 の規定によ る医 療等に ついては、 それぞれな お 従

前 \mathcal{O} 例 に 、よる。

厚生労働大臣は、 第六条の規定による改正後の老人保健法第十七条第二項第三号及び第四号の

び第 定め 日 前 にお 匝 (同項第三号の定めのうち高度の 項 いても中央社会保険医療協 \mathcal{O} 基 準 並 び に 同 法第三十一 条の三 議会の意見を聴くことができる。 医療技術に係るものを除く。) 第二項第 号及び 第三項 の基準を定めようとするときは、 同法第三十一条の二の二第二項及 施行

2 九条第 法第七 療 ち高 定の施行 確 厚生労働大臣は、 保 度の医療技術に関するものを除く。)、 十四四 法第七 項 の日前においても中央社会保険医療協 の基準 条第二項及び第四 十六条第二項第 (指 高齢者医療確保法第六十四条第二項第三号及び第四号の定め 定訪 問 看護 項 号及び: \mathcal{O} 基 の取扱いに関する部分に限る。) 準、 第三 高 項 齢 \mathcal{O} 者 高齢者医療確保法第七十一条第一項 基 医 議会の意見を聴くことができる。 準 療 確 並 保法 び に 高 第七十五条第二項及び 齢 者 医 を定めようとするときは、 療 確 保法第七 第四 + \mathcal{O} (同項第三号の定めのう 基準、 八条第四 項 \mathcal{O} 基準、 高齢 項 第七条 及 者 び 高 医 第 療 齢 の規 七 者 確 + 保 医

第三十四条 び 全 第七 国 医 条 療費適 \mathcal{O} 規 厚生労働大臣及び 定 \mathcal{O} 正 施 化 行 計 \mathcal{O} 画 並 日 前 び 都道 に に 高 お 齢 府県知事は、 1 7 者 f, 医 療 関係 確 保法 高齢者医療 行 政 第九条 機関 第 0 確 長又は関係 項 保法第八条第 \hat{O} 都 道 市 府 県 町 村 医 |療費適 項の医療費適 (特別区を含む。 正 化 計 正 画 0 化基本方針及 以下同じ。 作 成 \mathcal{O} た 8)

と の

協

議その

他の必要な準

備行為をすることができる。

2

療 確 保 法 第 + 九 条第 項 \mathcal{O} 特 定 健 康 診 査等実 施 計 画 \mathcal{O} 作 成 \mathcal{O} ため、 第七 条 \mathcal{O} 規 定 \mathcal{O} 施行 \mathcal{O} 日 前 12 お 1 て 者 ŧ 医

関 係 行 政機関 の長との協議その他 <u>, 一</u> 必要な準備行為をすることができる。

第三十五条 都道府県及び市町村は、 第七条の規定の施行の日前にお いても、 後期高齢者医療の事務の実施

に 必 辺要な準: 備行為をすることができる。

第三十六条 この 法 律 \mathcal{O} 公布 O日に現に存する市 町 村 (この法律の公 布 (T) 日後この項 \mathcal{O} 規定に より広 域域 連合

を設 ける日 ま で \mathcal{O} 間 に · 廃置: 一分合に、 より 消 滅 L た市 町 '村を除 < 以下この 条に、 お 1 て 現 存 市 町 村 とい う

は、 高齢 [者医 療 確 保法 \mathcal{O} 施行 の準備のため、 平成十八年度の末日までに、 都道. 府県の区域ごとに当該

区域 内 のすべて の現存が 市 町 村がが 加入する広域連合を設けるものとする。

2 平 成十八年 度 の末 日 までに前 項 の広 域連合に加入してい な 1 現存市 町 村以外の市 町村は、 同 日後速やか

に 百 項 \mathcal{O} 広域 連 合に 加 入するも のとする。

第三十 七 条 第七 条 \mathcal{O} 規 定 \mathcal{O} 施 行 の際現にされ 7 1 る同 条 \mathcal{O} 規定による改 É 前 の老 人保健法 (以 下 平 成二

+ 车 应]月改正; 前老健法」という。) 第二十五条の二の規定による市町村長に対する届出 (高齢 者医療 確 保

 \mathcal{O} 法第五十一条各号のいずれかに該当する者に係るものを除く。) 規定によりされ た後期高 齢 者医 |療広域 連合に対する届出とみなす。 は、 高齢者医療 確保法第五十四条第 一項

2 第七条の規定の施行の際現に受けている平成二十年四月改正前老健法第二十五条第一項第二号の規定に

よる市町村長の認定 (高齢者医療 確保法第五十一条各号のいずれかに該当する者に係るものを除く。) は

高 齢 計者医療 確保法第五十条第二号の規定により後期高齢者医療広域連合から受けた認定とみなす。

第三十八条 第七 条の 規定 \mathcal{O} 施行 0 日 前 に平成一 二十年四月改 Ē 前老健法 0 規定により行わ れ た診 療、 薬 剤 \mathcal{O}

支給若しくは手当又 は 老人訪問 看 護 に係る医療等に要する費用の支弁及び 負担並びにこれらの 事 務 \mathcal{O} 執行

に要する費用については、平成二十年四月改正前老健法第四章 (第五十一条及び第五十二条を除く。)、

第五章及び第六章 (第七十九条第一項及び第二項を除く。) の規定 (これらの規定に基づく命令を含む。

は、 なおその効力を有する。 この場合において、これらの 規定の適用に関 し必要な技術的読替えその他

これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第三十 九条 市 町 村 は、 第七 条 \mathcal{O} 規 定 $\overline{\mathcal{O}}$ 施行 ?後三年 曺 は、 附 則第三十二条の規定によりな お従前 \mathcal{O} 例 による

こととされた平成二十年四 月改正前老健法の規定による医療等に関する収入及び支出について、 特別会計

(国民健康保険法の一部改正に伴う経過措

第四十条 第十一条又は第十三条の規定の施行の日前に行われた診療、 薬剤の支給若しくは手当又は訪問看

置

護に係るこれらの条の規定による改正前の国民健康保険法の規定による保険給付については、 それぞれな

お従前の例による。

第四 十 条 第十三条の規定 足の施行 0 日前に同条による改 Ē 前の 国民健康保険法の規定により、 同法第七 +

条第 項第二号に規定する退 職被保険者等 (現に第十三条 0 規定による改正後 \mathcal{O} 国 民健康保険 法 (以 下

平成二十年四 月改正国保法」という。) 附則第七条第一項に規定する退職被保険者等である者を除く。)

について行われた診療、 薬剤の支給若しくは手当又は訪問看護に係る保険給付に要する費用の負担及びこ

れ 5 事 務 \mathcal{O} 執行に要する費用については、これらの者を平成二十年四月改正国保法附則第七条第一項の

退 職 被保 険 者等とみなして、 同 条 か 5 附則第二十一 条までの 規定を適 用 でする。

第四十二条 平成 十八年度及び)平成十 九 年度に つき国民: 健 康 保 険法第六十八条の二第 項の 規定により 指定

を受けた市町村について、平成二十年四月改正国保法第七十条第三項の規定により平成二十年度及び平成

<u>-</u> + -年度に、 おける基準超 過費用記 額を算定する場 合に、 お 7 7 は、 同 項 \mathcal{O} 規定に か か わらず、 第十三条 の規

定による改 正 前 \mathcal{O} 玉 民 健 康 保 険法第七十条第 三項 \mathcal{O} 規 定 \mathcal{O} 例 により算 定す

地方税法 0 部改 正に伴う経過措 置

第四 1十三条 第十五条の規定による改正後の 地方税法の規定は、 平成十九年度以後の年度分の国民健康保険

税について適用 Ļ 平成十八年度分までの 玉 民 健 康保険税につい は、 なお 従 前 \mathcal{O} 例に、 よる。

新 地 方 税 法 という。) 0 規 定は、 平 成二十年 度 以 後 \mathcal{O} 年 度 分の 玉 民 健 康保険 税 に 0 į, て 適 用 平成十 第四

+

匝

条

次項に定

 \emptyset

るも

 \mathcal{O}

を除き、

第十六

条

 \mathcal{O}

規定

による改

正

後

 \mathcal{O}

地

方

税

法

次

項

及び次条

に

お

1

7

九年度分までの国民! 健康保険税については、 なお 従 前 の例に による。

2 新 地 方税法第七百十八条の八の規定は、 平成二十一年度以後の年度分の国民健康保険税について適用す

る。

第四 十 五. 条 市 町 村 は、 亚 成 + 九 年十 月 日 12 お 1 て、 平成 + 九年度分 \mathcal{O} 玉 民 健 康 保 険 税 \mathcal{O} 納 税 義務者 が 新

地 方 税 法 第七 百 六条第二項 E 規定する老齢 等 年 金 給付 の支払を受けて 1 る 年 齢 六 + 五 歳 以 上 \mathcal{O} 玉 民 健 康 保

険 0 被保証 険者である世帯主 (平成二十年四月一 日までの間において、 年齢六十五歳に達するものを含み、

に係 支払 12 八条の二第二項に規定する特別徴収対象年金給付 者」という。)について、 災害その他 < お わ る支 木 1 れる場合にお 7 難 は、 払 であると認 |の特別 回 所得の 数 割 保 な事情が 状 険 いては、 \Diamond 税額 い況その るも 平成二十年四月一 \mathcal{O} あることにより、 \mathcal{O} 見込額 その それぞれの支払に係る国民健康保険税額として、 他 \mathcal{O} 事 他 情 政 (当該 合で定 を勘案し 額 特 別 日 によることが 8 7 カン る 市 ŧ ら同年九月三十日までの 徴収の方法によって国 (次項において 町 のを除く。 村 が定める額とする。 適当でな 以下この 「特別徴収対象年金給付」 7 と認め 条に 民健康保険税を徴収することが 間 にお 5 お 当 該 を、 れ 1 る特別 V > て て新地・ 総務省令で定めるとこ 特別徴収 特 な 別 徴 事 方税法第七 情 という。 収 対象被保 対 が 象被 あ る場合 険者 百 保 が + 著 険

2 数が 係 民 る 健 前 特 康 あるとき、 項の支払 保険税 莂 徴 収 対 額に相当する額として政令で定めるところにより算定した額を当該特 回 又は当 **[数割**] 象年 金 保険税額 給付 該 金額の全 \mathcal{O} の見込額は、 平成二十年度に 額 が 百円未出 当該: 満 お け 特 であるときは、 つる支払 別徴収対象被保険者に対して課する平成十九年度分 0 口]数で除 その端が して得た額 数金額又はその全額を切 (当該 別徴収 金額 対象被 に 百 ŋ 円 捨 保険者に 未 てた金 満 0 0 端 玉

ろに

より、

特

別

徴収

の方法によって徴収することができる。

額)

とする。

新地 |方税法第七百十八条の二から第七百十八条の五まで及び第七百十八条の九 の規定 (新地方税法第七

百十八条の三第二項の規定を除く。)は、 第一項の 規定による特別徴収について準 用する。この場合にお

ける読替えは次の表のとおりとするほか、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
新地方税法第七百十八条の三第一	当該年度の初日の属する年の七	平成二十年一月三十一日
項	月三十一日	
	当該年の九月三十日	同年三月三十一日
新地方税法第七百十八条の四	当該年度の初日の属する年の十	平成二十年四月一日から同年九
	月一日から翌年の三月三十一日	月三十日まで
	まで	

4 平成二十年四月一 日 か 5 同年九月三十日までの間において、 第一 項の規定による特別徴収 が 行 わ れ た特

国民

健康

保険

税に

つい

て新地

方税法第七

百六条第二

項

 \mathcal{O}

規定の適用がある場合における新地方税法第七百十八条の三から第七百十八条の五までの規定の適用につ

別徴

収

対象被保険者について、平成二十年度分の

1 ては、 新 地 方税法第七百十八条 の三第二項中 「という。)」 とあるのは、 「という。) から、 健 康 保 険

法等 \mathcal{O} 部 を改 正する。 法律 伞 成 + 八 年 法 律第 号) 附]則第四 + 五 条第 項 \mathcal{O} 規定により平 成 二十年

兀 月 日 から同年九月三十日までの間 .に徴収された額の合計額を控除して得た額」とする。

5 平 成二十年十月一日から平成二十一年三月三十一 日までの間において、 新地方税法第七百六条第二項の

規定により前項 の規定により読み替えて適用される新地方税法第七百十八条の三第二項に規定する支払回

数割 保険 税 額 を徴収する場合におけ る平成二十一年度 分 \mathcal{O} 玉 民 健康保険 税に つい 7 0 新 地 方税 法 第七 百 +

八条 \mathcal{O} 七 第 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定 の適用に ついては、 同項中 「第七百十八条の三第二 項 (前条にお 7 て準 用する場合

を含む

とあるのは、 「健康保険法等の一部を改正する法律 (平成十八年法律第

号) 附則第四十五条

第四 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定により 読 み替えて適用される第七百十八条の三第二項」とする。

6 第 項 \mathcal{O} 規定 に ょ る 特別 徴 収 が 行 わ れ る場合に お け る新 地 方税法第 + 应 (T) 九 第二項第六号、 第七 百 五.

条第 項、 第七 百十 八条第 項及び 第七 百二十四 **|条第|** 項 \mathcal{O} 規定 \mathcal{O} 適 用 に 0 *(*) て は、 新 地 方税 法 第十 匹 条

 \mathcal{O} 九第二 一項第六号中 「並びに第七百十八条の八第一項」とあるのは 一、 第七百十八条の八第一 項並び に健

康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第

以下「健康保険法等改正法」という。)

号。

附 則 第 匹 十五 条第 項」 乊 は 第七百十八 条 \mathcal{O} 八 第三項」 とあ る \mathcal{O} は 第七 百十 八 条 \mathcal{O} 八 第三項又

は 健 康保 険 法等改正法 ||附則第四十五条第三項」と、 新 地 方 税法第七 百五 条第一項及び第七 百十八条第 項

中 並 びに第七百十八条の八第一項」 とあるのは 第七百十八条の八第一 項並びに健康保険法等改 正 法

附 則 第四十五 条第一項」と、 新地方税法第七百二十四 1条第二 項中 「又は第七百十八 条の 八第三 項 とある

 \mathcal{O} は 第七 百 十八 条 \mathcal{O} 八 第三項 又 は 健 康 保険 法等改 正 法 附 則 第 兀 + 五 条第三項」 とする。

7 前 各 項 に定 8 るも \mathcal{O} \mathcal{O} ほ か、 新 地 方 税 法 第七 百 十 凣 条 の 二 第 項に 規定する年 金 保険 者 の市 町 村 に 対 す

る国 民 健 康 保険 税額 \mathcal{O} 通 知そ $\overline{\mathcal{O}}$ 他 玉 民 健 康 保 険 税 \mathcal{O} 特 別 徴 収 \mathcal{O} 準 備 に 関 L 必要な事 項は、 政 令で定める。

(船員保険法の一部改正に伴う経過措置)

第四 1十六条 第十 七 条又は第十 九 条 O規 定の 施 行 \mathcal{O} 日前 に行 わ れた診療、 薬剤の支給若しくは 手 当又は 訪 問

看 護 E · 係 るこれらの 条 Ď 規 定に ょ る改 正 前 \mathcal{O} 船 員 保険 法 0 規 定による保 険 給 付 に つい 、ては、 それぞれ なお

従前の例による。

第四 干 七 之 条 第十七条の規定による改正後の船員保険法第五十条ノ九及び第五十条ノ十の 規定は、 死亡 の 目

が 日 施 前 行 で 日 あ 以 る 後 被 保 である被保険者若 険 者若 しく は 被 保 しくは被保 険 者 であ 険者 0 た者 で あ 又 0 は た者 被 扶 文は 養 者の 被 挨 第 養者に + 七 条に っつい ょ る て適 改 用 正 前 Ļ \mathcal{O} 死亡 船 員 保 \mathcal{O} 険 日 法 が 施 \mathcal{O} 葬 行

祭料及び家族葬祭料の支給については、なお従前の例による。

第四 1十八条 平成十九年四 月一 日 前 に船員保険 の被保険 者 の資格を取得して、 同 日まで引き続き被保険者 \mathcal{O}

年三月 資 格 を有する者 \mathcal{O} 標準 報 舾 (船 月 額 員 保険 が 九 法 万 第十 八千円 九条 である ノ三の ŧ \mathcal{O} 規定による被保 (当該 標 進 報 険者 酬 月 額 の資格を有する者を除く。 \mathcal{O} 基 礎 にとな った 報 酬 月 額 が のうち、 九 万三千 円 同

以 上 で あ る者を除く。 又 は 九 + 八 万 円で あ るも \mathcal{O} **当** 該 標 準 報 幗 月 額 \mathcal{O} 基 礎 とな 0 た 報 幗 月 額 が 百 万 五.

規定による改 千 円 未満である者を除く。) Ē 並後の船! 員保険法 0 標 (以 下 準 報 膕 「平成 月 額 十九 は 当該日 年四 標準 月 改 .報 Ē 船保法」 酬 月額 の基礎となっ という。 た報酬 第四条第 月額を第十 項 への規定に 八条 によ \mathcal{O}

る 標 進 報 酬 月 額 \mathcal{O} 基 礎 となる報酬 月 額とみなして、 同 年 匹 月 か 5 そ \mathcal{O} 標 準 報 酬 月 額 を改定する。

第四 + 九 条 平 成 + 九 年 匹 月 前 \mathcal{O} 賞 与 に 係 る保険 料 \mathcal{O} 納 付 に 0 ١ ر 7 は、 な お 従 前 \mathcal{O} 例 に 、よる。

第五 + 条 第十 八 条 \mathcal{O} 規 定 \mathcal{O} 施 行 \mathcal{O} 日 \mathcal{O} 前 日 に お 1 て 傷 病 手 当 金 の支給を受け 7 1 た 者又 人は受け る き者

平 成十九年四 |月改正|| 船保法第三十条第三項の規定に該当する者に限る。)について の傷病手当金 一の支給 に

ついては、なお従前の例による。

2 第十 八 条 \mathcal{O} 規定の 施 行 \mathcal{O} 日 \mathcal{O} 前 日 に おいて傷病手当金 の支給を受けて ** \ た者又は受けるべき者 (平成 +

九 年 应 月改 正 船保法第三十条第三項 の規定に該当する者を除く。)についての第十八条の規定の 施行 \mathcal{O} 日

前 までの傷病手当金の支給については、 なお従前の例による。

第五十一 条 第十八条の規定の 施行 \mathcal{O} 日の前日 日におい て出産手当金の支給を受けていた者又は受けるべき者

(支給事 由 が 生じた際 に同 条 の規 定 に よる改一 正 前 \mathcal{O} 船 員保険法第十九条ノ三の規定による被保 険 者 (以 下

この 条に お V > て 「疾病 任 意 継 続被保険者」 という。) であっ た者を除 **\bar{\circ}** 次項に、 お いて同じ。 に係る第

十八 条 の規定 の施行 の日前までの出産 手当金の額については、 なお従前 0 例による。

2 第十八条の規定の施 行の日の前 日において出産手当金の支給を受けていた者又は受けるべき者 (支給: 事

由 が 生じた後に疾病 任 |意継: 続被保険者となった者に限る。)に係る出産手当金の支給につい ては、 平 成十

九 年 应 月 改 Ē 船 保法第一 + 九 条 ノ三第四 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定に カン か わ らず、 平成十九 年四月改 正 船保法第三十二条第二

項の規定を適用する。

3 第十八条の規定の施行の日の前日において出産手当金の支給を受けていた者又は受けるべき者 (支給事

由 が生じた際に疾病任意継続被保険者であった者に限る。 に係る出産手当金の支給については、 なお従

前の例による。

(社会保険医療協議会法の一部改正に伴う経過措置)

第五十二条 第二十二条の規定による改正後の社会保険医療協議会法の施行に伴い新たに任命されることと

なる同法第三条第一項第三号の委員に係る同条第五項に規定する委員 の任命のために必要な行為について

は、 第二十二条の規定 の施行 0 日前 に おいても行うことができる。

2

社会保険医

療協議会法第三条第六項及び第七項

の規定は、

前項の

委員

の任命について準用する。

3 第二十二条の規定による改正後の社会保険医療協議会法の施行に伴い新たに任命される同法第三条第

項第三号の委員のうち、 厚生労働大臣が任命の際に指名する者の任期は、 同法第四条第一項の規定にかか

わらず、一年とする。

(介護保険法の一部改正に伴う経過措置)

第五 十三条 第二十六条の規定の施 行 \mathcal{O} 日前 に行 わ ħ た同り 条の規定による改正前 の介護保険法第四十八条第

項第三号に規定する指定介護療養施設サービスに係る保険給付については、 なお従前の例による。

健 |康保険法等の一部を改正する法律の一 部改正)

第五 十四条 健康保険法等の一 部を改正する法律 (昭和五十九年法律第七十七号) の一部を次のように改正

する。

附則第十条第二項中「二百万円」を「五百四十万円」に改める。

国家公務員共済組合法の一 部改正

第五 十五条 国家公務員 (共済 組 合法 (昭和三十三年法律第百二十八号) の 一 部を次のように改正する。

第四 十七七 条第 項 中 部負担4 · 金 _ (第五十五条の二第 項 第 号の 措 置が採られるときは、

の下に

当該 (減額された一部負担金) 」を加え、 同条第二項中「規定する保険医 療機関若しくは第五 十五条の三第

項第一号に規定する特定承認保険医療機関」を「掲げる保険医療機関」 に改め、 同条第三項中 若

は第五十五条の三第一 項 第 一 号に規定する特定承認保険医療機関」 及び 「若しくは特定承認保険医療機関

を削 る。

第五 十 一 条第一 号中 特 定療養費」 を「入院時生活療養費、 保険外併用療養費」 に改める。

第五 十四条第二項を次のように改める。

次に掲げる療養に係る給付は、 前項の給付に含まれない ものとする。

食事 \bigcirc 提供であ る療養であ つて前項第五号に掲げる療養と併せて行うもの (医療法 (昭和二十三年

法律第二百五号)第七条第二項第四号に掲げる療養病床への入院及びその療養に伴う世話その他の看

護であつて、当該療養を受ける際、七十歳に達する日の属する月の翌月以後である組合員 (以下「特

定長期入院組合員」という。)に係るものを除く。以下 「食事療養」という。)

次に掲げる療養であつて前項第五号に掲げる療養と併せて行うもの (特定長期入院組合員に係るも

のに限る。以下「生活療養」という。)

イ 食事の提供である療養

口 温度、 照明及び給水に関する適切な療養環境の形成である療養

三 健康保険法第六十三条第二項第三号に掲げる療養 (以 下 「評価療養」 という。)

兀 健 康保険法第六十三条第二項第四号に掲げ る療養 (以 下 選定療養」 という。)

第五 十五 条 の三の見出 [しを (保険外併用 療養費) に改め、 同条第一 項を次のように改め

組 合員が公務によらない病気又は負傷により、 第五十五条第一項各号に掲げる医療機関又は薬局 以

下 「保険医療機関等」という。) から評価療養又は選定療養を受けたときは、 その療養に要した費用に

ついて保険外併用療養費を支給する。

に、 第五 十五条の三第二項中 当該金額」を「当該 「特定療養費」を「保険外併用療養費」 金額」 に改め、 「合算額」 の 下 に に、 当該療養に生活療養が含まれるとき 「規定する金額」を「掲げる金額

は当該金額及び第三号に掲げる金額との合算額」 を加え、 同項第一 号中 「食事 療養」 の下に「及び生活 療

養」

「得た額」

の 下 に

(療:

養

の給付に係る同

項

 \mathcal{O}

部

負担

金

に

っつい

、て第五・

十五

条

の二第

項

各号

 \mathcal{O}

額

措置 が が採られ るときは、 当 該 措置 が 採られ たもの とした場 合の 額) を加 え、 同 項第二号中 標準 負 担

を 「食事療養標準負担 額」に改め、 同項に次の一号を加える。

当該生活療養について健康保険法第八十五条の二第二 項に規定する厚生労働大臣が定める基準によ

りされる算定の例により算定した費用 の額 (その額が 現に当該生活療養に要した費用 の額を超えると

きは、 当該 現に 生 活 療 養に要した費用 の額) か 5 生 活 療 養 標準 負担 額 を控除 L た 金 額

第五 十五 条 の三第三 項 から 第七 項までを削 り、 同 条第 八項中 「第五 十四四 1条第三 項」 0 下に 「及び第 五 +

五条の三第三項から第六項まで」を加え、 「特定療養費」を「保険外併用療養費」 に改め、 同 |項を同 条第

三項とし、 同条第九項中 「第四項」 を 「前項におい て準用する第五十五 条の三第四 項」に、 特定療 養

を 保保 険外 併 用療 養費」 12 改 め、 同 項 を 同 条第四 項とし、 同 条を第五 十 五. 条 \bigcirc 五 とする。

第五 十五条の二第 項 中 「組合員」 の 下 に 「(特定長期入院組合員を除く。以下この条に お į١ て同じ。

を加え、 「前条第一項各号」を 「第五十五条第一項各号」に改め、 同条第二項中 「標準 負 担 額」 を

食事 療養標準 負 八担額」 に改め、 同条第三項中 「前条第一項第一号」 を 「第五十五条第一 項第一号」 に改り 8

同 [条第] 匝 項 中 「前 条第一 項第二号」 を 「第 五. 十五 条第 項第二号」に改 め、 同 条 第六 項 中 前 条第 項

各号」 を 第 五 十五 条第 項各号」 に改め、 同 条を第五 十五 条の三とし、 同 条 \bigcirc 次に次 \mathcal{O} 条を加える。

(入院時生活療養費)

第五 十五条 Ď 兀 特定長期入院組合員が公務によらない病気又は負傷により、 第五十五条第一項各号に掲

げ る医療 療 機 関 から第五 十四条第一 項第五号に掲げる療 養 の給付と併せて生活療養を受けたときは、 その

生活療養に要した費用について入院時生活療養費を支給する。

2 入 院 時 生 活 療養費 0) 額 は、 当該 生活療養に 0 () · て 健 康 保 険 法第 八十五 条の二第二項に規定する厚 生労

働 :大臣が定める基準によりされる算定の例により算定した費用の額 (その額が現に当該生活療養に 要し

た費用の額を超えるときは、 当該現に生活療養に要した費用の 額) から同項に規定する生活療養標準負

担額 (以 下 「生活 療 養標準 負担額」 という。 を控除 した金額とする。

3 第五十四条第三項及び前条第三項から第六項までの規定は、 入院時生活療養費の支給について準用す

る。

前である」に改め、

同項第三号中

第五 十五条第二項第一号中「次号又は第三号に掲げる場合以外の」を「七十歳に達する日の属する月以

負担 <u>,,</u> の 下 に (次条第一 項 第 一 号の措置が採られるときは、 当該減額され た 部負担 · 金 _ を加 え、

「百分の二十」を「百分の三十」に改め、

同

条第四

項中

「規定する一部

同 条第五項中 「第二項に規定する一部負担金」の下に「(次条第一項各号の措置が採られるときは、 当該

措置が採られたものとした場合の一部負担金) _ を加え、 同条の次に次の一条を加える。

(一部負担金の額の特例)

第五· 十五条の二 組 合は、 災害その他の財務省令で定める特別 \mathcal{O} 事情が ある組合員で、 前条第 項第二号

又は 第三号に 掲げ る 医 療 ※機関 又 は 薬局 に 同 条 \mathcal{O} 規定による一部負担金を支払うことが困難であると認め

られるものに対し、次の措置を採ることができる。

- 一 一部負担金を減額すること。
- 二 一部負担金の支払を免除すること。
- 三 当該 医 |療機関| 又は薬局に対する支払に代えて、 一部負担金を直接に徴収することとし、 その徴収を

猶予すること。

- 2 前項の措置を受けた組合員は、 前条第二項の規定にかかわらず、 前項第一号の措置を受けた組合員に
- あ つてはその 減額され た 部負担 金を同条第一 項第二号又は第三号に掲げる医療機関 又は薬局 に支払う
- をもつて足り、 前項第二号又は第三号の措置を受けた組合員にあつては 部負担· 金を当該 医 **|療機関|** 又は

薬局に支払うことを要しない。

- 3 前条第七項の規定は、 前項の場合における一部負担金の支払について準用する。
- 第五十六条第一項中 入院時 食事 療養費の支給若しくは特定療養費」 を「若しくは入院時 食事療養費
- 入院時生活療養費若 しく は保険外 併用療養費」 に改め、 及び特定承 「認保険」 医療機 関 を削 り、 同 条第
- 三項中 当 該 療養 (食事 療養」 の 下 に 「及び生活療養」 を、 「現に対 療養 (食事 療 養」 の 下 に 「又は 生 活 療
- 養」を、 「当該食事療養」 の下に「又は生活療養」を、 「現に食事療養」の下に「又は生活療養」 を加え

標準負担 額」 を 「食事 療養標準負担額又は 生活療養標準負担額」 に改め、 同条第四 頃中 「第五 十五 条

の二第二項」 を 「第五 十五 条の三第二 項」 に、 特定療養費」 を 「入院 時生活 療 養費の支給を受け るべ き

場合には第五 十五条の四第二項の生活療養についての費用 の額の算定、 保険外併用療養費」 に改 らめる。

第五十六条の二第二項中 「得た額」 の 下 に 「(療養の給付に係る同項の一部負担金につい て第五十五条

当該措置が採られたものとした場合の額)

を加える。

第五 十六条の三第 項 中 「特定 療養費」 を 「保険外併用 療養費」 に改める。 の二第一項各号の措置が採られるときは、

第五十七条の三を第五十七条の四とする。

第五十七条の二第二項中 「前条第二項第一号イ」を「第五十七条第二項第一号イ」に改め、 「得た金額

の下に「(家族療養費の支給について前条第一項又は第二項の規定が適用されるときは、 当該規定が適

用されたものとした場合の金額)」 を加え、 同条を第五十七条の三とする。

第五 十七条第 項中 「第五 十七条の三」 を 「第五 十七条の四」 に改め、 「又は 特定承認保険 医療機 関

を削 同条第二項中 当該 金額」 を 「当該・ 金額」 に改め、 「合算額」 の 下 に 当該 療 養に生活 療 養

が含まれるときは当該金額及び第三号に掲げる金額の合算額」を加え、 同 項第一号中 「食事療養」 の下に

 \mathcal{O} 「及び生活 を 属する月 「百分の七十」 · 原養」 0 翌月以後 を加え、 に改め、 であ 同号イ中 つて七十歳に達す 同項第二号中 _ 口 か 「標準 らニまでに掲げる場合以外の」 る日 負担額」 \mathcal{O} 属する月 を 以前 「食事療養標準負担 で ある」 を に 改 「被扶養者 め、 額」 同 号 に改め、 = が三歳に達 中 百 同 項に 分 す \mathcal{O} 次 八 る \mathcal{O} +日

当該生活療養に つい て算定した費用の額 (その額が 現に当該生活療養に要した費用 の額を超えると

号を加える。

きは、

当 該

現に

生

活

療

養に要し

た費用

 \mathcal{O}

額)

か

5

生

活

療

養標準

負 担

額

を控

除

L

た

金

ける場合又は保険 を 第五 「第五十五条の五第二 十七七 条第三項 医 療 中 機関等から」 「療 項」に、 養 \mathcal{O} を 下 「第五十五条の二第二項」を に 「保険医 評 価 療機関等 療 養及び」 から を加 評価 え、 療養又は」に、 「第五十五条の三第二項」に、 特 定 承 認保 険 「第五十五条の三 医 療 機 関 か 5 療養 「 算· 一第二項 を受 定 \mathcal{O}

療養 に つい 7 \mathcal{O} 費用 \mathcal{O} 額 0 算 定 0 に 改 め、 同 条第 五. 項 中 若 しく は 薬局 又 は 特 定 承 認認 保 険 医 療 機 関 を

を

「算定、

前

項第三号の

生活療養につい

7

の費用

の額

の算定に関しては、

第五

十五

条

 \mathcal{O}

匹

第二

項

0)

生活

「又は 薬局 12 改 め、 同 条第-七 項中 第五· 十 五 条の二第六項」 を削 ŋ 同 条 0 次に次の 条を加える。

(家族療養費の額の特例)

第五 十七条 の 二 組合は、 第五 十五 条 の 二 第 項に規定する組 合員 の被 扶養者に係る家族療 養 費 \mathcal{O} 支給 に

0 1 て、 前 条第二 一項 第 号イからニ までに定 8 る割り 合を、 そ れ ぞ れ \mathcal{O} 割 合を超る え 百分 \mathcal{O} 百 以 下 \mathcal{O} 範 囲 内

において組合が定めた割合とする措置を採ることができる。

2 組 合は、 前項に規定する被扶 養者に係る前 条第五百 項の規定の適用については、 同項中 「家族療養費と

L て 組合員に支給すべき金額」 とあ るのは、 当 該 療 養につき算定し た費用 0 額 (その 額 が 現 に **当** 該 療

養 に 要 し た 費 用 \mathcal{O} 額 を超えるときは 当 該 現 (C 療 養 に 要 Ū た費用 0) 額) とする。 この 場 合 12 お 1

組 合 は、 当該 支払をした金 額 から家族 療養費とし て組 合員に対し支給す ベ き金 額に相当する金 額 を 控 除

L た 金額をその被扶養者に係る組合員 いら直流 接に徴収することとし、 その 徴収を猶予することができる。

第五 十八条第 項中 保険薬局 若 しくは 特定 承認保証 険医 療機関」 を 若 しくは 保険薬局」 に改 が る。

第五 + 九 条第 項、 第二 一項及び 第三 一項第一 号中 「特定 療 養 費」 を 「入院時 生活 療 養費、 保険 外併 用 療 養

費」 に 改 め、 同 条第 兀 項 中 第 百 兀 十五 ゴ条第· 七項」 を 「第百 匝 十 五条第六項」 に、 「特定 療 養 費」 を 入

院時 生 活 療 養 費、 保 険 外併 用 療 養費」 に 改 8 る。

第六十条第 項中 「特定療養費」 を 「入院時生活療養費、 保険外併用療養費」 に改め、 同 条第二 一項中

特定 療養費」 を 「入院・ 時 生活療養費、 保険外併用 療養費」 に、 「若しくは移送費」 を 移送費、 家 族 療

養費、 家 族 訪 問 看護 療 ※養費若. しくは家族移送費」 に改 め、 同条第三項中 「特定療養費」 を 「入院時 生活

療

養費、保険外併用療養費」に改める。

第六十条の二 第一項中 部負担金」 の下に「(第五十五条の二第一項第一号の措置が採られるときは

該 減 額された一 部負担· <u>, ,</u> 金 を、 「食事療養」 の下に 「及び生活療養」 を加え、 特定療養費」 を

保険外併用療養費」に改める。

第六十 条 第 項中 「 標 準 · 報 酬 \mathcal{O} 月額に相当する」 を 「政令で定める」 に改 め、 同項ただし 書 を削 り、

同 条第三項中 第一 項本文の 規定による出産費の 金額の百分の七十に相当する」を 「政令で定める」に改

め、同項ただし書を削る。

第六十三条第 一項中 「標準 -報 酬 0 月額に相当する」を 「政令で定める」 に改め、 同項ただし書を削 り、

同 条第三項 中 第 項 0 規定に ょ る埋 葬 料 \mathcal{O} 金 額 \mathcal{O} 百 1分の七. 十に相当する」を「政 令で定める」 に 改め、

同 項 ただだ L 書 を 削 り、 同 条第四 項中 埋葬料」 の 下 に 「及び家族埋葬料」 を加え、 「行なわれる」 を 「 行

われる」に改める。

第六十五条中 「特定療養費」 を「入院時生活療養費、 保険外併用療養費」 に改める。

第八十七 条 \mathcal{O} 五第 項 中 「特定 療養費」 を 「保険 外併用力 療養費」 に 改 \dot{b} る。

第百十七条第一項中 $\overline{}$ 保険薬局若しくは特定承認保険医療機関」 を「若しくは保険薬局」に、 「 以 下

」を「以下この項において」に改める。

附 則第十二条第九項中 「及び第五項第一号」を 「並びに第五項第一号及び第三号」に改める。

第五 十六条 国家公務員 (共済組 合法 0) 部を次のように改 正 する。

第五 十九条第三項第二号中 並 びに を 「 及 び 」 に改め、 「及び第三項ただし書」 を削

第六十六条第一項中「組合員」の下に「(第百二十六条の五第二項に規定する任意継続組合員を除く。

以下この条から第六十八条の三までにおいて同じ。)」を加え、 「百分の六十五」を「三分の二」 に改め

「金額」の下に _ (当該金額に五 十銭未満 の端数があるときは、 これを切り捨て、五十銭以上一 円未満

の端 数がある るときは、 これを一 円 に切 り上げるものとする。)」 を加 える。

第六十七 条第一 項 中 「百分の六十五」を 「三分の二」 に改め、 「金額」 の 下 に (当該 金額 E 五. 一十銭未

満 の端数があるときは、 これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときは、これを一円に切 り上

げるものとする。)」 を加え、 同条第二項を削り、 同条第三項中 「第一項」を「前項」に改め、 同項を同

条第二項とする。

第六十八条の二第一項中「(第百二十六条の五第二項に規定する任意継続組合員を除く。)」 を削り、

「を含み、第百二十六条の五第二項に規定する任意継続組合員を除く」を「を含む」に改める。

第六十八条の三第一項中 「(第百二十六条の五第二項に規定する任意継続組合員を除く。 以下この条に

おいて同じ。)」を削る。

第百十五条第二項中 「については」 の 下 に 別段の定めがあるものを除き」を加える。

附則第六条の二第二項中「百五十万円を」とあるのは 「百五十万円 (附則第六条の二第一項の規定によ

り標準報酬の区分の改定が行われたときは、政令で定める金額。 以下この項において同じ。) を」 当

該標準 期末手当等の額が百五十万円を超えるときは、これを百五十万円とする」とあるのは 「当該組合員

が受け た期 末 手当等によりその年度に おける標準 期末手当等の額 の累計 額が政令で定め る金額を超えるこ

ととなる場合には、 当該 累計 類が当該政令で定める金額となるようその月の)標準! 期末手当等の 額 を決定し

その年度においてその月の翌月以降に受ける期末手当等の標準期末手当等の額は零とする」に改める。

第五 十七条 国家公務員 共済組合法 .. (T) 部を次のように改正する。

目次中「第百二十八条」を「第百二十七条の二」に改める

期 ずれかに該当する者で同法第五十一条の規定により後期高齢者医療 に関する法律 高 第二条第一項第二号中 齢 者 医 療 \mathcal{O} (昭和五十七年法律第八十号) 被保険者等」 「掲げる者で」を という。)を除く。)で」に改め、 「掲げる者 第五十条の規定による被保険者をいう。 (後期高 一齢者医療の被保険者 とし の被保険者とならないもの て組合員」 の 下 に (高齢者の 及び同条各号の (短 医療の確保 (以下「後 湖給 付 に V

関する規定

0

適用を受け

ない

ものを除く。

以下この号にお

いて同じ。

_

を加え

拠 出 項中 金 出 に改め、 第三条第三項中 金 「老人保健法 という。 (以 下 「長期給付」の下に「及び第九十八条第一項第一号の二に掲げる福祉事業」 退 職者給付 「第五十一条各号」を「第五十一条第一項各号」に、 昭 国民健 和 五十七年法律第八十号)第五十三条第一項に規定する拠出金 拠出: 康保 金 険 法 という。)」 (昭 和三十三年法律第百九 を 「高 齢 者の 医 十二号)第八十一条の二 療 \mathcal{O} 確 保に 「短期給付及び」を 関する法律第三十 (以下「老人保 一第 を加え、 項 「短期給付 に 条第 同 規定する 条第四 健拠 項

に規定する前期高

. 齢者納付金等

(以下「前期高齢者納付金等」という。) 及び同法第百十八条第一

項

に規

定する後期高齢者支援金等 (以 下 「後期高齢者支援金等」という。)」に、 \bigcup 及び」を \bigcup 並びに」に

改め、 同 条第 五. 項中 「第九十八条第一 項各号」の下に「(第一号の二を除く。)」を加え、 (第五章を

除き、以下「福祉事業」という。)」を削る。

第六条第一項第七号中 「福祉事業」 の下に「(第九十八条第一項各号に掲げる福祉事業をいう。 第五章

を除き、以下同じ。)」を加える。

第十三条の次に次の一条を加える。

(秘密保持義務)

第十三条の二 組合の事務に従事している者又は従事していた者は、 組合の事業 (短期給付に係るもの及

び福祉事業に限る。) に関して職務上知り得た秘密を正当な理由がなく漏らしてはならない。

第三十六条中 「第十一条から第十七条まで」を 「第十一条から第十三条まで、 第十四条から第十七条ま

で」に改める。

第五 十一条 \mathcal{O} 見出、 しを (短期給 付の種類等)」 に改め、 同条第二号の二中 「高額療養費」 の 下 に 万及

び高額介護合算療養費」を加え、同条に次の三項を加える。

2 短期給付に関する規定 (育児休業手当金及び介護休業手当金に係る部分を除く。 以下この条において

同 は、 後期 高 齢者医 療 の被保険者等に該当する組合員には適用し ない。

3 短期給付に関する規定の適用を受ける組合員が前項の規定によりその適用を受けない組合員となつた

ときは、 短期給付に関する規定の適用については、そのなつた日の前日に退職したものとみなす。

4 第二項の規定により短期給付に関する規定の適用を受けない組合員が後期高 齢者医療 の被保険者等に

該当しないこととなつたときは、 短期給付に関する規定の適用については、 そのなつた日に組合員とな

つたものとみなす。

第五十二条中「前条各号」を「前条第一項各号」に改める。

第五十四条第一項中「(老人保健法の規定による医療を受けることができる者を除く。 次条から第五十

六条の三までにおいて同じ。)」を削り、 同条第二項第一号中 「七十歳」を 「六十五歳」 に改める。

第五 十五条第二項第二号中 「百分の十」 を 「百分の二十」に改める。

第五 十七 条第一項中 「(老人保健法の規定による医療を受けることができる者を除く。 以下この条 5

第五十七条の四までにおいて同じ。)」を削り、 同条第二項第一号イ中「三歳に達する日の属する月 の 翌

月 月 を を 「六歳 「六歳に 12 <u>·</u>達 達 とする す る 日 日 以 以 後 後 の最 \mathcal{O} 最 初 初 の三月三十 の三月三十 日 日 \mathcal{O} 꺞 に 日 改 め、 に改 同 め、 号 ハ 中 同 |号 百百 口 中 分の 「三歳に達 九 十 を する 云百 H 分 \mathcal{O} \mathcal{O} 属 八 + する

に

改

Ó

る。

費、 項」 療 院 保険 サ 中 愛若 ĺ 時 第五 を 「老人保証 外併 削 食事 入院 に、 ピ 十九九 しくは ス り、 費又は」 療 用 時 健法 同 条第一項中 生 養 療養費若 老 特 費、 項 活 前 人訪 0 例 療 に改 規定による医療、 養 段」 施 入 院 問 費 設 しくは を め、 時 看 介 「若しくは老人保健法の規定による医療、 護 保 護 生 医 同 サ 険 同 活 療養費又は」 |療費若 外併 項」 療 条第三項第一 養費、 ピ 用 に ス 費若し 療 改 入院 しくは老 保険 め、 養 費、 を削 時 号中 Š 食 外 事 医 ŋ 人訪 は 併 又 療 用 療 「給付若しく 派養費、 は 問 費、 を 療 特 老 養費若 看護 特 人保 老 例 施 入 院 例 人 療養費」 設 訪 健 施 L は 介護サ 法 時 設 くは医 間 生活 介護 看 \mathcal{O} を 及び 入院時 規 護 療 療 療 定 サ 「給付又は」 滑若 養費、 にこ 養 ピ 「老人保健 食事療 費若 ょ ス費若 ピ る医・ ス L くは 費又 保 しく 療 養費、 L 険 に、 若 は < 外 は 老 法 は 併 移送 \mathcal{O} しく 人訪 用 規定 12 入院 費 次 を 改 間 は 療 時 養費 によ 入院 項 め、 看 \mathcal{O} 「 特 生活 支 前 護 給 段」 若 る 例 療 時 同 **条第** 療: 施 食 養 医 L 同 費 Š 養費、 事 を 療、 設 介 又 療 は 項 次 入 項 は 後 養 護 医

段

 \mathcal{O}

規定に

該当する場合に

おける医療又は入院時

食事

療

養費、

入院

時

生活療養費、

保険

外併用:

療

養費、

医

療費、 老 人訪 間 看護療養費若 しくは移送費の支給を除く。 を受けることができるに至つたとき」 を削 り

同 項第二号中 又 は 国 民 健 康 保 険 \mathcal{O} 被保証 険 者」 を 国 民 健 康 保 険 \mathcal{O} 被保証 険者 又は後期 高 齢 者 医 療 \mathcal{O} 被

保険者等」に改め、同条第四項後段を削る。

第六十条の二第一項中 し た金額」 の 下 に 「(次条第一項において「一 部負担金等の額」 という。

を加え、同条の次に次の一条を加える。

(高額介護合算療養費)

第六十条の三 部 負 担 金 等 0 額 (前 条第 項 \mathcal{O} 高 額療養費が支給される場合に あ つては、 当 |該支給質 額 E

相 当する金額を控除 した金額) 並びに介護保険法第五十一 条第一 項に規定する介護サー Ë ス 利 用者 負 担

額 同 項 0 高 額介護サ ĺ ピ ス費が支給される場合にあつては、 当該支給額に相当する金額を控除 L た金

額) 及び 同 法第六十一条第 項に規定する介護予防サー E ス利 用者負 担 額 同 項 \mathcal{O} 高 額 介護 予防 サ ピ

ス費が支給される場合に あつて は 当該支給 額 E 相当する金額を控除 L た (金額) \mathcal{O} 合計 額 が 著 L Š 高 額

であるときは 当 該 部 負 担 金等 \mathcal{O} 額に係る る療 養 \mathcal{O} 給 付 文は 保険 外併 用 療 養費、 療養 資費、 訪 問 看 護 療 養

費、 家族療養費若しくは家族訪問 看護療養費の支給を受けた者に対し、 高額介護合算療養費を支給する。

2 前条第二項の規定は、 高額介護合算療養費の支給について準用する。

第八十七 条 不の五第 項 中 「老人保健法の 規定による医療」 を 「高齢者の医療の確保に関する法律の規定

による療養の給付」に、 「老人訪問看護療養費」を「訪問看護療養費」に改める。

第九十八条第一項第一号中「事業」 の下に「(次号に掲げるものを除く。)」を加え、 同号の次に次の

一号を加える。

の <u>ニ</u> 高 .齢者の医療の確保に関する法律第二十条の規定による特定健康診査及び同法第二十四条 の規

定による特定保証 健 指導 (第九十九条の二において 「特定健康診査等」という。)

第九十九条第一項中「老人保健拠出金、 退職者給付拠出金、 介護納付金及び」を「前期高齢者納付金等

及び後期高齢者支援金等、 介護納付金並びに」に改め、 同項第一号中「老人保健拠出金及び退職者給付拠

出金」 を 「前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等」に改め、 同条の次に次の一条を加える。

(国の補助)

第九十九条の二 国は、 予算 の範囲内において、 組合の事業に要する費用のうち、 特定健康診査等の実施

に要する費用の一部を補助することができる。

第百条第三項中 「前条第二項第二号」を「第九十九条第二項第二号」に改め、 同条第四項中 「前条第

項第三号」を「第九十九条第一項第三号」に改める。

第百二十条中「及び第六十条の二」を「、第六十条の二及び第六十条の三」に、 「第三十一条ノ六」を

「第三十一条ノ七」に改める。

第百二十一条中「第五十一条第三号」を「第五十一条第一項第三号」に改める。

第百二十六条の五第一項中「であつた者」の下に 「(後期高 脱者医療の被保険者等でないも Oに限る。

を加え、 同条第五項中「一に」を「いずれかに」に改め。 「第四号」 の下に「又は第六号」を加え、

同項に次の一号を加える。

六

後期高齢者医療の被保険者等となつたとき。

第百二十八条の前の見出しを削り、 第九章中同 条 の前に次の一条を加える。

第百二十七条の二 第十三条の二の規定に違反して秘密を漏らした者は、 一年以下の懲役又は百万円以下

の罰金に処する。

附則第十一条の次に次の一条を加える。

退

第十一 条の二 当 分 \mathcal{O} 間、 玉 民 健 康 保 険 法 (昭 和三 一十三年 法 位律第百-九十二号) 附 則 第十条第 項に · 規 定 す

る拠 出 金 の納付が 同条第二 項の規定により行われる場合における第三条第四項及び第九十九条第一 項 \mathcal{O}

規定 の適用については、 第三条第四 |項中 「介護保険法」 とあるのは 「国民健康保険法 (昭和三十三年法

律第百九十二号) 附則第十条第一 項に規定する拠出金 (以 下 「退職 者給付拠出金」という。)、 介護保

険 法 と、 第九 + 九 条第 項中 「介護 納 付金並 びに とあ るの は 「 退 職 者 給付 拠 出 金、 介護 納 付 金 並 び

に 同 項第 号 中 $\overline{\mathcal{O}}$ 納 付 とあ る \mathcal{O} は 並 びに退 職 者給 付 拠 出 金 \mathcal{O} 納付」 とする。

附則第十二条第一項中 「 国 民 健 康保険法」を 「健康保険法等の一 部を改正する法律 (平成十八年法律第

第十三条の規定による改正前の 国民健康保険法」 に改め、 同条第九項中 「老人保健 法 0 規 定に

よる医療を受けることができるに至つたとき、 又は」 を 「健 康保険法等 \dot{O} 部を改 正する法律 平 ·成十八

年法律第号)第十三条の規定による改正前の」に改める。

附 則 第二十 条の二中 万及 び 国 民 年 -金法」 を 並 び に 国 民 年 -金法」 に、 \supset 及び」 を 並 び に

及び基礎年 金拠出金」 を「並びに基礎年金拠出金」に、 基礎年金拠出金及び」 を \neg 基礎年金拠出 金

並びに」に改め、同条の次に次の一条を加える。

病 床転換支援金等 の納付 ごが行わ れる場合における組合の業務等 の特例)

第二十条の二の二 高齢者の医療の確保に関する法律附則第二条に規定する政令で定める日までの間、 同

法附則第七条第一項に規定する病床転換支援金等の納付が同条第二項の規定により行われる場合にお け

る第三条第四項及び第九十九条第一 項の規定の適用については、 第三条第四項中 \bigcup 及び同法」 とある

0 は 同法」と、 後期高齢者支援金等」という。)」とあ るの は 「後期高齢者支援金等」 という。

及び同法 附則第七条第一 項に規定する病床転換支援金等 (以 下 「病 床転換支援金等」という。 لح

第九十九条第一項中「及び後期高齢者支援金等」とあるのは 一、 後期高齢者支援金等及び病床転換支

援金等」とする。

第五十八条 国家公務員共済組合法 の 一 部を次のように改正する。

第五十四条第三項を削る。

第五十五条の三第七項を削る。

第五 十五条の四第三項及び第五十五条の五第三項中「第五十四条第三項及び」を削る。

(国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過措置

第五 十九条 附則第五十五条又は第五 十七条の規定 の施行の日前に行われた診療、 手当若しくは薬剤の支給

又は 訪訪 間 看護に係るこれらの条の規定による改正前の国家公務員共済組合法の規定による短期 別給付に つい

ては、なお従前の例による。

第六十条 附 則 第五 + 五. 条の 規定による改正 後 の国家公務員共済組合法第六十一条の規定 は、 出 産 0 日 が 施

行 日 以 後 で あ る 組合員 及び 組 合員で あった者につ ١ ر て適 用 Ļ 出 産 \mathcal{O} 日 が 施 行 日 前 であ る 組 合員 及び 組 合

員で あった者 0 附則第一 五. 十五条の規定による改正 前 の国家公務員共済組合法の出産 費及び家族出 産費 の支

給については、なお従前の例による。

第六十一 条 附則第五 十五 条 \mathcal{O} 規定による改正後の 国家公務員共済組合法第六十三条の規定 は、 死亡の 日 が

施 行 日 以 後で あ る組 合員 及 Ţ 組 合員 であっ た者に 0 V) · て 適 用 Ļ 死亡 0) 日 が 施 行 日 前で あ る組 合員 及 び 組

合員 でで あ 0 た 者 \mathcal{O} 附 則 第 五. + 五. 条 \bigcirc 規定による改 Ē 前の国家公務員共済組 合法の 埋 葬料及び家族 運 葬料 0

支給については、なお従前の例による。

第六十二条 附則第五 十六条 \mathcal{O} 規 定 の施行 \mathcal{O} 日 0 前 日 に お 7 て傷病手当金 の支給を受けてい た者又は受ける

ベ き者 (支給: 事 由が 生じた 際に 任 意 継 続 組 合員 で あ 0 た者を除く。 次項に お いて同 に係 る 同 条 \bigcirc 規

定 \mathcal{O} 施 行 \mathcal{O} 日 前 まで の傷 病 万手当金 0) 額について は、 なお 従 前 \mathcal{O} 例による。

2 附 則 第五 + 六 条の 規定 \mathcal{O} 施 行 0 日 の前 日に お 7 て傷病手当金の支給を受けていた者又は受けるべき者

支給 事 由 が 生じ た後 に任 意 継続 組 合員となった者に限 る。 に係る傷病手当金の支給につい 7 は 同 条 \mathcal{O}

規 定 に ょ る改 Ē 後 \mathcal{O} 国 家 公務 員共 済 組 合法第六十六条第 項 \mathcal{O} 規定 に か か わ らず、 これ 5 の者 を同 項 に 規

定する組合員とみなして同条の規定を適用する。

3 附 E則第五· 十六 条の 規定 \mathcal{O} 施 行 0) 日 0) 前 日に お ** \ て傷病手当金の支給を受けていた者又は受けるべき者

支給 事 由 が 生じ た際 に任 意継続組合員であった者に限る。 に係る傷病手当金の支給につい ては、 なお 従

前の例による。

第六 十三条 附 則 第 五. 十六条 \mathcal{O} 規 定 0 施 行 (T) 日 0 前 日 に お 7 7 出 産 手当金 の支給を受けてい · た者 又は受ける

べ き者 (支給: 事 由が 生じ た際に任 意 継 続 組 合員で あ つ た者 反 び 同 条 \mathcal{O} 規定による 改 正 前 \mathcal{O} 国家公務員 共 済

組合法第六十七条第二項の規定による出産手当金の支給を受けてい た者又は受けるべき者を除く。 次項に

例による。

2 附 E則第五· 十六条の規定の施行の日の前日において出産手当金の支給を受けていた者又は受けるべき者

支給事由が生じた後に任意継続組合員となった者に限る。) に係る出産手当金の支給については、 同 条 O

規定による改正 後の 国家公務員共済組合法第六十七条第一 項の規定にかかわらず、 これら の者を同 項 に規

定する組合員とみなして同条の規定を適用する。

3 附 則 第五· 十六条の 規 定 \mathcal{O} 施 行 \mathcal{O} 日 \mathcal{O} 前 日 に お 71 て出 産手当金の支給を受けていた者又は受け るべき者

支給事由が生じた際に任意継続組合員であった者及び同条の規定による改正前の 国家公務員共 済組合法第

六十七条第二項の規定による出産手当金の支給を受けていた者又は受けるべき者に限る。) に係る出産手

当金の支給については、なお従前の例による。

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第六十 应 条 地方公務員等共 済 組 合法 (昭和三十七 年法律第百五十二号)の一 部を次のように改 Ē

第四十九条第一項中 部負担金」 の 下 に 「(第五十七条の二第一項第一 号の措置が採られるときは、

当該減額された一部負担 は第五十七条の三第一 項 第 号に規定する特定承認保険医療機関」 項第一号に規定する特定承認保険医療機関」 . 金 を加え、 同条第二項中 を 掲 げる保険 「規定する保険医療機関若 医 療 及 び 機 関 「若しくは特定承認保 に 改 め、 しくは第五十七条の三第 同 条第一 三項 中 険医療機関 若

」を削る。

第五十三条第一号中 「特定療養費」を「入院時生活療養費、 保険外併用療養費」 に改める。

第五 十五条の二中 「第五十七条の二、 第五· 十七 条の三」 を 「第五· + 七 条の三か ら第五 十七条 \mathcal{O} 五まで」

四第一 に改 め、 項」を加え、 「第五· 一八八 条の三第一 「第六十五条第一 項」 の 下 に 項若しくは第二項」を「第第六十五条」に、 第五 十九条第 一項、 第五 十 九条の三 第一 「特定療養費」を「入 項、 第五 十九 条の

院時生活療養費、 保険外併用療養費」 に改め、 「移送費」の下に 家族療養費、 家族訪問看護療養費、

家族移送費」 を、 埋葬料」 の 下 に 家族埋葬料」 を加える。

第五十六条第二項を次のように改める。

2 次に掲げ る療養に係 いる給付い は、 前 項の 給付に含まれ ない ものとする。

食事の提供である療養であつて前項第五号に掲げる療養と併せて行うもの (医療法 (昭和二十三年

法律第二百五号) 第七条第二項第四号に掲げる療養病床への入院及びその療養に伴う世話その他 の看

護であつて、 当該 療養を受ける際、 七十歳に達する日 \mathcal{O} 属する月の翌月以後である組合員 (以 下 「 特

定長期入院組合員」という。)に係るものを除く。以下「食事療養」という。)

次に掲げる療養であつて前項第五号に掲げる療養と併せて行うもの (特定長期入院組合員に係るも

のに限る。以下「生活療養」という。)

イ 食事の提供である療養

口 温 度、 照明及び給水に関する適切な療養環境の形成である療養

三 健康保険法第六十三条第二項第三号に掲げる療養 (以 下 「評価· 原養」 という。)

兀 健康保険法第六十三条第二項第四号に掲げる療養 (以下「選定療養」という。)

第五十七条の三の見出しを「(保険外併用療養費) 」に改め、 同条第一 項を次のように改める。

組 合員が公務によらない 病気又は負傷に より、 第五十七条第一 項各号に掲げる医 療機関又は 薬局 (以 下

「保険医 療機関等」という。) から評価療養又は選定療養を受けたときは、 その療養に要した費用につい

て保険外併用療養費を支給する。

算額」 改め、 たものとした場 に係る同項の一 第五 を加え、 十七条の三第二項中 合算 額 一合の 部負担金について第五十七条の二第一項各号の措置が採られるときは、 同項第一号中 \mathcal{O} 額 下に _ を加え、 「特定療養費」 当 該· 「食事 療 同項第二号中 療養」の下に 養に生活 を 療 「保険外併用療養費」 養が含まれ 「標準 「及び生活療養」 負担 るときは当該 額」 を に、 を、 「食事 金額 「得た額」 療養標準 及び 当該金額」 第三号に の 下 に |負担な を 当該措置 額」 _ 撂 「当該 に改 げ (療養 る 金額」 め、 が 金額 採 \mathcal{O} られ 同項 給 \mathcal{O} に 付 合

 \equiv きは、 り される算定の例により算定した費用の額 当該 当該 生 活 現に生活療養に要した費用の額) 療養 に つい て健康保険法第八十五 (その額が現に当該生活療養に要し から生活療養標準負担 条の二第二項に規定する厚生労働 額を控除 した金 た費用 大臣が定め 額 0 額を超えると る基準 によ

に次

 \mathcal{O}

号を加

える。

三項とし、 七条の三第三 を 第五 「保険外併用療養費」 十七条の三第三項 同 条 項 第 か 九 ?ら第: 項中 六項 から第七項までを削 「第四 É に改め、 るで」 項」 を加え、 を 同項を同条第四項とし、 前 項に 特定 り、 お į, ۱ 療 同 · て準 《養費」 条第八項中 用す を んる第五 同条を第五十七条の五とする。 「保険外 「第五十六条第三項」 + 併 七 条 用 療 の三第四 養費」 に 項」 改 の 下 に に、 め、 同 「及び第五 特 項 定 を同 療 条第 養 費 +

第五 十七条 の二第 項中 「組合員」 の 下 に (特定長期入院組合員を除く。 以下この条に お į١ て 同

を加 え、 前 条第 一項各号」 を 「第五 十七七 条第 一項各号」 に改 め 同 条第二 項中 標 準 負 担 額 を

食事 療養標準負担額」 に改め、 同条第三項中 「前条第一項第一号」を「第五十七条第一項第一号」 に改 8

同 条第四項中 「前条第一項第二号」を「第五十七条第一項第二号」に改め、 同条第六項中 「前条第一項

各号」 を 「第五 十七条第一項各号」に改め、 同条を第五十七条の三とし、 同条の次に次の一 条を加える。

(入院時生活療養費)

第五 十七条 \mathcal{O} 兀 特定 長期入院組合員が公務によらない 病気又は負傷により、 第五 十七条第一項各号に掲

げ る医療 療機関から第五十六条第一項第五号に掲げる療養 の給付と併せて生活療養を受けたときは、 その

生活療養に要した費用について入院時生活療養費を支給する。

2 入院時: 生活 **I**療養費 の額は、 当該生活療養につい て健 康保険法第八十五条の二第二項に規定する厚生労

働 大臣 が定 8 る基準に よりされる算定の 例 に より算定 L た費用 0 額 (その 額が 現 に当 該 生活· 療 養 に 要 Ī

た費用 0 額 を超えるときは、 当 該 現に生活 療 養に 要し た費用 \mathcal{O} 額 カン 5 同 項に規定する生活療養標準負

担額 (以 下 「生活療養標準負担額」 という。 を控除した金額とする。

す

る。

負担 同 前である」に改め、 · 条第 第五 .金」の下に「(次条第一 十七条第二項第一号中「次号又は第三号に掲げる場合以外の」を「七十歳に達する日の属する月以 五. 項中 「第二 項に規定する一 同項第三号中「百分の二十」を「百分の三十」に改め、 項第一号の措置が採られるときは、 部負担 金 \mathcal{O} 下に (次条第 当該減額された一部負担 項 各号の措置 同条第四項中 が 採られるときは、 <u>,</u> 金 」 「規定する一部 を加え、 当該

一部負担金の額の特例)

措置が

※採られ

たものとした場合の一

部負担金)

_

を加え、

同条に次

の一条を加える。

第五十七条の二 組合は、 災害その他の総務省令で定める特別の事情がある組合員であつて、 前条第一項

第二号又は第三号に掲げる医療機関又は薬局に同 .条第二項の規定による一部負担金を支払うことが困難

であると認められるものに対し、次の措置を採ることができる。

- 一 一部負担金を減額すること。
- 二 一部負担金の支払を免除すること。

当 該 医 療 機 関 又 は 薬局に対する支払に代えて、 部負担金を直接に徴収することとし、 その 徴 収 を

猶予すること。

2 前 項の措置を受けた組合員は、 前条第二項の規定にかかわらず、 前項第一号の措置を受けた組合員に

あ つてはその減額された一部負担金を同条第一項第二号又は第三号に掲げる医療機関又は薬局 に支払う

をもつて足り、 前項第二号又は第三号の措置を受けた組 合員にあつては 部負担金を当該医 療機関又は

薬局に支払うことを要しない。

3 前 条第 七 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定 は、 前 項 \mathcal{O} 場合における一 部負担金 の支払につい て準 用する。

第五 十八条第一 項中 _ 入院時命 食事 療養費の支給若しくは特定療養費」 を 「若しくは入院時 食事 事療養費

入 院 時 生活療養費若 しくは保険外併用療養費」 に改め、 「及び特定承認保険医療機関」 を削 り、 同 条第

三項 中 (食事 療養」 の下に 「及び生活療養」 を、 当 該 食 事 療養」 及び 「現に 食事 療養」 0 下に 「又は

生活 療 養」 を加 え、 標 進 負 担 額 を 「食事 療 養 標準 負 担 額 又は 生活 療 養 (標準 負 担 額」 に 改 め、 同 条 第四

項中 第 五. + 七 条の二第二 項」 を 「第五 十七 条の三 第二項」 に、 特 定 療養 費」 を 「入院時 生 活 療 養 費 \mathcal{O}

支給を受けるべき場合には第五十七条の四第二項の生活療養についての費用 の額 \bigcirc 算定、 保険 外併用 療 養

費」に改める。

第五 + 八条 の二第二項中 「得た額」 の 下 に 「(療養 の給 付に係る る 同 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 部負担。 · 金 に ついて第五十七条

の二第一項各号の措置 が採られるときは、 当該措置が採られたものとし た場合の 額) を加える。

第五十八条の三第一項中 「特定療養費」 を 「保険外併用療養費」 に改める。

第五十九条の三を第五十九条の四とする。

第五 + 九 条の二第二項中 前 条第二 一項第一 号イ」 を 「第五 十九条第二項第一号イ」に改め、 「得た金 額

 \mathcal{O} 下に (家族療養費の支給につい · て前 条第 項又は第二 項 \hat{O} 規 定が 適用されるときは、 当該 が規定が が 適

用されたものとした場合の金額)」を加え、 同条を第五十九条の三とする。

第五 十九条第一項中 「第五十九条の三」 を 「第五十九条の四」 に改め、 「又は特定承認保険 医療機関

を削 り、 同条第二項中 当該 金額」 を 「当該・ 金額」 に改め、 「合算額」 の 下 に 当 該 療 養に生活 療 養

が 含まれるときは当該 金額及び第三号に掲げる金 額 \mathcal{O} 合算額」 を加え、 同 項 第 号中 食 事 療 養」 0) 下に

「 及 び 生活 療養」 を加 え、 同号イ中 「ロ からニまでに掲げる場合以外 0 を 「被扶養者が三歳に · 達 す る 日

の属する月の翌月以後であつて七十歳に達する日の属する月以前である」に改め、 同号ニ中 「百分の八十

一号を加える。

 \equiv 当該生 活療養について算定した費用の額 (その額が現に当該生活療養に要した費用の額を超えると

きは、 当該 現に生活療養に要した費用の額) から生活療養標準 負担 額を控除 した金 額

第五十九条第三項中 「療養 の 下 に 評 価療養及び」 を加え、 「特定承認保 険 医療機関 から療養を受

ける場合又は 保険 医 療 機 関等 か , 5 を 保 険 医 療 /機関等 か 5 評価 療 養又は」に、 第五 十七 文 の三第二項

を 「第 五. + 七 条の 五第二 項」に、 第五 十七 条の二第二 項」 を 「第五 十七条 の三第二 項」 に、 「算定

 \bigcirc を 「算定、 前項第三号の生活療養についての費用 の額 の算定に関しては第五 十七条の四第二 項 \mathcal{O} 生活

療養について 0 費用 の額の算定の」 に改め、 同条第五項中 「若しくは薬局又は特定 承認保証 険医 療機関」 を

「又は (薬局) に改め、 同 条第七項中 第五· 十七条の二第六項」 を削り、 同条の次に次の一 条を加える。

(家族療養費の額の特例)

第五 + 九条 の 二 組合 は、 第五 十七 条の二第 項に規定する組 合員 の被扶養者に係る家族療 養 費 $\widehat{\mathcal{O}}$ 支給 に

ついて、 前条第二項第一号イからニまでに定める割合を、 それぞれの割合を超え百分の百以下 - の範 进 内

において組合が定めた割合とする措置を採ることができる。

2 組 合 は、 前 項に 規 定する被扶 養者に係 る 前 条第 五. 項 \mathcal{O} 規定の適 用 に ついては、 同 項中 「家 族 療養費と

L 7 組合員に支給すべき金額」とあるのは、 「当該療養につき算定した費用 \mathcal{O} 額 (その額が 現に <u>、</u>当 該 療

養に要した費用の額を超えるときは、 当該現に療養に要した費用の額)」とする。 この場合にお いて、

組 合は、 当該支払をした金額から家族療養費として組合員に対し支給すべき金額に相当する金額を控除

した金額をその被扶養者に係 る組合員 から直 接に徴収することとし、 その) 徴収 を猶予することができる。

第六十条第 項 中 保険薬局若しくは 特 定 承 認保 険 医 療機関」 を 「若し くは 保 険 薬 局」 に 改 8

費」に改め、 第六十一条第一項、 同条第四項中 第二 項及び第三項第一号中 「第百四十五条第七項」 「特定療養費」を「入院時生活 を 「第百四十五条第六項」に、 療養費、 「特定療養費」 保険外併 を 用 療 入 養

院時生活療養費、保険外併用療養費」に改める。

第六十二条中 「特定 療 養 費」 を 「入院時 生 活 療養費、 保険 外併用力 療 養 費」 に改める。

第六十二条の二第 項 中 部 負 担 金 の 下 に (第 五 十七 条の二第一 項 第 一 号 \mathcal{O} 措 置が 採 5 ħ

は、 当該 減額された一部負担金)」を、 「食事療養」 の下に「及び生活療養」を加え、 「特定· 療養費」 を

第六十三条第 項中 「給料 の一月分に相当する金額に政令で定める数値を乗じて得た額に相当する」 を

「政令で定める」に改め、 同項ただし書を削り、 同条第三項中 「第一項本文の規定による出産費の金 額 \mathcal{O}

百分の七十に相当する」を「政令で定める」に改め、 同項ただし書を削る。

第六十五条第一項中 「給料の一月分に相当する金額に第六十三条第一項に規定する政令で定める数値を

乗じて得た額に相当する」を 「政令で定める」に改め、 同項ただし書を削 り、 同条第三項中 第 項 0 規

定による埋葬 料の 金額 の百分の七十に相当する」 を 「政令で定める」 に改 め、 同 項ただし書を削 る。

第六十七条中 「特定療養費」を「入院時生活療養費、 保険外併用療養費」 に改める。

第九 十六条第一項及び第百四十四条の三第二項の表第九十六条第一項の項中 「特定療養費」 を 「保険外

併用療養費」に改める。

第百 匝 十四条の二十八第一 項中 \neg 保険薬局若しくは特定承認保険医療機関」 を 「若しくは保険薬局

に改める。

附則第十八条第七項中「及び第五項第一号」を「並びに第五項第一号及び第三号」に改める。

第六十五条 地方公務員等共済組合法の一 部を次のように改正する。

第六十一条第三項第二号中 並 がに を 「 及 び」 に改 め、 「及び第三項ただし書」 を削り

第六十八条第一項中「組合員」の下に「(第百四十四条の二第二項に規定する任意継続組合員を除く。

以下この条から第七十条の三までにおいて同じ。)」を加え、 「百分の八十に相当する金額」を 「三分の

二に相当する金額に政令で定める数値を乗じて得た額に相当する金額 (当該金額に五十銭未満 \mathcal{O} い端数が、 あ

るときは これを切り捨て、 五十銭以上一円未満 の端数があるときは、 これを一 円に切り上げるものとす

る。)」に改める。

第六十九条第一項中「百分の八十に相当する金額」を「三分の二に相当する金額に政令で定める数値を

乗じて得た額に相当する金額 (当該金額に五十銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十銭以上

円 |未満 の端数があるときは、 これを一円に切り上げるものとする。)」に改め、 同条第二項を削り、 同

条第三項中 「 第 項」 を 「前 項」 に改 め、 同項を同 条第二項とする。

第七 十条 の二第 一項中 「(第百四十四条の二第二項に規定する任意継続組合員を除く。 以下この項にお

いて同じ。)」を削る。

第七十条の三第一項中 (第百四十四条の二第二項に規定する任意継続組合員を除く。 以下この条にお

いて同じ。)」を削る。

第百四十四条の二十六第二項中「については」の下に「、 別段の定めがあるものを除き」を加える。

附則第三十三条を次のように改める。

(短期給付等に係る掛金の標準となる給料等の最高限度額の特例)

第三十三条 健康保険法に規定する標準 中報酬 月額等級の最高等級に係る標準報酬 月額が六十二万円を超え

る間 に おけ る短期給付及び 福祉: 事業に係る掛 金の 標準となる給料 \mathcal{O} 額及び掛金 \mathcal{O} 標準となる期末手当等

の額についての第百十四条第四項の規定の適用については、 同項中「六十二万円」とあるのは 「健 康保

険法に規定する標準報酬 月額等級の最高等級に係る標準報酬月額」と、 「その月に受けた期末手当! 等 Ò

額 が 百五十万円」とあるのは 「その年度に受けた期末手当等の 額の累計額が政令で定める額」 と、 「期

末手当等 Ď 額 が百一 五十万円である」 とあるのは 「当該月に受け た期 末 手当等 0 額 が当該累計 額 カ ら当該

政令で定め る 額を控除 して得た額を当該期末手当等の額 から控除して得た額 (当該額が零を下回るとき

は、零)である」とする。

第六十六条 地方公務員等共済組 合法 の 一 部を次のように改正する。

目 次 中 「第百十二条」 の下に 「・第百十二条の二」 を加え、 「第百四十七条」を 「第百四十六条の二」

に改める。

第二条第一項第二号中 「掲げる者」 の下に「(後期高齢者医療の被保険者 (高齢者の医療の確保に関す

る法律 (昭 和 五十七年法律第八十号) 第五十条の規定による被保険者をいう。)及び同条各号の 1 ずれ カ

に該当する者で同法第 五. 十一 条の規定により後期 高 齢 者医療の被保険者とならない も の (以 下 「後期 高 齢

者 医 療 の被保険者等」という。)を除く。)」を、 「として組合員」の下に (短期給付に関する規定

 \mathcal{O}

適用を受けないものを除く。 以下この号において同じ。)」を加える。

第十九条の次に次の一条を加える。

(秘密保持義務)

第十九条の二 組合の役員若しくは組 合の 事務 に従事する者又はこれらの者であつた者は、 組 合 \mathcal{O} 事業

短 期 (給付に係るもの及び福祉事業に限る。) に関して職務上知り得た秘密を正当な理由がなく漏らして

はならない。

第二項」を「介護保険法第百三十八条第二項」に改め、 十二号) 第三十八条の二第三項中 第七十六条の 四並びに高齢 「第百三十八条第四項」 「者 の 医 療 0 確 保に関する法律第百十条」 の 下 に 「第百四十一条第二項」の下に「、 国民健康保険法 を加え、 (昭和三十三年法律第 「同法第百三十八条 国民健康保 百 険 九

介護保険法」に改め、 法第七十六条の四並びに高齢者の医療の確保に関する法律第百十条」を加え、 「第百四十条第三項」 の 下 に \neg 国民健康保険法第七十六条の四及び高齢者の医療 「並びに同法」 を 並 びに

の確保に関する法律第百十条」を加える。

第四 十二条中 「第五十三条」 を「第五十三条第一項」に、 「行なう」を「行う」 に改める。

第四十四条第一項中「第五十三条」を「第五十三条第一項」に改める。

第五十三条の見出しを「(短期給付の種類等)」 に改め、 同条第二号の二中 「高額療養費」 の 下 に 万及

び高額介護合算療養費」を加え、同条に次の三項を加える。

2 同 ľ 短 期給: は、 付 に 後期 関 する規定 高 齢者医 (育児休業手当金及び介護休業手当金に係る部分を除く。 療 \mathcal{O} 被保険者等に該当する組 合員には適用 ľ な 以下この条にお いて

短期給付に関する規定の適用を受ける組合員が前項の規定によりその適用を受けない組合員となつた

3

ときは、 短期給付に関する規定の適用については、 そのなつた日の前日に退職 したものとみなす。

4 第二項 0 規定により短 期給付に関する規定の 適用を受けない 組合員が 後期 高 齢 者医 療 の被保険者等に

該当しないこととなつたときは、 短期給付に関する規定の適用については、そのなつた日に組合員とな

つたものとみなす。

第五十四条中 「前条各号」を「前条第一項各号」に改める。

第五

十六条第

一項中「(老人保健法

(昭

和

五十七年法律第八十号)

の規定による医療を受けることがで

きる者を除く。 次条から第五十八条の三までにおいて同じ。)」を削り、 同条第二項第一号中「七十歳」

を 「六十五歳」に改める。

第五十七条第二項第二号中「百分の十」を「百分の二十」に改める。

第五十九条第一項中「(老人保健法の規定による医療を受けることができる者を除く。 以下この条から

第五 十 九条 の四までにお いて同じ。)」 を削 り、 同条第二項第一号イ中 「三歳に達する日の属する月の翌

月 を 「六歳に達する日 以 後の最初の三月三十一 日 の 翌 日 」 に改め、 同号口中 「三歳に達する日 . (T) 属 する

を「六歳に達する日以後の最初の三月三十一日」に改め、 同号ハ中「百分の九十」を「百分の八十」

第六 + 条 第 項中 若 しく は 老 人保 健 法 0 規 流定によっ る 医 療、 入 院 時 食 事 療 養 費、 入 / 院 時 生 活 療 養

院時 保険 外併用力 食事 療 養費、 療養費若 入院時生活療養費、 しくは 医 1療費若 しくは老 保険外併用 人訪問看護 療養費若しくは医療費若 療養費」 及び 老 人保健法 しくは老 人訪問 (T))規定 によ 看 護 る 療 養費 医 療、 又は 入

を削 り、 「 特 例 施 設 介護サ ĺ ピ ス費若しくは」 を 特 例 施 設介護サ ピ ス 費又は」 に改 め、 同 条第二項

中 老人保 健法 \mathcal{O} 規定 に よる医療、 入 院 時 食 事 療 養費、 入院 時 生 活 療 養 費、 保 険 外 併 用 療 養費 若 しく は 医

療 愛若 L Š は 老 人訪 問 看 護 療 養費又 は を 削 り、 特 例 施 設 介護 サ ピ ス 費 若 < は を 特 例 施 設 介 護

サ ピ ス費又は」 に改 め、 同条第三 一項第一 号中 療養の給付 芸しくい は を 「療養 の給付又は」 に、 次項

前 段 を 「次項」 に、 同 項前段」 を 同 項 に改 め、 又は老人保健法 の規定による医療若 しく は 入

院時 食事 療 養費、 入 院 時 生 活 療養費、 保険 外併! 用 療 養費、 医 |療費、 老人 訪 問 看護 療 然養費若、 しく は 移送費 $\widehat{\mathcal{O}}$

支給 (同 項 後 段 \mathcal{O} 規 定 に 該当する場合 に お け る 医 療 又 は 入院 時 食事 療 養 費、 入院 時 生活 療 養費、 保 険 外 併

用 療 養 費 医 療 費、 老 人訪 間 看 護 療 養 費若 L < は 移送: 費 0 支給 を除り を受けることができる 12 至 0 た

を削 り、 同項第二号中「又は国 民健康保険 の被保険者」 を 一、 玉 民健康保険 の被保険者又は後 期高

齢者医療の被保険者等」に改め、同条第四項後段を削る。

第六十二条 不の二第 項 中 し た金 額 \mathcal{O} 下 に (次条第 項にお 7 7 部負担金等の額」

」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(高額介護合算療養費)

第六十二条の三 部 負担 金等の額 (前条第一項の高額療養費が支給される場合にあつては、 当該支給額

に 相当する金額を控除 L た金額) 並 がに 介護保険法第五 十 条 第 項に規定する介護サ Ì ピ ス 利 用 者負

担

額

(同

項

の高額

介

護サ

ピ

ス費が支給される場合にあ

つては、

当該支給額

に

相

当す

Ś

金額

を控除

L

た

金額) 及び同法第六十一条第一項に規定する介護予防サー ・ビス・ (利用: 者負担額 同 項の 高 額介 護 予 防 サ

ビス費が支給される場合にあつては、 当該支給額に相当する金額を控除した金額) の合計 額 が 著 しく高

額であるときは、 当 該 部負担命 金等の額に係る療養の給付又は保険外併用療養費、 療養費、 訪 間 看護療

養費、 家族療養費若 しく 、は家族は 訪問 看護療養費 の支給を受けた者に 対 Ľ 高額介護合算療養費を支給 す

る。

2 前 条第二項の規定は、 高額介護合算療養費の支給について準用する。

第九十六条第一項中 「老人保健法 の規定による医療」 を 「高齢者 の医 療の確保 に関する法律の規定 によ

る療 養 の給付」 に、 老 人 訪 間 看 護 療養費」 を 訪 問 看 護 療養費」 に 改 \dot{b} る。

第百十二条第一項第一号中 ・「事業」の下に「(次条に規定するものを除く。)」を加える。

第五章中第百十二条の次に次の一条を加える。

第百十二条の二 組合は、 高 i 齢者 0 医療の 確保に関する法律第二十条の規定による特定健康診査及び同法

第二十四 条の 規定による特定保健指 導 (第百十三条の二において 「特定健康診 査等」という。 を行う

ものとする。

第百十三条第一項中「老人保健法第五十三条第一項に規定する拠出金 (以 下 「老人保健拠出金」という

及び国民健康保険法 (昭和三十三年法律第百九十二号)第八十一条の二第一項に規定する拠出· 金 以

下 「 退 職者給 付 拠出金」 という」を 「高齢者 の医 療 の確保に関する法律第三十六条第一項に規定する前 期

高 齢 者納 付 金等 (以 下 「前期 高齢 者 納付 <u>|</u>金等| という。 及び同法第百十八条第 項に規定す る後 期 高 齢

者支援 金等 。 以 下 「後期高 齢者支援金等」という」に、 「老人保健拠 出 金及び退 職 者給 付 拠出金」 を 前

期高 齢者納付金等及び後期高齢者支援金等」に改め、 同条の次に次の一条を加える。

(国の補助)

第百十三条の二 国は、 予算 の範囲内において、 組合の事業に要する費用のうち、 特定健康診査等の実施

に要する費用の一部を補助することができる。

第百三十六条中「及び第六十二条の二」を「、 第六十二条の二及び第六十二条の三」に、 「第三十一条

ノ六」を「第三十一条ノ七」に改める。

第百三十七条中 「第五十三条第三号」を 「第五十三条第一項第三号」に改める。

第百四十四条の二第一項中

「であつた者」

の 下 に

(後期高齢者

医療

0

被保険者等でない

もの

に限

る。

を加え、 同条第二項中「老人保健拠出金及び退職者給付拠出金」を 「前期高齢者納付金等及び後期高

齢者支援金等」 に改め、 同条第五項中 「一に」を「いずれかに」に改め、 「第四号」の下に「又は第六号

を加え、同項に次の一号を加える。

六

後期高齢者医療の被保険者等となつたとき。

第百 四十四 条 の三 一第二項 \hat{O} 表第九十六条第 一 項 の項中 「老人保健法の規定による医療」 を 「高 [齢者 の医

療の 確保に関する法律の規定による療養の給付」に、 「老人訪問看護療養費」 を 「訪問看護療養費」 に改

第百 兀 十七七 条 \mathcal{O} 前 の見出 しを削 り、 第十 章 中同 条の前 に次の一 条を加える。

第百四十六条の二 第十九条の二の規定に違反して秘密を漏らした者は、 年以下の懲役又は百万円以下

の罰金に処する。

附 三則第十四条の三第一項中 「老人保健拠出金及び退職者給付拠出金」 を 「前期高齢者納付金等及び後期

高齢者支援金等」に改める。

附 則第十八条第 項 中 「あ つた者で」 の 下 に 健康保険法等の一 部を改正する法律 (平成· + -八年法律 律 第

号) 第十三条の規定による改正前の」を加え、 同条第五項中 「老人保健拠出 金及び退職 者給付品 拠出

金 を 「前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等」に改め、 同条第七項中 「老人保健法の規定による

医療を受けることができるに至つたとき、 又は」 を 健 康保険法等 \mathcal{O} 部を改正する法律 (平成十八年法

律第 号)第十三条の規定による改正前の」に改める。

附則第四十条の三の次に次の二条を加える。

退 |職者給付拠出金の納付が行われる場合における費用の負担の特例)

第四 十条の三の二 当分の 間、 玉 民 健 康保 険法附 則第十条第 項に規 定する拠 出 金 $\overline{\mathcal{O}}$ 納 付 が 同 条第二 項 \mathcal{O}

項及び附則第十八条第五 規 定 に より 行 お れ る 場合に 項の規定 お ける第百十三条第 の適用に つい ては、 項、 第百十三条第一項中 第百 几 + 兀 条 の 二 一第 二項、 並 び 附則 に介護保険 第 + 匹 法 条 \mathcal{O} とある 第

 \mathcal{O} は 国民健康保険法附則第十条第一項に規定する拠出金 (以 下 「退職者給付拠出金」 とい う。 並

び に介護保険法」 と 並び に介護納付 金 とあるのは $\overline{}$ 退職 者給付拠出 金 並 びに介護納 付 金」と、

第百 匹 十四四 条 の 二 |第二項| 【及び附】 則 第 十八 条第 五 項 中 後 期 高 齢 者 支援 金等」 とあ るの は 「 後 期 高 齢 者支

援 金 等並 び に 退 職 者 給 付 拠 出 金 と 附 則 第 + 应 条 の三第 項中 並 び こに介護さ 納 付金」 とあ る のは

退職者給付拠出金並びに介護納付金」とする。

病 床転換支援金等の納付 が 行 わ れる場合における費用の負担 の特例)

第四 于 条の三の三 高 齢 者 \mathcal{O} 医 療 0 確保に関する法 律附 則第二条に規定する政令で定める日 ま での 間、 同

法 附 則第 Ŧ 条第 項 E · 規 定 でする 病 床 転 換支援 金 等 \mathcal{O} 納 付 が 同 条第二項 \mathcal{O} 規 定 に ょ り 行 わ れ る場合 に お け

る第 百 十三条第 項、 第百 兀 + 匹 条 の 二 第二項、 附 則 第 + 兀 条 の 三 第 項 及び 附 則第 + 八 条 第 五 項 \mathcal{O} 規

定の適用については、 第百十三条第一項中 「 及 び 同法」 とあるのは 同 法」と、 「という。) 並びに

とあるのは 「という。)及び同法附則第七条第一項に規定する病床転換支援金等 (以 下 「病床転 換支

援金等」という。) 並びに」と、 「 及 び 後期高 · 齢者支援金等」 とあるの は 後 期高 齢者支援金等 及 Ű

病床転換支援金等」と、 第百四十四条の二第二項、 附則第十四条の三第一 項及び附則第十八条第五 項中

「及び後期高齢者支援金等」とあるのは $\overline{}$ 後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等」とする。

第六十七条 地方公務員等共済組 合法 の 一 部を次のように改正する。

第五十六条第三項を削る。

第五十七条の三第七項を削る。

第五 十七条の四 . 第三項及び第五十七条の五第三項中「第五十六条第三項及び」を削る。

第五十九条第七項中「第五十六条第三項、」を削る。

(地方公務員等共済組合法の一部改正に伴う経過措置)

第六十八条 附則第六十 四条又は第六十六条の規定 足の施行 \mathcal{O} 日前 に行わ れた診療、 手当若 しくは 薬剤の支給

又 は 訪 問 看護 に係るこれ らの条の 規定による改正 前 の地方公務員等共済組合法の 規定による短 期 総付に 0

いては、なお従前の例による。

第六十 -九 条 附則第六 + 应 条 \mathcal{O} 規定 による改正 後 \mathcal{O} 地 方公務員等共済組 合法第六十三条の 規 定 は、 出 産 \mathcal{O} 日

が 施 行 日 以 後 で あ る 組 合員 及 Ű 組 合員 であ 0 た者に つい て 適 用 出 産 \mathcal{O} 日 が 施 行 日 前 で あ る 組 合員 及 び

組 合員 であ つた者 \mathcal{O} 附 則第六十四 条 \mathcal{O} 規定による改正前 \mathcal{O} 地方公務員等 共 (済組 合 法 \mathcal{O} 出 [産費及 Ű 家族 出 産

費の支給については、なお従前の例による。

第七十条 附 則 第六十四 兀 条の 規定による改正 後 0 地 方公務員等共済組合法第六十五 条の規定は、 死亡の 日 が

施 行 日 以 後 で あ る組 合 員 及 び 組 合員 へであっ た者 に 0 1 て適 用 Ļ 死亡 0) 日 が 施 行 日 前 で あ る組 合員 及 び 組

合員 で あ 0 た 者 \mathcal{O} 附 則 第六 + 兀 条 \mathcal{O} 規定によ る 改 正 前 \mathcal{O} 地 方公務員 等共 済 組 合法 \mathcal{O} 埋 葬 料 及 び 家族 埋 葬 料

の支給については、なお従前の例による。

第七 <u>-</u> 条 附 則 第六 十五 条 \mathcal{O} 規 定 0 施行の 日 の前 日にお いて傷病手当金の支給を受けてい た者又は受ける

ベ き者 (支給: 事 由 が 生じた際に任 意 継 続 組 合員 で あ た者を除く。 次項に お いて同じ。 に係 る同 条 \mathcal{O} 規

定 \mathcal{O} 施 行 \mathcal{O} 日 前 ま で \mathcal{O} 傷 病 手 当 金 \mathcal{O} 額 に 0 1 7 は、 な お 従 前 \mathcal{O} 例 に ょ る。

2 附 則 第 六 + 五 条 \mathcal{O} 規 定 \mathcal{O} 施 行 \mathcal{O} 日 \mathcal{O} 前 日 に お 1 て 傷 病 手 当 金 \mathcal{O} 支給を受け Ć 7 た者又は受け る き者

支給 事 由 が 生じ た後に任 意継続組合員となった者に限る。 に係る傷病手当金の支給について は、 同 条 0

規定による改正 後 \mathcal{O} 地 方公務員等共済組合法第六十八条第 項の り規定に かかわらず、 これらの者を同 項に

規定する組合員とみなして同条の規定を適用する。

3 附則第六十 五 条の 規 定 \mathcal{O} 施 行 \mathcal{O} 日 の前日に お いて傷病手当金の支給を受けていた者又は受けるべき者

支給: 事 由 が生じた際 に任意継続組合員であった者に限る。) に係る傷病手当金の支給については、 なお 従

前の例による。

第七 十二条 附 則 第六十五 条 O規定 の施 行 \mathcal{O} 日 0 前 日 に お **(**) 、 て 出 産手当金 の支給を受けてい た者 又は受ける

ベ き者 (支給: 事 由 が 生じ た際に任 意 継 続 組 合員 で あ 0 た者 反 CK 同 条 \mathcal{O} 規定によ る 改 正 前 \mathcal{O} 地 方公務員 等 共

済組合法第六十九条第二項 (T) 規定による出 産手当金の支給を受けていた者又は受けるべき者を除く。 次項

に お いて同じ。 に係る附則第六十五条の規定の施行の日前までの出産手当金の額については、 なお 従前

の例による。

2 附 則 第六十 五 条の 規 定 \mathcal{O} 施 行 \mathcal{O} 日 \mathcal{O} 前 日 に お 7 、て出 産 手当 金 の支給を受けていた者又は受け るべ き者

支給 事 由 が 生 じ た後に 任 意 継 続組合員となっ た者に限 る。 に係 る出 産 **/**手当金 の支給につ い て は 同 条 \mathcal{O}

規定による改 子正後の 地方公務員等共済組合法第六十九条第一 項の 規定にかかわらず、これらの者を同 項に

規定する組合員とみなして同条の規定を適用する。

3 附則 第六十五 条の 規 定 \mathcal{O} 施 行 \mathcal{O} 日 \mathcal{O} 前 日に お いて出産手当金の支給を受けていた者又は受けるべき者

支給事由が生じた際に任意継続組合員であった者及び同条の規定による改正前の地方公務員等共済組 合法

項の規定による出産手当金の支給を受けていた者又は受けるべき者に限る。)に係る出産

手当金の支給については、 なお従前 の例による。 第六十九条第二

(私立学校教職員共済 法 の 一 部改 正

第七十三条 私立学校教 減員: (共済法 昭昭 和二十八年法律第二百四十五号) の 一 部を次のように改正する。

第二十条第一項第一号中 「特定療養費」を「入院時生活療養費、 保険外併用療養費」に改める。

第二十五条の表第四十七条第二項の項を次のように改める。

告若しくは証明をし、又は第五十五		
等をいう。以下同じ。)が虚偽の報		
第十四条第一項に規定する学校法人	険医療機関	
学校法人等(私立学校教職員共済法	第五十五条第一項第三号に掲げる保	第四十七条第二項

		条第一項第三号に掲げる保険医療機
		11英
	又は健康保険法	若しくは健康保険法
	その保険医又は主治の医師	その学校法人等、保険医又は主治の
		医師
第二十五条の表第五十三条	第二十五条の表第五十三条第一項の項の次に次のように加える。	
第五十四条第二項第一	特定長期入院組合員	特定長期入院加入者
号及び第二号		
第二十五条の表第五十五条	第二十五条の表第五十五条第三項の項の次に次のように加える。	
第五十五条の二第一項	財務省令	文部科学省令
第五十五条の三第一項	特定長期入院組合員	特定長期入院加入者
及び第五十五条の四第		
一項		

第四十六条第一項中 保険薬局若しくは特定承認保険医療機関」 を「若しくは保険薬局」に、 「若し

くは に改め、 保険薬局 同条第三項中 又は同法第 五 十五 保険薬局若しくは特定承認保険医療機関」 条の三第 項第一号に規定す る特定承 認保険 を「若しくは保険薬局」 医 療 機 関 を 「又は に改め、 保 険薬局

特定承認保険医療機関」 を削 る。

第七十四条 第二十五条 私立学校教職員共済法の一 表以外 「第六十七条第二項及び第三項」を 部を次のように改正する。

「第六十七条第二項」

に改め、

同条の

Ď

の部分中

表第五十五条の二第 項の項を削 り、 同表第六十六条第一 項の項を次のように改める。

第二十五条の表第六十七条第一項の項中 「百分の六十五」を「三分の二」 に改め、 同表第六十七条第二

項及び第三項 \mathcal{O} 項中 「及び第三項」 を削る。

附 崱 第二十六 (項中 百百 五十万円を」 とあ る のは 百百 五. 十万円 (附則第二十五 項 の規定により 標準給 与 \mathcal{O}

区分の改定が行われたときは、政令で定める金額。 以下この項において同じ。)を」を 「当該標準賞与の

額が 百五十万円を超えるときは、これを百五十万円とする」とあるのは 「当該加入者が受けた賞与に ょ り

当該政令で定める金額となるようその月の標準賞与の額を決定し、 そ \mathcal{O} 年 度におけ つる標準数 貨与 \mathcal{O} 額 の累計 額が政令で定める金額を超えることとなる場合に その年度においてその月の翌月以降に は、 当 該 累計 額 が

受ける賞与の標準賞与の額は零とする」に改める。

第七十五条 私立学校教職員共済法の一 部を次のように改正する。

目 次中 「七十歳以上」を 「高 に、 第三十九条 • 第 四 [十条] を「第三十八条の二―第四十条」

第五 十条 第五十一 条」 を 「第五十条-第五十二条」 に改 いめる。

第二十条第一項第三号中 「高額療養費」の下に「及び高額介護合算療養費」を加える。

第二十五条の表第百二十六条の五第二項の項及び附則第十二条第六項の項中 「老人保健法の規定による

拠出 金及び国民 健康保険法 の規定による拠 出 ·金 を 「高齢 者の医療 の確保に関する法律の規定による前期

高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等」に改める。

第二十六条第一項第 一号中 「加入者」 を 「高 齢 者 \mathcal{O} 医 療 の確保に関する法律 (昭和 五十七. 年法 1律第: 八十

第二十条の規定による特定健康診査及び同法第二十四条の規定による特定保健指導 (以下この号及び

第三十五条第三項にお いて 「特定健康診査等」という。) 並びに特定健康診査等以外の事業であつて加入

者」に改める。

第三十五条第三項中 「事務」の下に「及び特定健康診査等の実施」 を加える。

第八章の章名を次のように改める。

第八章 高齢の教職員等に係る特例

第八章中第三十九条の前に次の二条を加える。

(短期給付に関する規定の適用の特例)

第三十八条の二 この法律の 短期給付に関する規定は、 教職員等のうち、 後期高齢者医療の被保険者 (高

齢者の医療の確保に関する法律第五十条の規定による被保険者をいう。) 及び同条各号のいずれかに該

当する者で同法第五十一条の規定により後期高齢者医療 の被保険者とならない も の (第三項において

後期 高 齢 者 医 療の被保険者等」という。)に該当するも <u>0</u> には、 適用 L ない。

2 \mathcal{O} 法律 \mathcal{O} 短期給 付に関する規定の適用を受ける加入者 いが前で 項 0) 規定によりその適用を受けないこと

となつたときは、この法律の短期給付に関する規定の適用については、そのなつた日の前日に退職 した

ものとみなす。

3 第 項の規定により短期給付に関する規定の適用を受けない者が後期高齢者医療の被保険者等に該当

しないこととなつたときは、この法律の短期給付に関する規定の適用については、 そのなつた日に教職

員等となつたものとみなす。

(掛金率の特例)

第三十八条の三 前条第一 項の規定により短期給付に関する規定を適用しないこととされた加入者の掛金

 \mathcal{O} 標準給与の 月額及び標準賞与 の額に対する割合は、 政令で定める範囲内において、 共済規程で定める。

第四十七条の三の次に次の一条を加える。

(秘密保持義務)

第四十七条の四 事業団の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、 共済業務 (事業団法第二十三

条 第 一項第六号及び第八号並びに同条第三項第一号及び第二号の業務に限る。) に関して職務上知り得

た秘密を漏らしてはならない。

本則に次の一条を加える。

第五十二条 第四十七条の四の規定に違反して秘密を漏らした者は、 一年以下の懲役又は百万円以下の罰

金に処する。

附則第三十三項を附則第三十五項とし、 附則第三十二項中「附則第三十四項」を「附則第三十三項」に

改め、 同項を附則第三十四項とし、 附則第三十一項を附則第三十三項とし、 附則第三十項の次に次の二項

を加える。

(国民健 康保険法の規定による拠出金等の納付が行われる場合における任意継続加入者等に係る掛金 $\overline{\mathcal{O}}$

特例)

31 当分の間、 国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)附則第十条第一項に規定する拠出金の

納付が同条第二項の規定により行われる場合における第二十五条の規定の適用については、 同条の表第

百二十六条の五第二項の項下欄中「に係る掛金を含み」とあるのは 「並びに国民健康保険法 (昭和三十

三年法律第百九十二号) 附則第十条第一 項に規定する拠出 金に係る掛金を含み」と、 同表附 則第十二条

第六項の 項 下 欄中 「に係る掛金を含み」とあるのは 「並びに国民健康保険法附則第十条第一項に規定す

る拠出金に係る掛金を含み」とする。

高 齢 者 の医 療 \mathcal{O} 確保に関する法律附則第二条に規定する政令で定める日までの間、 同法附 則第七条第

四頁

項に規定す んる病・ 床 転換支援 金等 \dot{O} 納 付 が 同 条第二項 \mathcal{O} 規定により行 わ れ る場合における第二十五 条 \mathcal{O}

規定の適用については、 同条の表第百二十六条の五第二項の項下欄及び附則第十二条第六項 の項下欄中

「及び後期高齢者支援金等」とあるのは、 \neg 後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等」とする。

(日本私立学校振興・ 共済事 業団法 の一部改正)

第七十六条 日 本 私立学校振 興 共 済 事 業団 法 (平成九年法律第四十八号) の一部を次のように改正する。 金、

第二十三条第二項中

「老人保健法

昭昭

和

五

十七

年法律第八十号)

 \mathcal{O}

規定に

よる

拠 出

玉 民

健

康

保

険

法

(昭和三十三年法律第百九十二号)の規定による拠出金」を 「高齢者の医療の確保に関する法律 (昭 和 五

十七 年法律第八十号) の規定による前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等」に、 「及び」を 並 び

に に改める。

第三十三条第 一項第二号中 老 人保健法 の規定に よる拠出 金、 国民健 康保険法 の規定による拠 出 金 及び

を 「高 齢 者 0 医 療 \mathcal{O} 確 保に関する法律の規定による前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並 びに

に改める。

附則第十三条の次に次の一条を加える。

国 民 健 康 保険 法 \mathcal{O} 規定に よる 拠 出 金等 \mathcal{O} 納 付 が 行われる場合における事業団 |の業務 \mathcal{O} 特 例

第十三条の二 当分の 間、 国民健 康保険法 (昭和三十三年法律第百九十二号) 附則第十条第一項に規定す

る拠出金 の納付が同条第二項の規定により行われる場合における第二十三条第二項及び第三十三条第

項第二号の 規定の適用については、 第二十三条第二項中 「介護保険法」 とあるのは 「国民健康保険法

昭 和三十三年 -法律第1 百九十二号) 附則第十条第 項 に規定する拠出 金、 介護保険 法」と、 第三十三条第

項第二号中 並 び に介護保険 法 とあ る のは 国民健康保険法附則第十条第一項に規定する拠出 金

並びに介護保険法」とする。

2 高 齢者の医療の確保に関する法律附則第二条に規定する政令で定める日までの間、 同法附則第七条第

項に規定する病床 転換支援金等の納付が 同 条第二項 の規定により行わ れる場合における第二十三条第

項及び第三十三条第一 項第二号の 規定 の適 用 に ついては、 これらの 規定中 「及び後期高 齢 者支援金等

とあ る 0) は、 後期 高 齢 者支援: 金等及 び病 床転換支援金等」 とする。

附 則第十四条中 「及び国民年金法」を「並びに国民年金法」に、 「及び厚生年金保険法 を「並びに

厚生年金保険法 に改める。

防 衛庁 の職 員 $\widehat{\mathcal{O}}$ 給 与等に 関する法律の一 部改正)

第七十七条 防衛庁の職員の給与等に関する法律 (昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように

改正する。

第二十二条第一項中 「特定療養費」を「保険外併用療養費」 に改める。

第七十八条 防衛庁の 職 員 \mathcal{O} 給与等に関する法律の 部を次のように改正する。

第二十二条第一項中 「入院 時 食事 療養費」 の 下 に 入院時生活 療養費」 を加え、 「若しくは高額療養

費」を「、 高額療養費若しくは高額介護合算療養費」に改め、 同条第二項中 「高額療養費」の下に「又は

高額介護合算療養費」 を加える。

(厚生保険特別会計法 の一部改正)

第七十九条 厚生 保険特別会計法 (昭 和十九年法律第十号) の一部を次のように改正する。

第 条 中 老 1人保 健 法 を 「高: 齢 者 \mathcal{O} 医 療 の確保に関する法律」 に、 「拠出: 金及国民 健 康 保 険 法 昭昭 和

三十三年法律第百九十二号)ノ規定ニ依ル拠出金」を「前期高齢者納付金等及後期高齢者支援金等」 に改

第三 条中 老 人保持 健 法 を 「高: 齢者の 医療 の確保に関する法律」 に、 「拠出 金、 国民健康保険法 ノ規定

二依 ル拠出金」 を 前 期高 |齢者納付金等及後期高齢者支援金等」に改める。

第十条第二項中 「老人保健法」 を 「高齢者の医療の確保に関する法律」に、 「拠出金、 国民健康保険法

ノ規定ニ依 ル 拠出金及」 を 「前期 高 一龄者納付金等及後期高齢者支援金等並二」 に改める。

第十-九 条第二 項中 老 人 福 祉 を 「高 齢 者 ノ 福 祉 に、 老後」 を 「高 齢 期 に、 「左ニ」 を 「次ニ」

に改 め、 同 項 第 号 中 「老人保健 法第六十四 [条第三 項」 を 「高 齢 者 \mathcal{O} 医 療 \mathcal{O} 確保に 関する法律 第百三十九

条第三項」に、 「老人保健関係業務」 を 「高: 齢 者医療制度関係業務」 に改め、 同項第二号中「老人保健法

を 「高齢者の医療 の確保に関する法律」 に、 「拠出な 金 を 「前期高齢者納付金等及後期高 齢者支援金等

に改め、 同項第三号中 「老人保健法」 を 「高 齢者の医 療 \mathcal{O} 確保に関する法律」 に、 「拠出· 金ノー 部 二充

ツ ル 為及」 を 前 期 高 齢 者 納 付 金等及後期 高齢 者支援金等ノー 部 = 充ツ ル 為並 に改める。

第二十四条の次に次の二条を加える。

第二十五条 国民健康保険法 (昭和三十三年法律第百九十二号) 附則第十条第一項ノ規定ニ依ル拠出金ヲ

納 付 スル間第 条中 「後期 「高齢者支援金等」ト ァ ル ハ 「後期高 齢者支援金等、 国 民健康保険 法 昭昭 和 \equiv

十三 年 -法律 第百九十二号) ノ 規· 定 =依 ル 拠 出 金 \vdash 第三条 及第十 条第二 項中 後 以期高齢 [者支援 金等」

アル ノヽ 「後期高齢者支援金等、 国民 健康保険法 ノ規定 一二依 以ル拠出る 金 } ス

第二十六条 高 歸者 の医療の 確保に関する法律附則第二条ニ規定スル政令ヲ以テ定ムル日迄ノ間第一条、

第三条、 第十条第二項 並ニ第十九条第二 項第二号及第三号中 「及後期高齢者支援金等」 トアル ハ 後

期高齢者支援金等及病床転換支援金等」トス

第 八 + 条 厚生 保 険 特 別 会計 法 (I) 部を次の ように 改 正する。

第一 条中 健 康保険事業 (高 齢 者 0 医 療 \mathcal{O} 確 保に関する法律 (昭 和五十七年法律第八十号) ノ規定 二依

ル 前 期高 齢 者 納付金等及後期高齢者支援金等並ニ介護保険法 (平成九年法律第百二十三号) ノ 規定ニ依 ル

納 付 金 ノ納 付ヲ含ム以下之ニ同ジ) 及 を 「健康 保険 二関 シ 政府 ガ行 ア業務 ノ経理ヲ明 確 ニス ル 為、 に

「並ニ児童手当」を「及児童手当」に改める。

条 中 健 康 保 険 事 業経 営上 1 保 険 料、 般 会計 ヨリノ受入金 を 健 康 保 険法 大正 + 年法 律 第

七十号) 第百 五十五条 ノ規定ニ依 ル保険料 (任意継続被保険者ニ係ル保険料ヲ除ク) 」 に、 「健康保育 険法

(大正十一年法律第七十号) <u>/</u> を 「健康保険法 <u>ノ</u> に改め、 事業運営安定資金ヨ リノ受入金、 事業

運営安定資 金 日 IJ 生 ズ ル収入、 借 <u>[</u>入金] を削 り、 同 事 業経営上 ノ保 険 給 付 費、 高 齢 者 \mathcal{O} 医 療 0) 確 保 に 関

する法律ノ規定ニ依 ル 前期 高 一齢者: 納 付金等及後期高 介護保険法 ノ規定ニ 依 ル 納 付 金、 事 業

運営安定資金へノ繰入金、 借入金ノ償還金及利子」 を 「全国: 健康保険協会へノ交付金」 に、 並 = 同 事 業

を 「及健 康保険ニ 関シ政 府ガ行フ業務」に改め、 療養 八所費、 保健 事 業費、 福 祉事業費又ハ営繕 費」

及び 「及保: 健 事 業 = 関 ス ル 経費ニ充 ツル 為 ノ 一 般会計 ノ繰入金」 を削 る。

第六条中 健 康保 険 事 業 1 業務 取 扱 を 健 康 保険 二 関 シ 政 の府ガ行 ラ業務 ノ業務 取 扱 に改 め 療

養所費、 保健 事 業費、 福 祉 事業費又ハ営繕費」 を削り、 健 康保険事業及厚生年金保険事業」 を 「此等ノ

業務及事業」 に、 此 等ノ事業」 を 「此等ノ業務及事業」 に改め、 健康保険事 業ノ療養所費 保健事

業費、福祉事業費及営繕費」を削る。

第七条を次のように改める。

第七 条 健 康 勘 定二 於テ決算 Ė 剰 余ヲ生ジタルト キ ノヽ 同 勘定ノ翌年度ノ歳入ニ繰入ルベシ

第七条ノ二及び第七条ノ三を削る。

第九条第一項中 「勅令」 を「政令」に改め、 「事業運営安定資金並ニ」 を削り、 「又ハ」の下に 「健 康

勘定及」 を加 え、 同条第二 |項中 「勅令」 を 「政令」に改め、 「事業運営安定資金並ニ」 を削 る。

第十条を次のように改める。

第十条 削除

第十一条を削り、第十一条ノ二を第十一条とする。

第十三条第一項中「事業運営安定資金及」を削る。

第十八条ノ六を削 り、 第十八条ノ六ノ二を第十八条ノ六とし、 第十八条ノ七を次のように改める。

第十八条ノ七 削除

第十八条ノ八第一項中 「昭和四十九年度以降ニ於テハ当分ノ間第十条ノ規定ニ拘ラズ」を削り、 万乃至

第八項」 を「及第三項」 に改め、 同条中第三項及び第五項から第八項までを削り、 同条に次の一 項を加え

る。

前二 項 ノ規定ニ依リ借入金ヲ行フ場合ニ於テ健康勘定ニ於テハ第三条ノ規定ニ依ルモノノ外借入金ヲ以

テ其ノ歳入トス

第十八条ノ九に次の一項を加える。

前 項 ノ規定 依り借る 入金 ノ償還及当該 借 入金ニ係ル経費トシテー 般会計 日 リ健康: 激制定ニ 繰入ル ル場合

於テ同勘定ニ於テハ第三条ノ規定ニ依ルモ ノノ外一般会計ヨリノ受入金ヲ以テ其ノ歳入トシ借入金 ノ 償

還金及利子ヲ以テ其ノ歳出トス

第十八条ノ十に次の一項を加える。

前 項 規 定ニ 依 り借 入金 ノ償還及当該借 入金ニ係 ル 経費トシテー 般会計ヨリ健康勘定ニ繰入

ル

ル

場合ニ

於テ 同 . 勘定ニ 於テハ 第三条 ノ 規. 定二 依ルモ ノノ外一 般会計ヨリノ受入金ヲ以テ其 ノ歳入トシ借入金 ノ償

還金及利子ヲ以テ其ノ歳出トス

第十九条第二項第一号中 「高齢 者の医療の確保に関する法律」の下に「 (昭和五十七年法律第八十号)

を加え、 同項第二号を削り、 同項第三号を同項第二号とし、 同項第四号中 「前三号」を 「前二号」に改

め、同号を同項第三号とし、同条第五項を削る。

第二十五条及び第二十六条を削る。

(厚生保険特別会計法の一部改正に伴う経過措置)

第 八十 条 附則第七 十九 条の 規定 による改正 後 \mathcal{O} 厚生保険特別会計法 の規定は、 平成二十年度 0 予 **弹** カン 5

適 用 亚 成 +九 年 度 \mathcal{O} 収 入 及び支 出 並 び に 同 年 度以 前 \mathcal{O} 各 年度の 決算に 関 して は、 な お 従 前 \mathcal{O} 例 に . よる。

第八十二条 附則第八十条の 規定による改正後 の厚生保険特別会計法第三条及び第六条の 規定は、 平成二十

年度の予算から適用し、 平成二十年度の予算に関する附則第八十条の規定による改正前 の厚 生保 険 特 莂

会計法 第三条及び第六条の 規定の対 適用については、 第三条中 「健康」 保険 事 業経営上 ノ保険料」 とあ る 0 は

健 康 保 険 法 (大正十 年 法 律第七十号) ノ 規· 定ニ 依 ル社会保険庁 長官 1ガ徴. 収 ス ル 保険 料 と 同 事 業

経営上 ノ保 険 給付費」 とあ る Oは 健 康保 険 事 業 経営-上 1 保 <u>険</u> 給 付 費、 全国 健 康 保 険協^ 会 ノ交付 金 لح

同 事業ノ」 とあるのは 同 事業及健康保険ニ 関 民シ政府 ガ行フ業務ノ」 とし、 第六条中 「健 康保 険 事 業

業 務取扱」 とあるのは 「 健 康保険事業及健康保 険ニ 一関シ政 の府ガ行 フ業務ノ業務取扱」 と 健康保険事

業及厚生年 -金保険 事 業 及び 「此等 ノ事業」 とあ るのは 此 等ノ事業及業務」 とする。

(児童福祉法の一部改正)

第八十三条 児童 福 祉 法 昭昭 和二十二年法 律第 百 六十 应 号) 0) 部を次の ように改 正

第二十四条の二十第二項第一号中「第六十三条第二項」を 「第六十三条第二項第一号」 に改め、 同項第

二号中「標準負担額」を「食事療養標準負担額」に改める。

第六十三条の三の二第三項中 「読替え」 の下に「その他これらの規定の適用に関し必要な事 項」 を加え

る。

(船員保険特別会計法の一部改正)

第八十四条 船員保険特別会計法 (昭和二十二年法律第二百三十六号)の一部を次のように改正する。

第一 条 中 「老人保健 法 を 「高齢者の医療の確保に関する法律」に、 「拠出金及び国民健康保険法 (昭

和三十三年法律第百九十二号) の規定による拠出金」 を 「前期高齢者納 付金等及び後期高齢者支援金等」

に改める。

第三条中「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律」に、 「拠出金、 国民健康保険法の規定

による拠出金」 を 「前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等」 に改める。

第六条中 「老人保健 法 を 「高齢者 $\overline{\mathcal{O}}$ 医 療 の確 保に関する法律」 に、 - 拠 出 金、 国民健康保険法 0 規定

による拠出金及び」 を 「前 期高 齢 者 納 付金等 及び 後期 高齢者支援金等並 がに に改 め

第十九条ただし書中 「但し」を「ただし」に改め、 「並びに第二十四条及び第二十五条」を削り、 同条

第二十条から第二十六条までを削り、 第二十七条を附則第二条とし、 同条の次に次の二条を加える。

第三条 国民健康保険法 (昭和三十三年法律第百九十二号)附則第十条第一項の規定による拠出金を納付

する間、 第一条中 「後期高齢者支援金等」とあるのは 「後期高齢者支援金等、 国民健康保険法 (昭 和三

十三年法律第百九十二号)の規定による拠出金」と、 第三条及び第六条中 「後期高齢者支援金等」 とあ

るのは 「後期高齢者支援金等、 国民健康保険法 .の規定による拠出金」とする。

確保に関する法律附則第二条に規定する政令で定める日

までの間、

第一

第三

条及び第六条中 「及び後期高齢者支援金等」とあるのは、 後期高齢者支援金等及び病床転換支援金

等」とする。

第四

条

高齢

者

 \mathcal{O}

医

療

 \mathcal{O}

(船員保険特別会計法の一部改正に伴う経過措置)

第八十五条 前条 0 対規定に、 よる改正 後 の船員保険特別会計法 の規定は、 平成二十年度の予算から適用し、 平

成 十 九年度の 収入及び支出 並 びに 同 年 度以; 前 の各年度の決算に関しては、 なお従前の例による。

(社会保険診療報酬支払基金法の一部改正)

第八十六条 社会保険診療報酬支払基金法 (昭和二十三年法律第百二十九号) の一部を次のように改正する。

第二十条中 「診療 報 酬 請求 書 \mathcal{O} 審 査に関して」 を 「職務 上」に改 め、 「医師若しくは歯 科医 師 \mathcal{O} 業 務 上

の秘密又は個 人の を削り、 「秘密を」の下に「故なく」を加える。

第三十三条中 「審査委員、 役員、 幹事若しくは職員又はこれらの職にあつた者が、 診療報酬 請求書 の審

査に関して知得した医師若しくは歯科医師 の業務上の秘密又は個 人の秘密を故なく漏らしたとき」 を 「 第

二十条の規定に違反して秘密を漏らした者」に改める。

第八十七 条 社会保険 診 療 報 酬 支払基金 法 *の* 部を次 のように 改正する。

第一 条 中 「国民健康保険組合」の下に「、 後期高 ||齢者医療広域連合」を、 「国民健康保険法 (昭和三十

三年法律第百九十二号)」 の下に、、 高齢者の医療の確保に関する法律 (昭和五十七年法律第八十号) 」

を加える。

第十五条第二 一項中 麻 楽及び 向精神薬取 締法 昭昭 和二十八年法律第十四号)」 を 「又は 麻 薬及び 向 精

神薬 取 締法 (昭 和二十八年 法 律第十四号)」 に改 め、 「又は 老人保健法 (昭 和 五 + 七 年法律第八十号) 第

二十九条第三項 (同法第三十一条の二第十項並びに第三十一条の三第九項及び第十項にお いて準用する場

合を含む。)若しくは同法第四十六条の五の二第十項」及び「若しくは老人訪問看護療養費」 を削っ る。

第八十八条 社会保険診 療報酬支払基金法 の 一 部を次のように改正する。

第一条中「政府」の下に「、全国健康保険協会」を加える。

(船員職業安定法の一部改正)

第八十九条 船員職業安定法 (昭和二十三年法律第百三十号) の一部を次のように改正する。

第九 十三条第五項中 「老人保健法」 を 「高齢者の医療 の確保に関する法律」 に改める。

第九十条 船員職業安定法の一部を次のように改正する。

第九十三条第一項中「及び第七項第二号」を削り、 「並びに第五十三条第二項第二号」を「及び第五十

三条第二項第二号」に改める。

(生活保護法の一部改正)

第九十一 条 生活保護法 昭昭 和二十五年法律第百四十四号) の一部を次のように改正する。

第十五条 の 二 一第四 項中 同条第二十五項に規定する介護保健施設サー ビス及び同条第二十六項に規定

する介護療養施設サービス」を「及び同条第二十五項に規定する介護保健施設サービス」に改める。

第三十一条第四項中 介護老人保健施設 (同条第二十五 項に規定する介護老人保健施設をいう。 以 下

同 又は介護 護療養型医 療施設 同 条第二十六項に規定する介護 療 養型医 療施 設 をいう。 以下 同

を 「又は介護老人保健施設 (同条第二十五項に規定する介護老人保健施設をいう。 以下同じ。)」に改

め、「若しくは介護療養型医療施設」を削る。

第三十四条の二第二項中 介護老人保健施設及び介護療養型医療施設」 を「及び介護老人保健施設

に改める。

第五 十匹 条の二第 項 中 介護老人保健施設又は介護療養型医療 施 設 を 「又は介護老人保健施 設

に、 介護老人保健施設若しくは介護療養型医 .療施設」を「若しくは介護老人保健施設」 に改める。

(社会保険審査官及び社会保険審査会法の一部改正)

第九十二条 社会保険審 査官及び社会保険審査会法 (昭和二十八年法律第二百六号) の一部を次のように改

正する。

第三条第二号中 健 康保険 以組合、 を 「全国 健 康保険協会、 健康保険 以組合、 に 改め

第九条第一項中 「又は国民年金基金」を「、 国民年金基金又は健康保険法の規定により健康保険の事務

(老人福祉法の一部改正)

第九十三条 老人福祉法 (昭和三十八年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

第十条の見出し中「健康保持及び」を削り、 同条第一項を削り、 同条第二項を同条とする。

第十条の二中 「前条第一項に規定する老人保健法に基づく措置及び同条第二項」 を 「前条」 に改める。

第二十条の八第六項中 「老人保健法第四十六条の十八第一項に規定する市町村老人保健計画 「 及 び 」 を削

る。

第二十条の九第四項中「老人保健法第四十六条の十九第一項に規定する都道府県老人保健計画及び」を

削る。

(住民基本台帳法の一部改正)

第九十四条 住民基本台 帳法 (昭和四十二年法律第八十一号)の一 部を次のように改正する。

第七 条第十号の二中「第二十八条の二」を「第二十八条の三」に改め、 同号を同条第十号の三とし、 同

条第十号の次に次の一号を加える。

十 の 二 後期高齢者医療 の被保険者 (高齢者の医療の確保に関する法律 (昭和 五. 十七年法律第八十号)

第五十条及び第五十一条の規定による後期高 齢者医療 の被保険者をいう。 第二十八条の二及び第三十

条第三項において同じ。)である者については、その資格に関する事項で政令で定めるもの

第二十八条の二を第二十八条の三とし、第二十八条の次に次の一条を加える。

(後期高齢者医療の被保険者である者に係る届出 の特例)

第二十八条の二 この法律の規定に よる届出をすべき者が後期高 ご齢者医療の被保険者であるときは、 その

者は、 当該 届出に係る書面に、 その資格を証する事項で政令で定めるものを付記するものとする。

第三十一条第三項中「国民健康保険の被保険者」の下に「、 後期高齢者医療の被保険者」を加える。

附則第七条中「第七条第十号の二」 の雇 \mathcal{O} 促進に関する特別措置法の一 を「第七条第十号の三」 部改正) に改める。

船

員

用

第九十五条 船 員 $\widehat{\mathcal{O}}$ 雇 用 の促進に関する特別措置法 (昭和五十二年法律第九十六号) の一部を次のように改

正 する。

第十五条第三項中 「第五十九条第五項第一号」の下に「及び第三号」を加え、 「第六十条第一項第一号

及び第三号」を「第六十条第一項第一号、 第三号及び第五号」に改め、 同条第六項中 「老人保健法」 を

高齢者の医療の確保に関する法律」に改める。

第九十六条 船 温員の 雇用 用 の促進に関する特別措置法の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中 「及び第七項第二号」を削り、 「並びに第五十三条第二項第二号」を「及び第五十三

条第二項第二号」に改める。

地 域における公的 介護施設等の計 画的な整備等 の促進に関する法律 (T) 部改正

第九 十七 之 条 地 域 における公的 ?介護: 施 設等の 計 画的 な整備等の 促進に関する法律 (平成元年法律第六十四号

)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中 老人保健法 (昭和五十七年法律第八十号) 第十二条に規定する保健事業」 を削る。

(原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の一部改正)

第九十八条 原子 ·爆弾被爆者に対する援護に関する法律 (平成六年法律第百十七号) の一部を次のように改

正する。

第十八条第一項中 「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律」に、 「社会保険各法による」

を 険各法若しくは 「社会保険各法若しくは 高 齢 者 \mathcal{O} 医 高 療 齢者の医 \mathcal{O} 確 保 に 一療の 関する法 確保に関する法律による」に、 律 に改 め、 同条第五 項 中 「社会保険各法の」 「社会保険 各 法 \mathcal{O} を 規 定に、 「社会保 よる

を 「社会保険各法若しくは高齢者の医療 の確保に関する法律の規定による」に、 「社会保険各法の規定

により」を「社会保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定により」に、

「社会保険各法

の規

定に かかわらず」を 「社会保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定にかかわらず」 に改める。

(介護保険法施行法の一部改正)

第九十 -九条 介護保険 法 施 行法 伞 成 九 年法律第百二十四号) *(*) 部を次 のように改 正する。

第十三条第五項中 「第五十一条の二第一項」を 「第五十一条の三第一項」に改め、 同条第六項中 「第五

十 一 条の二第三項」を 「第五十一条の三第三項」に改め、 同条第七項中「第五十一条の二第六項」 を 「 第

五十一条の三第六項」に改める。

(健康増進法の一部改正)

第 百 条 健 康 増 進 法 伞 成 + 应 年法律第百三号) の <u>ー</u> 部を次のように改正する。

目次中「第十九条」を「第十九条の四」に改める。

第六条第十号中 「老人保健法」 を 一高 i 齢者 の医 療 の確保に関する法律」 に、 「市町村」 を「政府、 健康

保険 組 合、 市 町 村、 国民健 康保険 組 合、 共済 組 合、 日本 私立学校 振 興 共 (済事 · 業 団 一又は第 後期高齢者医 療 広

域連合」に改め、 同条中第十二号を第十三号とし、 第十一号の次に次の一号を加える。

十二 この法律の規定により健康増進事業を行う市町村

第八条に次の一項を加える。

4 玉 は 都 道 府県健立 康増進計画 又は 市町村健康増進計 画に基づいて住民の健 康増進の ために必要な事業

を行う都道府 用果又は 市 町 村に対 予 算 の範囲内において、 当該事業に要する費用の一 部を補 助するこ

とができる。

第十七条に次の一項を加える。

2 市 町村は、 前項に規定する業務 の一部について、 健康保険法第六十三条第三項各号に掲げる病院又は

診 療 所そ 0 他 適当と認められるものに対 し、 その実施を委託することができる。

第十八条第二項中「前条」を「前条第一項」に改める。

第四章中第十九条の次に次の三条を加える。

(市町村による健康増進事業の実施)

第十九条の二 市 町村 は、 第十七名 条第 項に規定する業務に係る事業以外の健康増進事業であって厚生労

働省令で定めるものの実施に努めるものとする。

(都道府県による健康増進事業に対する技術的援助等の実施)

第十九条の三 都道府県は、 前条の規定により市 町村が行う事業の実施に関 Ļ 市町村相互間 の連絡調整

を行 い、 及び市 町 村 の求 めに応じ、 その 設置、 する保健所による技術的 事項に つ 7 ての 協 力そ \overline{O} 他当該市

町村に対する必要な援助を行うものとする。

(報告の徴収)

第十九条の四 厚生労働大臣又は都道府県知事は、 市町村に対し、 必要があると認めるときは、 第十七条

第一 項に規定する業務及び第十九条の二に規定する事業の 実施の状況に関する報告を求めることができ

る。

第二十八条を次のように改める。

(特別用途表示の許可の取消し)

第二十八条 厚生労働大臣は、 第二十六条第一 項の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するとき

は、当該許可を取り消すことができる。

- 一 第二十六条第五項の規定に違反したとき。
- 二 当該許可に係る食品につき虚偽の表示をしたとき。

当該許可を受けた日以降における科学的知見の充実により当該許可に係る食品について当該許可に

係る特別 用途表示をすることが適切でないことが判明するに至 ったとき。

第二十九条第二項中

「第五

項まで」

の 下 に

「及び前条」

を加え、

前条の

規定

は同

項の承認を受けて

特別用途表示をする者について」を削り、 「前条中 「同条第五項」」を「前条第一 号中「第二十六条第五

埧」」に改める。

第百一条 健康増進法の一部を次のように改正する。

第六条第一 号 中 「政府」 を 「全国 健 康保険協会」 に改め、 同条第十号中「政府、 健康保険組合」 を「全

国健康保険協会、健康保険組合、政府」に改める。

(構造改革特別区域法の一部改正)

第百二条 構造改革特別区域法 (平成十四年法律第百八十九号)の一 部を次のように改正する。

第十 八条第 項 中 万及び 特定療 《養費」 を 入院時: 生 活 療養費に係 る療養及び 保 険 外 併 用 療 養 費」 に改

め、 同条第七項中 (同法第八十六条第十二項において準用する場合を含む。) 」 及 び 「又は同法第八十

六条第一項第一号の承認」を削る。

第百三条 構造改革特別区域法の一部を次のように改正する。

第十八条第 項中 老 人保健法 昭昭 和 五. 十七年 法律第八十号) による医療」 を 「高齢者の医療の 確保に

関 す る法法 律 (昭 和五 十七 年 法 律第八十号) による 療 養 の給付」 に改 が る。

第百四条 構造改革特別区域法の一部を次のように改正する。

第十八条第八項中 「政府」の下に 「、全国健康保険協会」 を加える。

国 \mathcal{O} 補 助 金等の整理及び合理化等に伴う国民 健 康保険法等の一 部を改正する法律の一部改正)

第百 五 条 玉 \mathcal{O} 補 助 金等 · の 整 理及びか 合理化等に伴う 国 民健 康保険 法法等 0) 部を改正 する法律 (平成十七年法

律第二十五号)の一部を次のように改正する。

附則第四条第一項第一号中 「額」の下に「から健康保険法等の一部を改正する法律 (平成十八年法律第

号) 第十条の 規定による改 正 後 0 玉 [民健 康保険法 (以 下 「平成十八年改 正 後国保法」という。 附

則第十二項 \bigcirc 規定に ょ る繰入金の二分の一 に 相当する額 を控 除 L た 額」 を加 え、 同 条第 兀 項 中 得 た 額

の下に 「から、 平成十八年改正後国保法附則第十 九項の規定により国が 負担する費用の 額 から当該費用 \mathcal{O}

の三分の一以内の額を控除した額を控除した額として予算で定める額」

を加え、

同項第六号中

操

入金

額

 \mathcal{O} 下に 「及び平成十八年改正後国保法附則第十二項の規定による繰入金の合算額」 を加える。

附 則 第 五. 一条第四 項 第 号中 「掲げ る額」 の 下 に っか ら平成・ 十八年改正 後国 保法 附則 第十二項 \mathcal{O} 規定 によ

る繰入金の二分の一に相当する額を控除した額」を加える。

第百六条 玉 \mathcal{O} 補 助 金等 が 整 理及び合理化等に伴う国民健康保険法等の一部を改正する法律の一 部を次のよ

うに改正する。

附 則第四 条 第 項各号列記以外の部分中 新国 [保法第七十条第一 項」 を 「健康保険法等の一 部を改正 す

る法 律 (平成十八 年法 律 :第 号) 第十 条 O規定に よる改正 後 \mathcal{O} 玉 民 健 康 保 険法 (以 下 「平成 十八 年

+ 月 改 正 後国 保 法 という。 第七十条第 項」 に改 め、 同 項 第 号中 新 国 [保法] を 平 成十 八 年 + 月

後国保法」 に改め、 「(平成十八年法律第 号) を削り、 同 条第三項中 「新国保法」を 平成

改 正

十八年十月改正後国保法」に改める。

附 崱 第 五 条第 項、 第三 一項及び 第四 「項第一 号中 「新国保法」 を 「平成十八年十月改正後国 [保法] に改め

る。

(独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部改正)

第百七条 独立行 政法: 人年 金 • 健康保険福祉施設整理機構法 (平成十七年法律第七十一号) の一部を次のよ

うに改正する。

第三 条中 (政府が管掌する」を (政府が管掌 Ĺ ていた」 に、 「供する」 を「供していた」に、 及

び政府」を「及び全国健康保険協会」に改める。

第十四条第三号中「供する」を「供していた」に改める。

第十五条第三 項中 「借入金及」 とあるのは \Box を 「拠出金及」 とあるのは 「拠出金、 に改め、 借

入金」を削る。

独 立 行 政 法 人 年金 健 康 保険福: 祉 施設 整理機 構 法 の 一 部改正に伴う経過措置

第百 八条 前条の規定による改正後の独立行政法人年金 健康保険福祉施設整理機構法第十五条第三項の規

定は、平成二十一年度の予算から適用する。

(郵 政 民営化法等の施 行に伴う関係法 律の 整備等に関する法律の一 部改正)

第百九条 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第百二号)の一部

を次のように改正する。

附 三則第五十八条中第十三号を削り、 第十四号を第十三号とし、 第十五号から第二十三号までを一号ずつ

繰り上げる。

(障害者自立支援法の一部改正)

第百十条 障害者自立支援法 (平成十七年法律第百二十三号) の一部を次のように改正する。

第五十八条第三項中「次に掲げる額の合算額」を「第一号に掲げる額 (当該指定自立支援医療に食事療

養 (健康保険法第六十三条第二項第一号に規定する食事療養をいう。 以下この項において同じ。) が含ま

れるときは、 当該額及び第二号に掲げる額の合算 額、 当該指 定自立支援医療に生活 原養 (同 条第二項第二

号に規定する生活療養をいう。 以下この 項において同じ。) が含まれるときは、 当該額及び第三号に掲 げ

る額の合算額)」に改め、 同項第一号中 「(健康保険法第六十三条第二項に規定する食事療養をいう。 以

下この項にお いて同じ。 を 「及び生活療養」 に改め、 同項第二号中 「標準負担 . 額 _ を 「食事 療養標準

負担額」に改め、同項に次の一号を加える。

当該指定自立支援医療 (生活療養に限る。) につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の

例により算定した額から、 健康保険法第八十五条の二第二項に規定する生活療養標準負担額、

定障害者等の所得 の状況その他 の事情を勘案して厚生労働大臣が定める額を控除 Û た額

(高 齢者虐待 \mathcal{O} 防 止 高 齢 者の養護者に対する支援等に関する法律 \mathcal{O} 部改正)

第百十一 条 高 齢 者虐 待 の防 止 高齢 者 の養護者に対する支援等に関する法律 (平成十七年法律第百二十四

万)の一部を次のように改正する。

第二条第五項第一号中 同条第二十六項に規定する介護療養型医療施設」を削る。

(租税特別措置法の一部改正)

第百十二条 租 税 特別措 置法 (昭和三十二年法律第二十六号)の一 部を次のように改正する。

第二十六条第二項第 一号中 特 定療養費」 を「入院時生活療養費、 保険 外併 用 療養費」 に改め、 同 · 項 第

四号中「若しくは特定療養費」を「、 入院時生活療養費若しくは保険外併用療養費」に改める。

税特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

(租

第百十三条 前 条の 規定による改正 後 \mathcal{O} 租税特別措置法第二十六条の規定は、 施行 日以後に行わ れ る同 条第

二項に規定する社会保険診療について適用し、 施行日前に行われた前条の規定による改正前の 租税特別措

置法第二十六条第二項に規定する社会保険診療については、 なお従前の例による。

(所得税法の一部改正)

第百 1十四条 所得 税法 昭昭 和 四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第七十四条第二項第二号の次に次の一号を加える。

<u>ー</u>の <u>ー</u> 高齢者の医療の確保に関する法律 (昭和五十七年法律第八十号) の規定による保険料

第百十五条 所得税法の一部を次のように改正する。

別表第一 第一 号 の 表船員災害防 止 協会の項の次に次のように加える。

全国健康保険協会

健康保険法

(法人税法の一部改正)

第百十六条 法人税法 (昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二第一 号の表船員災害防 止協会の項の次に次のように加える。

全国 健 康 保 険 協 会

> 健 康 保 険 法

印 紙 税法 0 部改正

別表第三の文書名

の欄中

「老人保健法」

を

「高

B 齢者

0

医療

 \mathcal{O}

確保に関する法律」に、

「第六十四条第一

第百十七条 印紙税法 (昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

項各号 (基金 の業務) に掲げる業務」 を 「第百三十九条第 項各号 (支払基金 の業務) に掲げ る業務、 同

法 附則第十一 条第一 項 (病床転換助 成事業に係る支払基金 $\overline{\mathcal{O}}$ 業務) に規定する業務」に、 「第八十一条の

十第一項各号 (基金の業務)」 を「附則第十七条各号(支払基金の業務)」に改める。

登録免許税法の一部改正)

第百十八条 登録免許 税 法 (昭 和四: 十二年法律第三十五号) の一部を次のように改正する。

別 表第三の十五 の項を次のように改める。

康保険協会	十五 全国健
	健康保険法
建物の敷地の用に供する土地の権利の取得	事務所用建物の所有権の取得登記又は当該
するものであること	第三欄の登記に該当

登記 定 あるものに限る。 を証する財務省令で め る 書 類 \mathcal{O} 添 付 が

(消費税法の一部改正)

第百十九条 消費税法 (昭 和六十三年法律第百八号) の一部を次のように改正する。

別 表第 第六号イ及び 口 中 「 特 定療養費」 を「入院時生活療養費、 保険 外併 用療養費」 に改める。

第百二十条 消費税法の一部を次のように改正する。

別表第一 第六号口中 「老人保健法」 を 「高: 齢 者 の 医療の確保に関する法律」に、 「基づく医療」 を 基

づく療養の給付」に、 「又は医療費」 を 療養費又は特別療養費」に、 「老人訪問看護療養費の支給に

係る指定老人訪問看護」 を 「訪問 看 護療養費の支給に係る指定訪問 看 護 に改める。

第百二十一条 消費税法の一部を次のように改正する。

別表第三第 号 の 表 船 員災害防 止 協 会の 項 0 次に次のように加える。

全国健康保険協会

健康保険法

(地方自治法の一部改正)

第百二十二条 地方自治 治 法 (昭和二十二年法律第六十七号) の一部を次のように改正する。

別表第一老人保健法 (昭和五十七年法律第八十号)の項第一号中「第五項」の下に「(第三十一条の二

の二第七項及び第三十一条の三第六項において準用する場合を含む。)、第三十一条の二の二第一項」を

加え、 「及び第四項」を削り、 同項第二号中「第五項 (」の下に「これらの規定を」を加え、 「並びに第

三十一 条の三第九項及び第十項」 を 第三十一条の二の二第七項及び第三十一条の三第六項」に改める。

第百二十三条 地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第一老人保健法 (昭和五十七年法律第八十号)の項を次のように改める。

高 (昭和五十七年法律第八十号) 齢 者 の医療 \mathcal{O} 確保に関する法律 第四十四条第四項 項 る場合を含む。)、 及び第八十二条第二項にお 項 (第七十二条第二項、 (第七十四条第十項、 (第百二十四条及び附則第十条において準 第六十一条第一項及び第二項、 第七十四条第十項、 第七 1 て準用する場合を含む。) 十五条第七項、 第七十五条第七項 第七十六条第六項 第六十六条第 及び第二 用す

いる事務	
第八十九条第一項の規定により都道府県が処理することとされて	
二十七条の規定において準用する国民健康保険法第八十八条及び	
附則第十一条第二項において準用する場合を含む。) 並びに第百	
合を含む。)、第百五十二条第一項及び第三項(これらの規定を	
条第二項、第百三十四条第二項(附則第十条において準用する場	
第八十二条第二項において準用する場合を含む。)、第百三十三	
、第八十条並びに第八十一条第一項及び第三項(これらの規定を	
条第六項及び第八十二条第二項において準用する場合を含む。)	
これらの規定を第七十四条第十項、第七十五条第七項、第七十六	
含む。)、第七十条第二項並びに第七十二条第一項及び第三項(
第七十六条第六項及び第八十二条第二項において準用する場合を	

第百二十四条 地 方財 政法 (昭和二十三年法律第百九号) 0) 部を次のように改 É する。

第三十七条中 平 成十五年度から平 成十七年度まで」 を 平 成十八年度から平成二十一年度まで」 に改

める。

第百二十五条 地方財政法の一部を次のように改正する。

第十条第十六号中 「特定療養費」 を 「入院時 生活療養費、 保険外併用療養費」 に改める。

第百二十六条 地方財政法の一部を次のように改正する。

第十条第十二号を次のように改める。

後期 高 齢者医療の 療養の給付並びに入院時食事療養費、 入院時生活療養費、 保険外併用療養費、

療養費、 訪問 看護療養費、 特 別 療養費、 移送費、 高額療養費及び高額介護合算療養費の支給並びに財

政安定化基金への繰入れに要する経費

第十条第十六号中 「及び 高 [額療] 養 費」 を 高 額 「療養費及び高額介護合算療養費」に、 老 人保知 健 医 療

費拠 出 金及び」 を 前 期高 齢 者納: 付 :金及び: 後期 高 齢者支援金並びに」 に改め、 「介護納付金の 納付」 の 下

に「並びに特定健康診査及び特定保健指導」を加える。

負担 療 保険 \mathcal{O} 第十一 .すべき部分にあつては介護保険の」に改め、 財 (T) 、政安定化基金拠出金をもつて充てるべき部分を、 条の二中 を 「第十条第十二号に掲げる経費のうち 「第十条第十三号に掲げる経費のうち地方公共団体が負担すべき部分にあつては、 地 「係るもの」の下に「並びに特定健康診査及び特定保 方公共 同条第十三号に掲げる経費のうち地方公共団 団 体が負担すべ き部分に あ つて は 後 期 高 齢 体 介護 者 健 が 医

t の 第三十七条中 に、 並 一びに高! 「係るもの」 額 医 「療費共」 とあ 同 る 事 Ō は、 業 を 「係るもの」 高 額医 を 療費共同 「減 額に係るもの」 事 業 に改め、 とあ 同 条の るの は、 次に次 \mathcal{O} 減 際額に係る 条を加 る

指導に要する経費のうち都道府県

の負担に係るもの」

を加える。

(病床転換助成事業に要する経費に係る特例)

える。

第三十八条 で定める日 まで 高 齢者 \mathcal{O} 間 \mathcal{O} 医療 に お ける第十条第十六号の \mathcal{O} 確保に関する法律 (昭 規定 和 の適 五. 十七年法律第八十号) 用 に ついては、 同号中 附則第二条に規定する政令 「及び後期高齢者支援金

とあ る 0) は 後期 高 齢者支援金及び病床転換支援金」とする。

(厚生労働省設置法の一部改正)

第百二十七条 厚生労働省設置法の一部を次のように改正する。

第二十九条第三項 中 「特定」 療養費」 を 「入院・ 時 生活 療 養費に 係る療 養、 保険外併用療養費」 に改める。

第百二十八条 厚生労働省設置法の一 部を次のように改正する。

第四条第一項第九十六号の次に次の一号を加える。

九十六の二 後期高齢者医療制度に関すること。

第十四条中 「老人保健法」 を 高 齢 「者 の 医 療 \mathcal{O} 確保に関する法律」

第十八条第 項 中 「第九十一号 (第二十 九条第三 項に定め る事 務に係る部分を除く。)」 を 「第九

に改める。

号」に、 「第百号」を「第九十六号の二(後期高 . 齢者医療広域連合、 市町 村及び 玉 民健康保険 団体連合会

の指導及び監督に関する事務に係る部分に限る。)、 第百号」に改める。

第二十九条第三項中 「老人保健法 0 規定による医療」 を 「高 i 齢者 の医 療 \mathcal{O} 確保に関する法律の規定によ

る療養 の給付」 に、 「老人訪 間 看 護 療養費に係る指定老 人訪 間 看 護」 を 「訪問 看 護 療養 費に係 る指 定 訪 間

看 護」 に、 老 人保: 健関係業 務、 退 職者医療関係業務」 を 「高 齢 者 医 原制品 度関係業務」 に改め Ź.

附則に次の一項を加える。

4 第二十九条第三項 の規定の適用 に ついては、 当分の 間、 同 項中 「高 齢者医療制 度関係業務」 とある るの

は、 高 齢 者 医療 制 度関 係業務、 退 職 者 医 療関 「係業務」とする。

第百二十九条 厚生労働省設置法の一部を次のように改正する。

第十八条第

項 中

「第九十四号

の 下 に

「全国健康保険協会及び」を加える。

第二十七条中 「社会保険庁は」の下に「、 全国 健康保険協会が管掌す る健康保険 の事 業 のうち健康保険

法 0 規定により社会保険庁長官が行う業務に関する部分」 を加え、 「健 康保 険 事 業 を削 る。

第二十八条中 同 項第九十四号」 の 下 に (全 国 健康保険協会が管掌するも 0 のうち健康保険法 の規定

により社会保険庁長官が行う部分に限る。) に掲げる事務」 を加える。

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の一部改正)

第百三十条 次に 掲げる法律 \mathcal{O} 規定中 「老人保健法」 を 高 齢 ī者 の 医療 \mathcal{O} 確保に関する法律」 に改める。

精神保持 健及び 精 神障 害 者 福 祉 に . 関 する法律 (昭 和二十五 年法律第百二十三号)第三十条の二

結核予防法 (昭 和二十六年法律第九十六号) 第三十七条第 項

三 社会保険労務士法 (昭和四十三年法律第八十九号) 別表第一第三十号

兀 感染症 の予防及び感染症 の患者に対する医療に関する法律 (平成十年法律第百十四号) 第三十九条

(罰則に関する経過措置)

第百三十一条 この 法律 附 則第一条各号に掲げる規定については、 当該各規定。 以下同じ。)の施行前 に

した行為並びにこの 附 、則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則 の規定によりな

おその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則 の適用について

は、なお従前の例による。

(処分、手続等に関する経過措置)

第百三十二条 この法律 の施行前 に改正 前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条にお V

て同じ。)の規定によってした処分、 手続その他の行為であって、 改正後のそれぞれの法律 の規定に 相 当

の規 定が あるものは、 この 附則に別段 の定めが あるものを除き、 改正後のそれぞれ での法律 \mathcal{O} 相 当の 規 定に

よってしたものとみなす。

2 \mathcal{O} 法 律 \mathcal{O} 施 **紀**行前 に改正 前 のそ れぞれ \mathcal{O} 法律 \mathcal{O} 規定により届出その他 の手続をしなけ れば、 なら な 事 項

で、 この法律の施行 の目前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく命令に

別段の定めがあるものを除き、これを、改正後のそれぞれの法律中の相当の規定により手続がされていな

いものとみなして、改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第百三十三条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、 この法律の施行に伴い必要な経過措置は、

政令で定める。

理由

医療保険 制 度の 将来にわたる持続的 か つ安定的な運営を確保するため、 保険給付 \mathcal{O} 内容及び範 囲 \mathcal{O} 見直 L

間 0 医 費用負担 療費適正化を推進するため の調整及び後期高齢者に対する適切な医療の給付等を行うための制度の創設等の措置を総合的 の計 画 \mathcal{O} 作成及び保険者による健康診査等の 実施、 前期高齢者に係る保険者

に講ずる必要がある。 これが、この法律案を提出する理由である。